

第5期 三島市障害者計画  
【素案】

令和5年12月

三島市



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間 .....	6
4 「障がいのある人」の定義 .....	6
5 計画の策定体制 .....	7
<b>第2章 三島市の現状について</b> .....	8
1 人口 .....	8
2 障害者手帳所持者等の状況 .....	9
3 障害福祉サービスの利用状況 .....	19
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	23
1 基本理念と基本目標の設定 .....	23
2 基本方針 .....	24
3 基本方針における指標 .....	25
4 施策の体系 .....	26
<b>第4章 障害者計画の展開</b> .....	29
1 生活支援（保健・医療・福祉サービスの充実） .....	29
2 社会参加（学・職・遊の環境整備） .....	41
3 福祉のまちづくり（生活環境の整備） .....	55
4 ハートづくり（相互理解と交流促進） .....	64
5 計画推進（推進体制の整備） .....	70
<b>第5章 障害者計画の推進</b> .....	76
1 市民・民間事業者・行政の協働 .....	76
2 全庁的な推進体制の整備 .....	76
3 計画の管理 .....	76

資料編 .....	77
1 障害福祉サービスの内容 .....	77
2 障がい児を対象としたサービスについて .....	79
3 障がいのある人へのアンケート調査の概要 .....	80

〈「障がい」の表記について〉

本計画書では、「障害」という用語を、法律などに規定されている場合を除き、「障がい」というひらがなで表記しています。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

三島市は、障がい者施策を総合的・計画的に推進するため、平成8年度に「三島市障害者計画」を策定しました。その後、第2期三島市障害者計画、第3期三島市障害者計画を策定し、平成30年に、「みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」を基本理念とした「第4期三島市障害者計画」を策定し、さまざまな障がい福祉施策を推進してきました。

これまでの我が国の障害保健福祉の取組においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下、「共生社会」）の実現を目指し、法制度の整備が進められてきました。

平成28年に国が掲げた「地域共生社会」の考え方は、地域のあらゆる住民が、地域の課題を自身の課題として捉え、解決に向けて取り組むことで、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合うことができる社会であり、その実現のため、市町村には相談支援や社会参加に向けた支援だけではなく、地域住民が積極的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや体制整備が進められています。

同年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）により、障がいのある人の社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことを目的として、不当な差別の禁止や、企業や役所における合理的配慮について定められました。令和3年の「障害者差別解消法」の改正では、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、令和6年4月より施行されます。

平成30年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）及び「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることとなりました。

このような障がい者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、昨今の社会情勢の変化、国際的な視点を踏まえつつ、共生社会の実現を目指し、令和5年3月に、国において「第5次障害者基本計画」が策定されました。

この度、「第4期三島市障害者計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、目まぐるしく変化している障がい者を取り巻く福祉施策環境や福祉ニーズに対応するとともに、急速に発展する情報通信技術や自然災害の甚大化・広域化、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等を踏まえ、幅広い分野にわたる障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するために、新たに『第5期三島市障害者計画』を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画の性格

「障害者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和8年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

### (2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」として位置づけた法定計画です。

また、「三島市障害福祉計画・三島市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけた法定計画です。

#### 【障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画について】

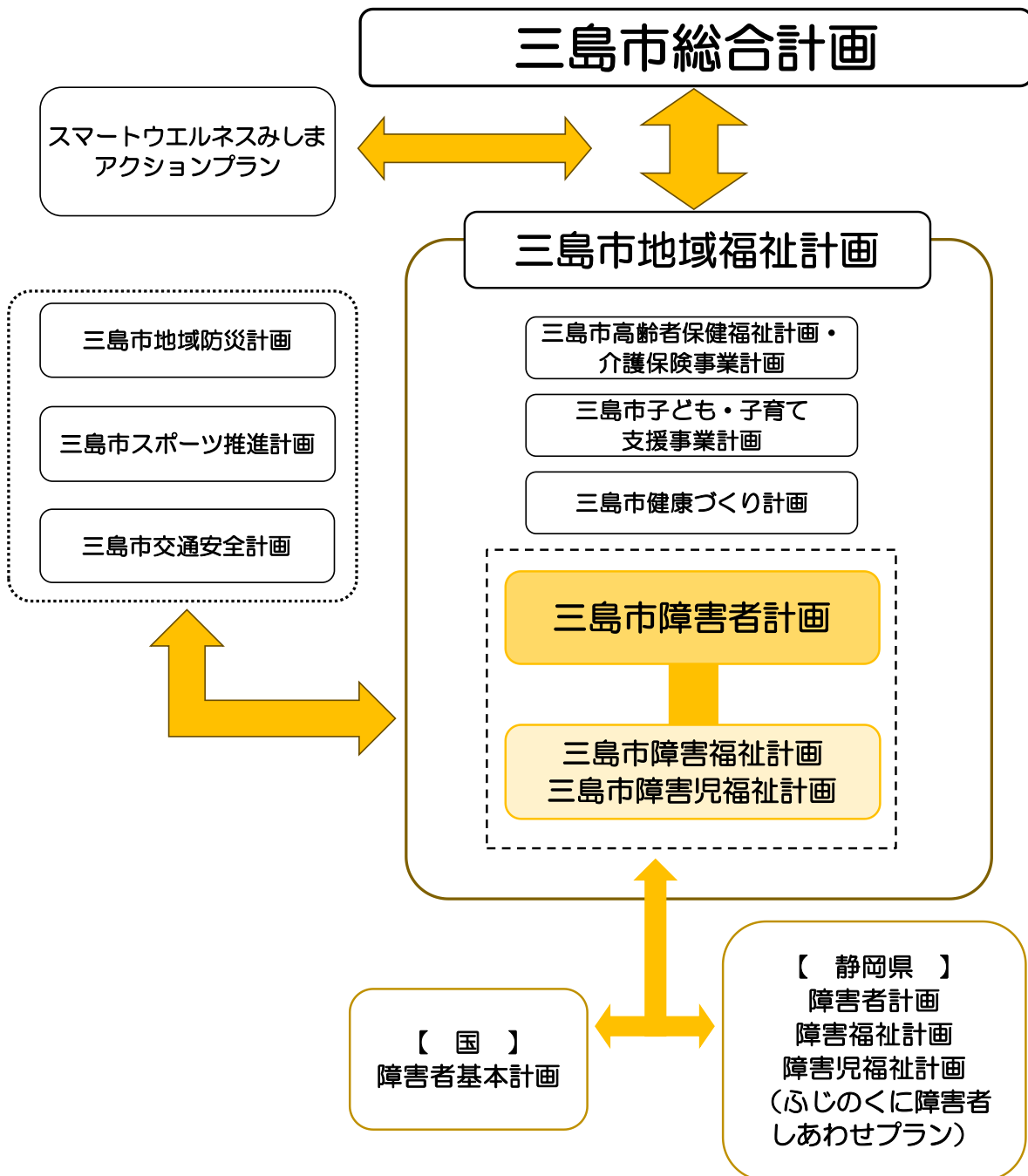
項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の障害者基本計画（第5次計画 令和4年度～令和9年度）の内容と、本市の計画（平成30年度～令和5年度）の進捗状況を確認し、見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいを有する児童の健全やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し</li> </ul>
本市における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者福祉を進めるための市の基本的な考え、施策を定めた計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者計画の生活支援を中心とした施策の具体的な数値目標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援等の円滑な実施を確保する計画</li> </ul>

### (3) 上位・関連計画について

本計画は、「三島市総合計画」を最上位計画とし、「三島市地域福祉計画」の分野別計画として、障がい者福祉に関する具体的事業を展開します。

また、「三島市高齢者保健福祉計画」及び「三島市介護保険事業計画」等、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

#### 【上位計画、関連計画について】



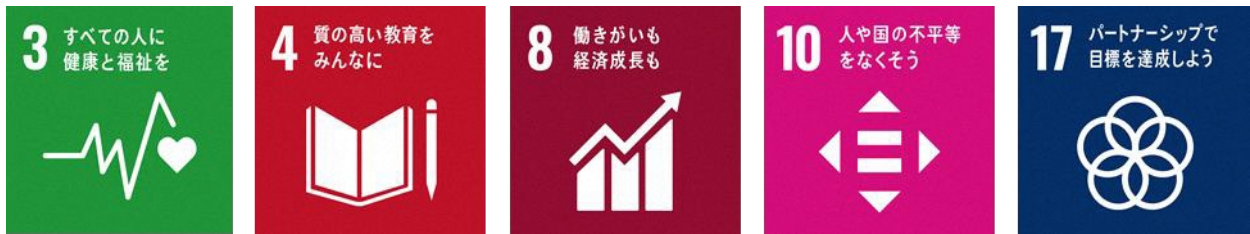
#### (4) SDGsについて

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成 27 年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年から令和 12 年までの 15 年間の国際的な行動目標です。

17 の目標、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

三島市総合計画における障がい福祉の分野では、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の5つの目標を関連があるものとして掲げており、本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。

#### 【三島市障害者計画の取組に該当するSDGsの目標】



#### 【SDGs 17の目標】

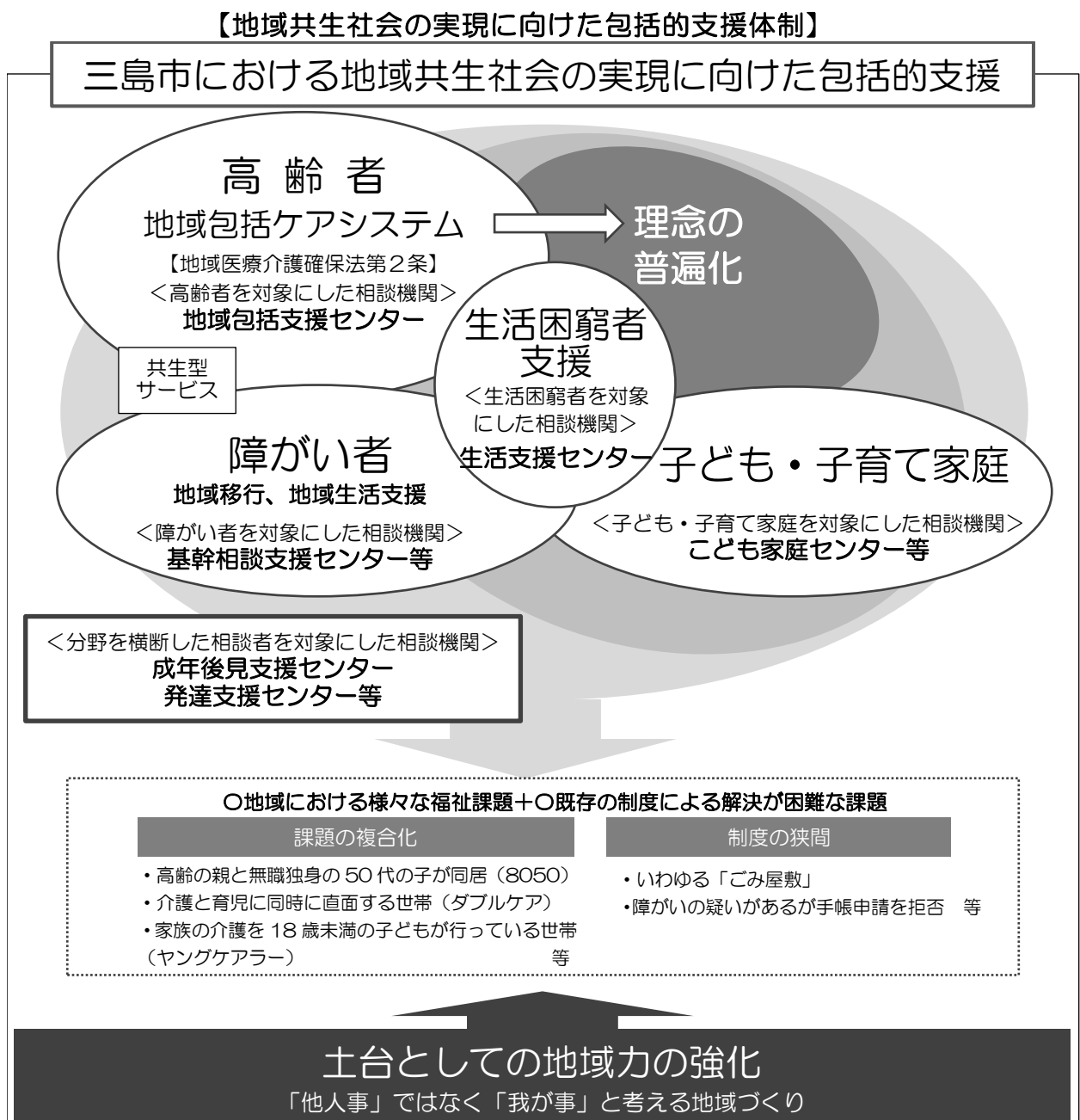




## (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援等、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域の活動に参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現するため、各分野と連携し生活上の困難を抱える地域住民への切れ目のない支援体制の構築を目指します。



資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を基に作成

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、本市の障がい者施策について、長期的・総合的な視点に基づき推進するものであるため、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

また、「第7期三島市障害福祉計画・第3期三島市障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、令和8年度に必要な見直しを行います。

なお、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化等、計画の見直しが必要と思われる場合には計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

#### 【計画期間について】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
三島市障害者計画	第4期計画 (H30~R5)			第5期計画 (R6~R11)					
三島市障害福祉計画 三島市障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (R3~R5)			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 (R6~R8)		第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 (R9~R11)			

### 4 「障がいのある人」の定義

本計画における「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の定義における「障害者」及び、障害者総合支援法第4条第1項の規定に基づく「障害者」（身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）、難病患者等）と同条第2項の規定に基づく「障害児」とします。

#### 【障害者基本法より】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### 【障害者総合支援法より】

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

## 5 計画の策定体制

### (1) 各種会議の開催

本計画は、

「三島市障害者施策推進協議会」

：「三島市附属機関に関する条例」に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査・審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行うことを目的に設置された市の附属機関

「三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）」

：「障害者総合支援法」第 89 条の 3 に基づき、障がいのある人への支援体制の整備を図るために設置された協議会

「三島市障害者計画等策定庁内検討委員会」

：本市の関係各課長から構成される協議・検討の場

「三島市障害者計画等策定庁内ワーキンググループ委員会」

：本市の関係各課担当者から構成される協議・検討の場

において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族へ、アンケート調査を実施しました。

◎調査期間：令和 4 年 11 月 2 日（水）～令和 4 年 11 月 21 日（月）

◎調査方法：郵送配布・郵送回収及びインターネットによる Web 回収

◎調査対象者：障害者手帳をお持ちの方、その他障害福祉サービス等を利用されている方の中から 2,000 人を無作為抽出。

◎回収数：809 件

◎回収率：40.5%

（※調査結果の詳細は資料編に掲載しています。）

### (3) 団体ヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、障がい者施策を推進するための課題や提案を伺うため、事業所や障がい福祉関係団体等へのヒアリングを実施しました。

（※ヒアリング結果の詳細は資料編に掲載しています。）

### (4) パブリック・コメントの実施

本計画案を、令和 5 年 12 月 14 日～令和 6 年 1 月 12 日まで市役所や市のホームページ等で公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

## 第2章 三島市の現状について

### 1 人口

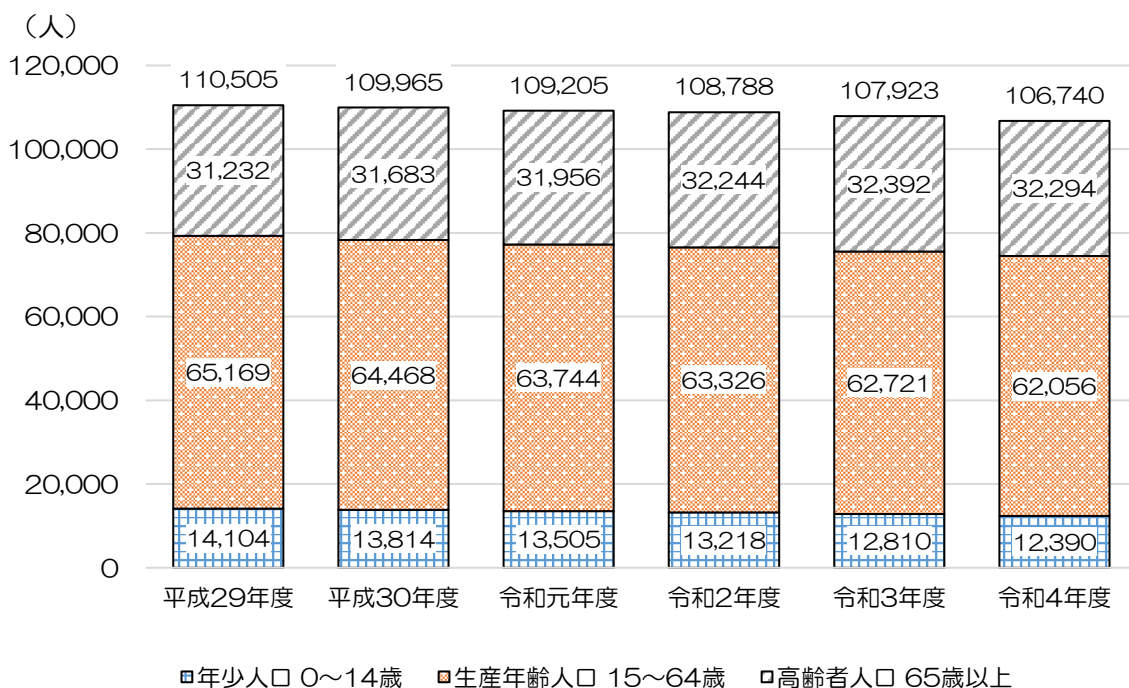
#### (1) 総人口の推移

本市の総人口は、令和4年度末現在で106,740人となっています。年少人口について平成29年度は12.8%でしたが、令和4年度は11.6%、高齢者人口について平成29年度は28.3%でしたが、令和4年度は30.3%となり、少子高齢化が進んでいます。

#### 【総人口・年齢3区分の推移】

単位/上段：人、下段：%（総人口に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	110,505	109,965	109,205	108,788	107,923	106,740
年少人口 0～14歳	14,104 12.8	13,814 12.6	13,505 12.4	13,218 12.2	12,810 11.9	12,390 11.6
生産年齢人口 15～64歳	65,169 59.0	64,468 58.6	63,744 58.4	63,326 58.2	62,721 58.1	62,056 58.1
高齢者人口 65歳以上	31,232 28.3	31,683 28.8	31,956 29.3	32,244 29.6	32,392 30.0	32,294 30.3



資料：住民基本台帳＋外国人登録（各年度末現在）

## 2 障害者手帳所持者等の状況

### (1) 障害者手帳所持者数

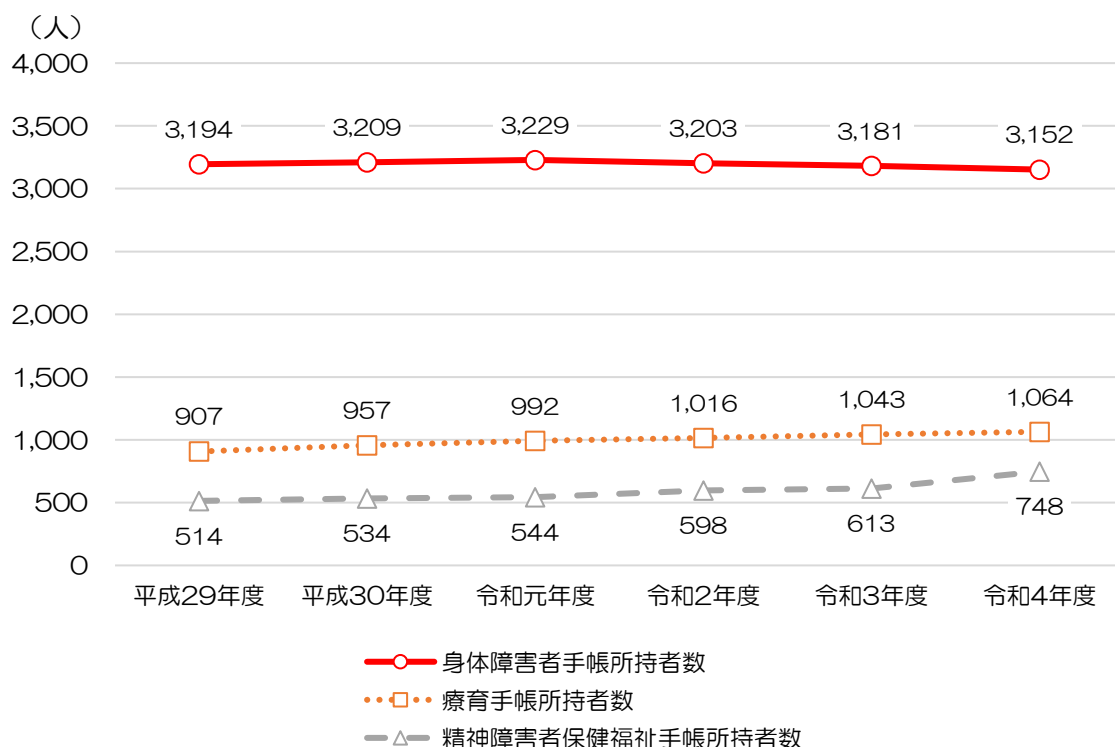
令和4年度末現在における本市の身体障害者手帳所持者数は3,152人で、総人口に対して3.0%、療育手帳所持者数は1,064人で総人口に対して1.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者数<sup>1</sup>は748人で、総人口に対して0.7%となっています。

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数が年々増加しています。

#### 【障害者手帳所持者数の推移】

単位/上段：人、下段：%（総人口に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口 (外国人含む)	110,505	109,965	109,205	108,788	107,923	106,740
身体障害者手帳 所持者数	3,194 2.9	3,209 2.9	3,229 3.0	3,203 2.9	3,181 2.9	3,152 3.0
療育手帳所持者数	907 0.8	957 0.9	992 0.9	1,016 0.9	1,043 1.0	1,064 1.0
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	514 0.5	534 0.5	544 0.5	598 0.5	613 0.6	748 0.7
手帳所持者総数	4,615 4.2	4,700 4.3	4,765 4.4	4,817 4.4	4,837 4.5	4,964 4.7



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

1 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加していますが、これは令和3年度までは更新申請中の人を除外していましたが、令和4年度からはより実態に近い数値とするため、更新申請中の人も含むようにカウント方法を変更したことによるものです。

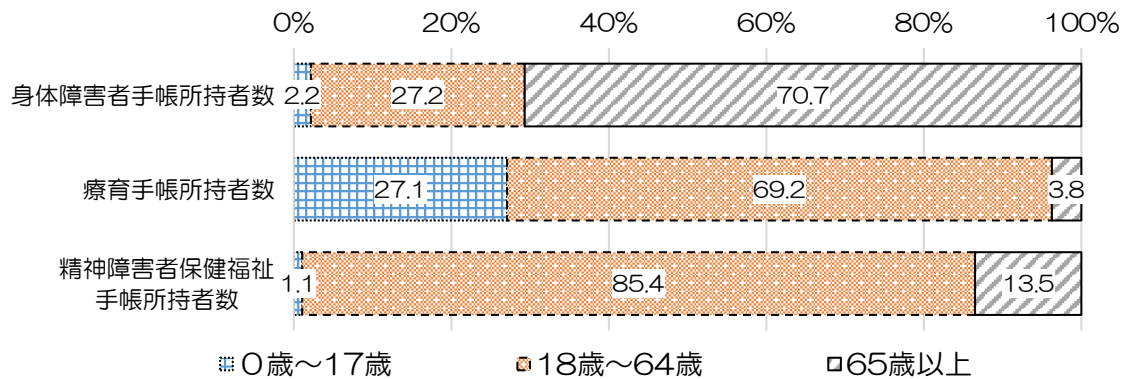
## (2) 障害者手帳所持者の年齢構成

令和4年度末現在における本市の障害者手帳所持者の年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上が6.9%と割合が高く、療育手帳所持者は0歳～17歳が1.9%となっています。

### 【障害者手帳所持数の年齢構成】

単位/所持者数：人、構成：%

		0歳～17歳	構成 (/B)	18歳～64歳	構成 (/B)	65歳以上	構成 (/B)	合計 B
年齢別人口（外国人含む） A		15,428	14.5	59,018	55.3	32,294	30.3	106,740
身体障害者手帳	所持者数	68	2.2	856	27.2	2,228	70.7	3,152
	構成 (/A)	0.4	/	1.5	/	6.9	/	3.0
療育手帳	所持者数	288	27.1	736	69.2	40	3.8	1,064
	構成 (/A)	1.9	/	1.2	/	0.1	/	1.0
精神障害者保健福祉手帳	所持者数	8	1.1	639	85.4	101	13.5	748
	構成 (/A)	0.1	/	1.1	/	0.3	/	0.7
手帳所持者	総数	364	7.3	2,231	44.9	2,369	47.7	4,964
	構成 (/A)	2.4	/	3.8	/	7.3	/	4.7



資料：障がい福祉課（令和4年度末現在）

### (3) 障がいの種類・等級別の身体障害者手帳所持者数

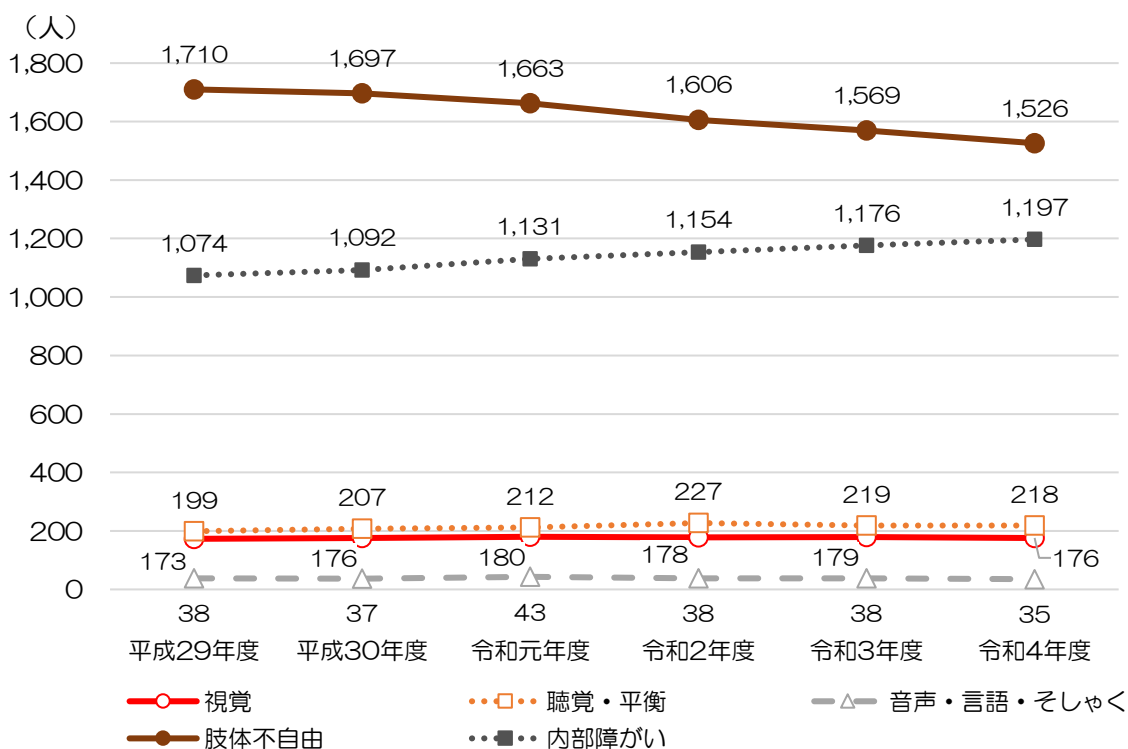
令和4年度末現在における本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類・等級別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい<sup>2</sup>となっています。また、平成29年度以降内部障がいが増加を続けています。

等級別構成割合をみると、令和4年度では1級・2級の重度者は全体の54.5%、3級・4級の中重度者は全体の34.7%、5級・6級の軽度者は全体の10.8%となっています。

【障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	173	176	180	178	179	176
聴覚・平衡	199	207	212	227	219	218
音声・言語・そしゃく	38	37	43	38	38	35
肢体不自由	1,710	1,697	1,663	1,606	1,569	1,526
内部障がい	1,074	1,092	1,131	1,154	1,176	1,197
計	3,194	3,209	3,229	3,203	3,181	3,152



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

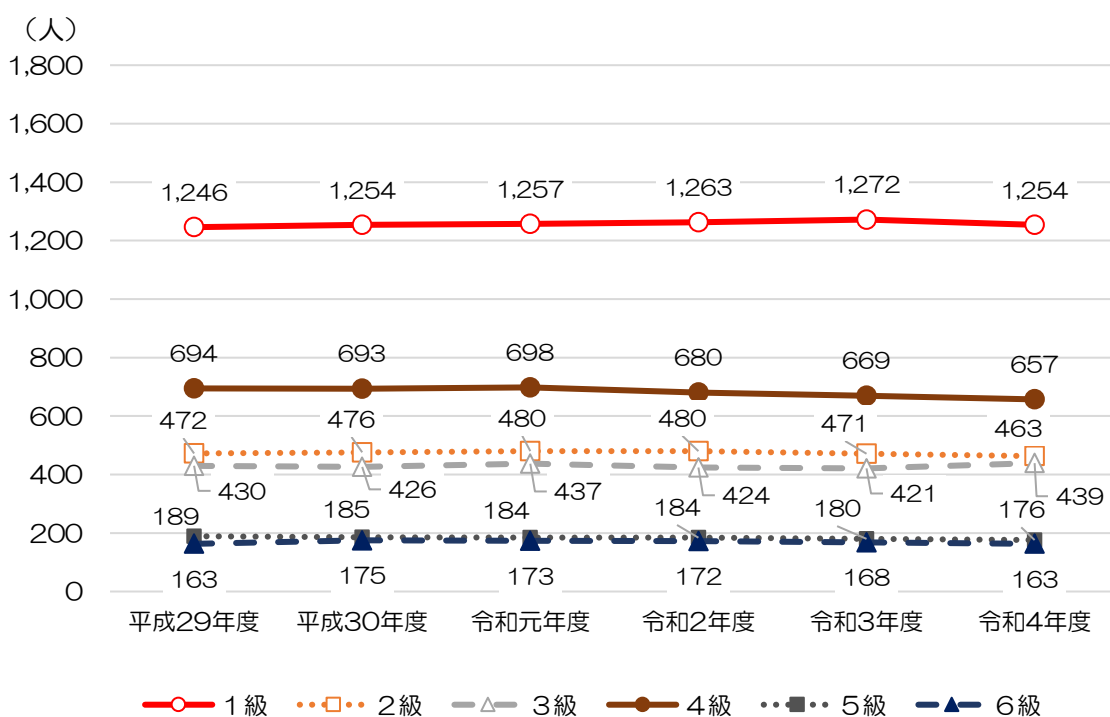
2 内部障がい：外見からは分からない体の内部に障がいがあることをいい、次の7つの種類があります。

- ①心臓機能障害 ②じん臓機能障害 ③呼吸機能障害 ④ぼうこう・直腸機能障害
- ⑤小腸機能障害 ⑥免疫機能障害 ⑦肝臓機能障害

## 【等級別の身体障害者手帳所持者数の推移】

単位／上段：人、下段：％（身体障害者手帳所持者数に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,246	1,254	1,257	1,263	1,272	1,254
	39.0	39.1	38.9	39.4	40.0	39.8
2級	472	476	480	480	471	463
	14.8	14.8	14.9	15.0	14.8	14.7
3級	430	426	437	424	421	439
	13.5	13.3	13.5	13.2	13.2	13.9
4級	694	693	698	680	669	657
	21.7	21.6	21.6	21.2	21.0	20.8
5級	189	185	184	184	180	176
	5.9	5.8	5.7	5.7	5.7	5.6
6級	163	175	173	172	168	163
	5.1	5.5	5.4	5.4	5.3	5.2
計	3,194	3,209	3,229	3,203	3,181	3,152



資料：障がい福祉課（各年度末現在）



#### (4) 等級別の療育手帳所持者数

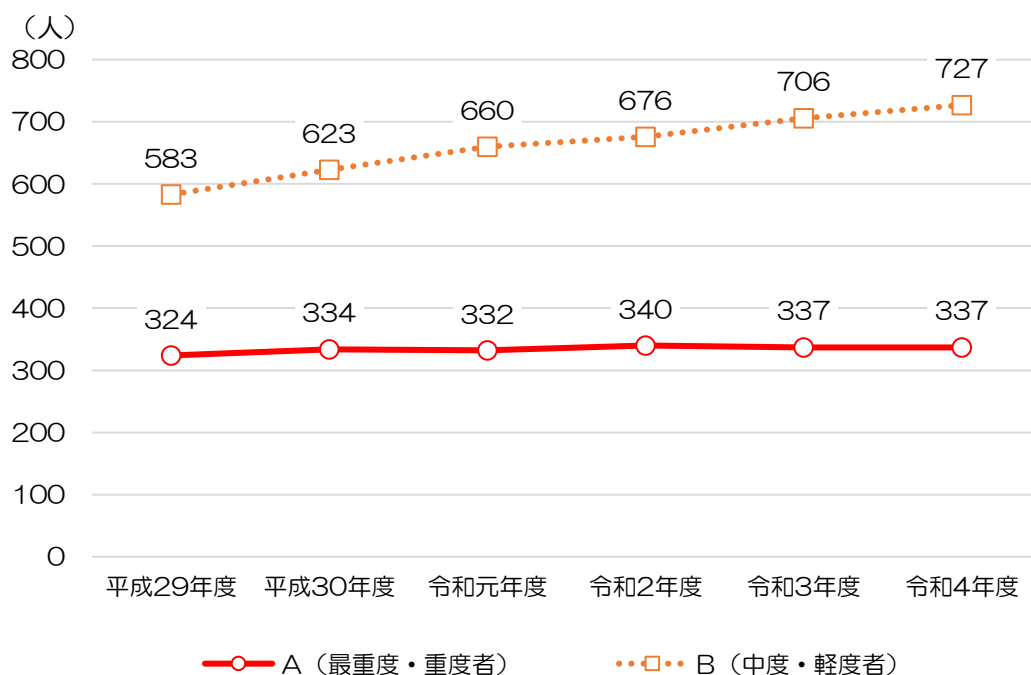
本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、Bの中度・軽度者は平成29年度以降増加を続けています。

等級別構成割合をみると、令和4年度ではAの最重度・重度者は全体の31.7%、Bの中度・軽度者は全体の68.3%となっています。

#### 【等級別の療育手帳所持者数の推移】

単位／上段：人、下段：％（療育手帳所持者数に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A (最重度・ 重度者)	324	334	332	340	337	337
	35.7	34.9	33.5	33.5	32.3	31.7
B (中度・ 軽度者)	583	623	660	676	706	727
	64.3	65.1	66.5	66.5	67.7	68.3
計	907	957	992	1,016	1,043	1,064



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

## (5) 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

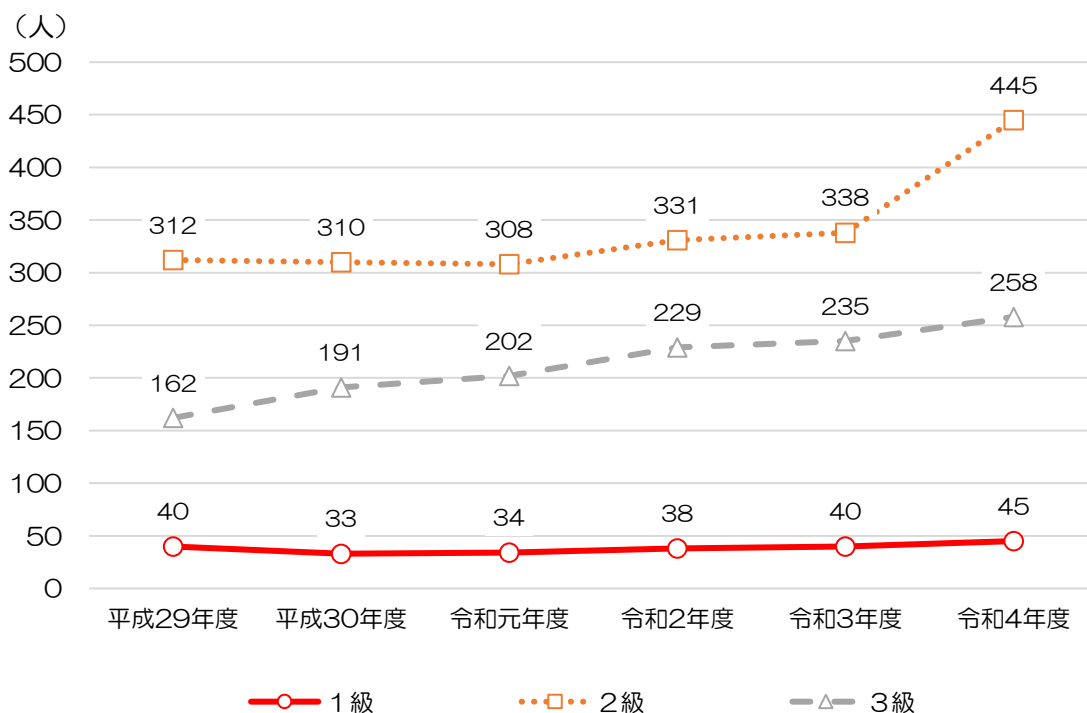
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数<sup>3</sup>を等級別にみると、平成 29 年度以降 3 級が増加を続けています。また、各等級において令和 3 年度から令和 4 年度にかけて大きく増加しています。

等級別構成割合をみると、令和 4 年度では 1 級の重度者は全体の 6.0%、2 級の中度者は全体の 59.5%、3 級の軽度者は全体の 34.5%となっています。

### 【等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位／上段：人、下段：％（精神障害者保健福祉手帳所持者数に対する比率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	40	33	34	38	40	45
	7.8	6.2	6.3	6.4	6.5	6.0
2 級	312	310	308	331	338	445
	60.7	58.1	56.6	55.4	55.1	59.5
3 級	162	191	202	229	235	258
	31.5	35.8	37.1	38.3	38.3	34.5
計	514	534	544	598	613	748



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

<sup>3</sup> 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて大きく増加していますが、これは令和 3 年度までは更新申請中の人を除外していましたが、令和 4 年度からはより実態に近い数値とするため、更新申請中の人も含むようにカウント方法を変更したことによるものです。

## (6) 自立支援医療（精神通院）受給者数

本市の自立支援医療（精神通院）の受給者数<sup>4</sup>をみると、平成29年度以降おおむね増加傾向にあり、令和4年度では1,317人となっています。

また、令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加しています。

### 【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療（精神通院）受給者数	1,054	1,062	1,109	1,175	1,173	1,317



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

4 自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加していますが、これは令和3年度までは更新申請中の人を除外していましたが、令和4年度からはより実態に近い数値とするため、更新申請中の人も含むようにカウント方法を変更したことによるものです。

## (7) その他の障がい

本市の特定医療費（指定難病<sup>5</sup>）受給者数をみると、平成29年度以降おおむね増加傾向にあり、令和4年度では807人となっています。

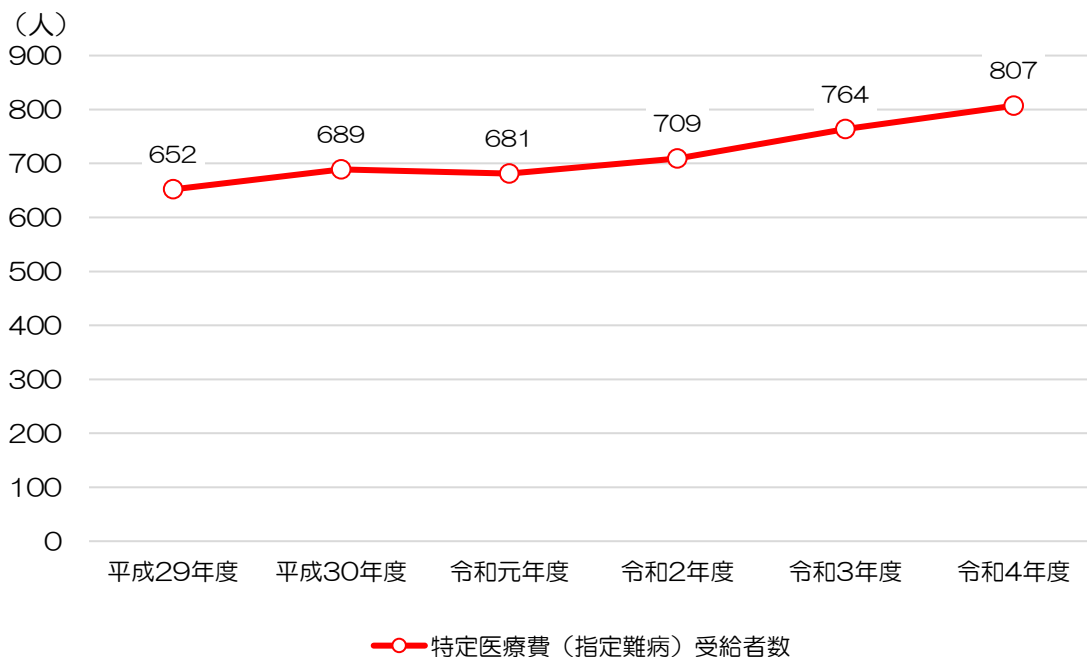
発達障がい者は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいにより、日常生活又は社会生活に制限を受ける人をいいます。

### 【その他の障がいの状況】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費 (指定難病) 受給者数	652	689	681	709	764	807
発達障がい者	発達障がいに対応した固有の手帳がないため、市内における発達障がいのある人の正確な人数は把握できていません。 三島市では3歳児健診や就学時健診において、発達に関する相談の場を設け、発達に不安や課題のある方の早期発見と支援の案内に繋がっています。 なお、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年12月文部科学省）によると、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は8.8%（推定値）となっており、前回（平成24年）の割合6.5%より2.3%増加しています。					

### 【特定医療費（指定難病）の受給者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

5 平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」により、障がい児及び障がい者の範囲に難病患者等が加わり、障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じてサービスの利用が可能となりました。

## (8) 障害支援区分認定の状況

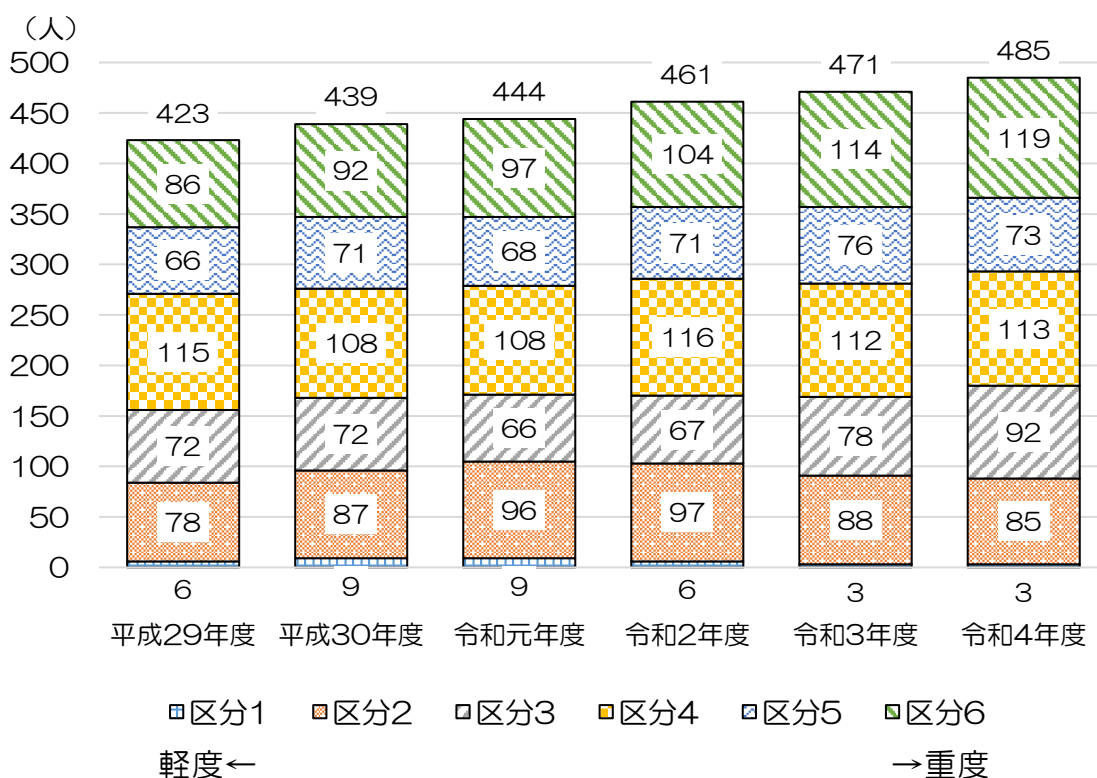
本市の障害支援区分<sup>6</sup>認定者数の推移をみると、平成 29 年度以降増加を続けており、令和 4 年度では全体で 485 人となっています。

また、障がい種別別認定者数の推移でみると、知的障がい者が年々増加で推移しています。

【障害支援区分別認定者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	6	9	9	6	3	3
区分2	78	87	96	97	88	85
区分3	72	72	66	67	78	92
区分4	115	108	108	116	112	113
区分5	66	71	68	71	76	73
区分6	86	92	97	104	114	119
計	423	439	444	461	471	485



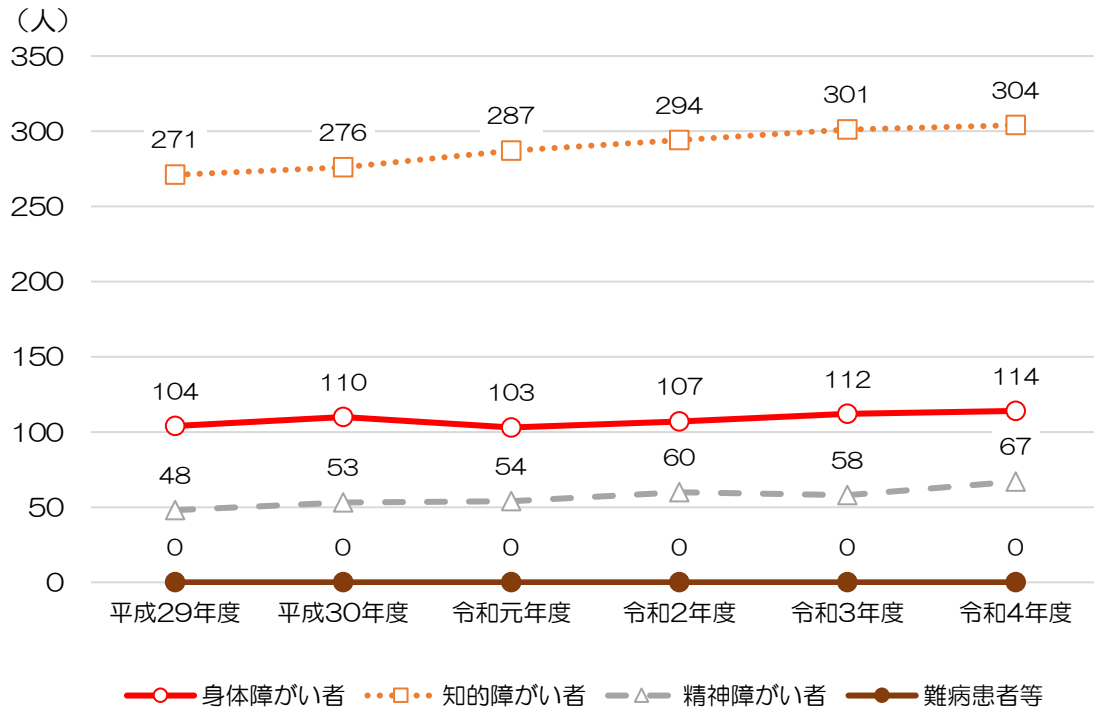
資料：障がい福祉課（各年度末現在）

6 障害支援区分：障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を考慮し、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。認定にあたっては、全国一律で定められた 80 項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て、必要とされる支援の度合いに応じて区分 1 から最も高い区分 6 までの 6 段階で認定されます。

## 【障がい種類別認定者数の推移<sup>7)</sup>】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者	104	110	103	107	112	114
知的障がい者	271	276	287	294	301	304
精神障がい者	48	53	54	60	58	67
難病患者等	0	0	0	0	0	0
計	423	439	444	461	471	485



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

<sup>7)</sup> 認定者の重複を避けるため、複数の障がいの認定を受けている者は、主たる障がいで計上しています。  
また、「難病患者等」については、難病患者のうち障害者手帳を所持している場合、該当する身体・知的・精神障がい者として計上しています。

### 3 障害福祉サービスの利用状況

#### (1) 訪問系サービスの利用者数

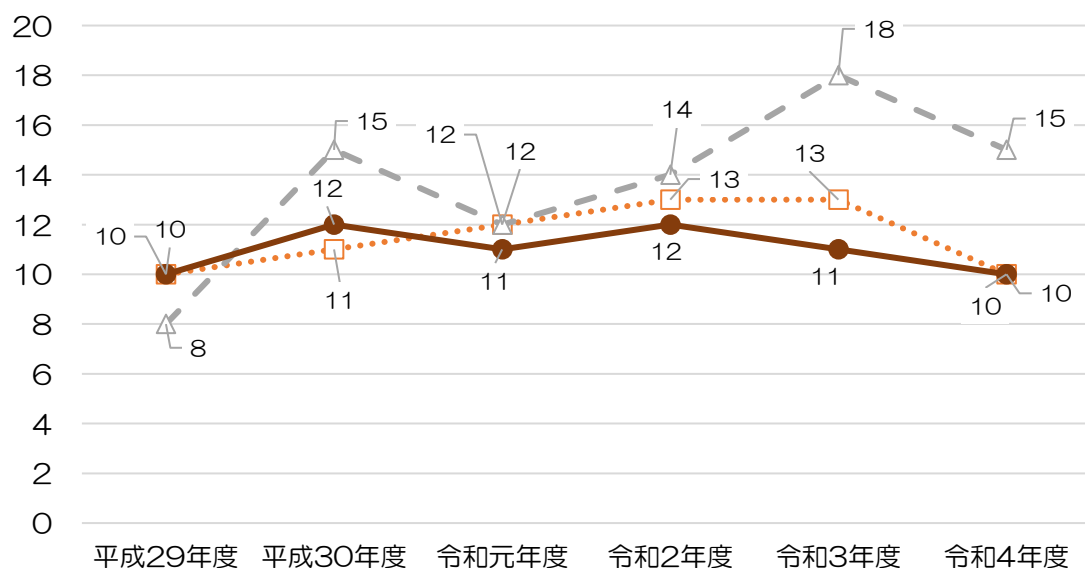
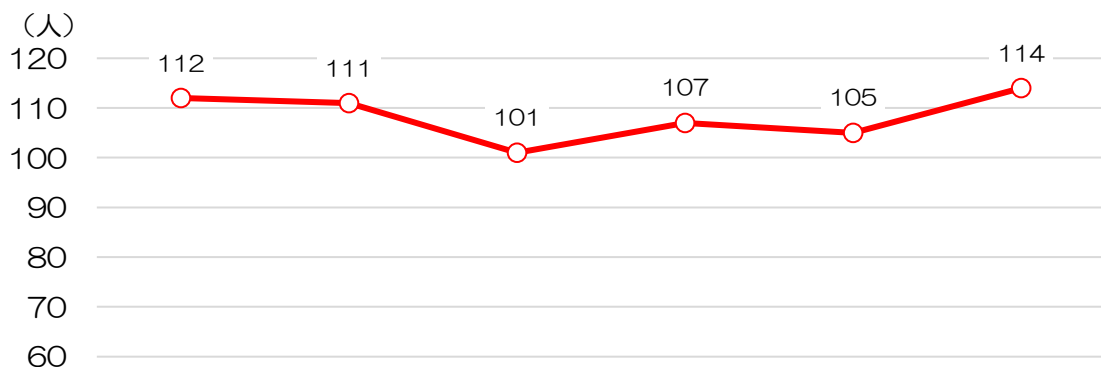
障がいのある人が居宅等において日常生活を営む上で必要な支援を提供するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

居宅介護の利用者が100人前後、その他のサービスの利用者が10人前後の水準でほぼ横ばいに推移しています。また、重度障害者等包括支援は、サービス提供を行う事業所が近隣地域にないため、利用者はいない状況です。

【訪問系サービスの利用者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	112	111	101	107	105	114
重度訪問介護	10	11	12	13	13	10
同行援護	8	15	12	14	18	15
行動援護	10	12	11	12	11	10
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計	140	149	136	146	147	149



—○— 居宅介護    ●●● 重度訪問介護    —△— 同行援護    ●—● 行動援護

## (2) 日中活動系サービスの利用者数

施設等で昼間の活動を支援するサービスや施設に短期間入所するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

就労継続支援B型の利用者は増加傾向にあります。また、就労移行支援の利用者は令和元年度以降増加傾向にあります。

なお、短期入所（福祉型）の利用者は、令和2年度・令和3年度は減少傾向にありましたが、令和4年度は増加しています。

他のサービスについては、各年度で多少の増減はあるものの、長期的に見るとほぼ横ばいで推移しています。

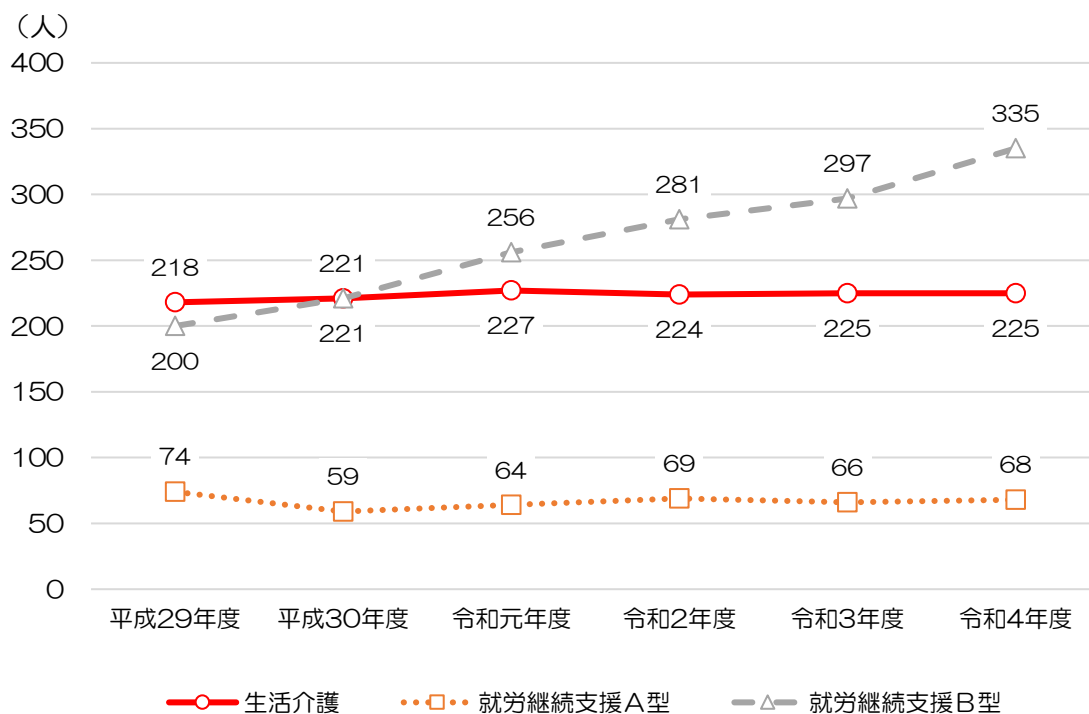
### 【日中活動系サービスの利用者数の推移】

単位：人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活介護		218	221	227	224	225	225
自立訓練（機能訓練）		0	0	0	0	1	0
自立訓練（生活訓練）		6	5	4	11	10	4
就労移行支援		21	16	13	15	17	23
就労継続支援A型		74	59	64	69	66	68
就労継続支援B型		200	221	256	281	297	335
就労定着支援			0	0	4	3	7
療養介護		9	8	8	8	8	6
短期入所	福祉型	27	17	17	8	6	13
	医療型	4	1	5	4	1	4
計		559	548	594	624	634	685

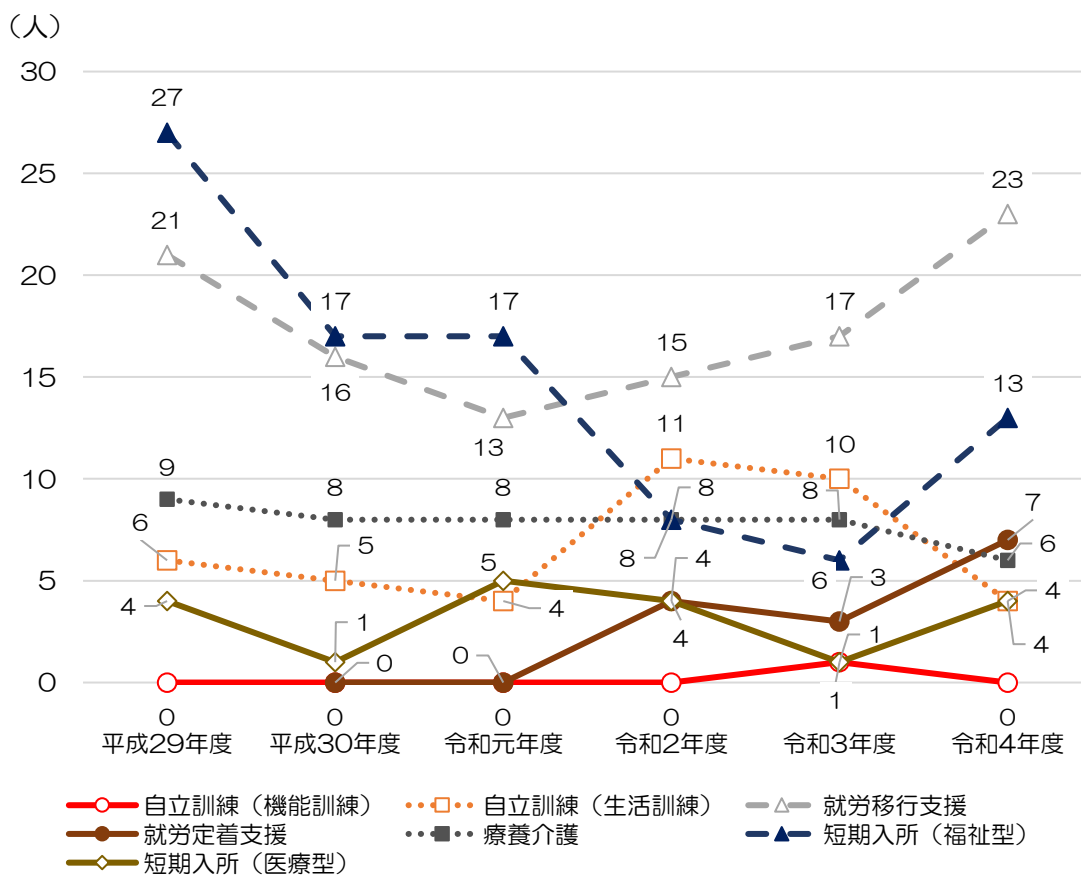


### 【日中活動系サービスの利用者数の推移（利用者 50 人以上）】



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

### 【日中活動系サービスの利用者数の推移（利用者 50 人未満）】



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

### (3) 居住系サービスの利用者数

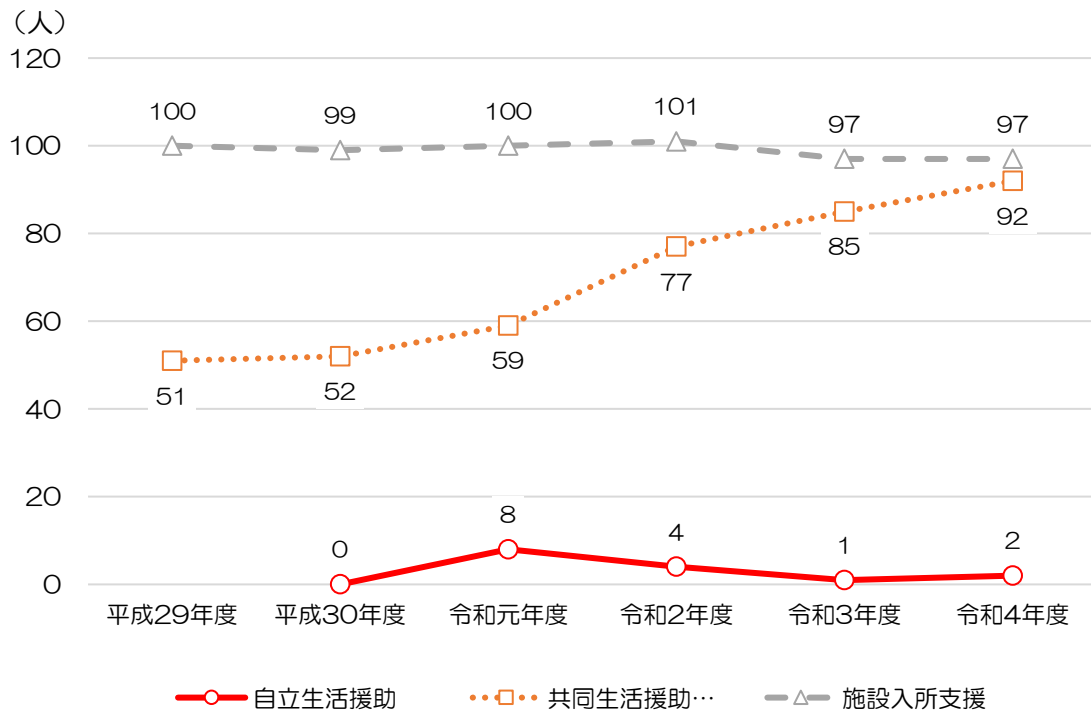
施設等を住まいの場として提供するサービスです。各年度末現在における利用者数は下表のとおりです。

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあります。また、平成30年度に新設された自立生活援助は令和元年度に事業所を確保し、8人の利用実績がありました。その後利用者は減少傾向にあり、令和4年度では2人となっています。

【居住系サービスの利用者数の推移】

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立生活援助		0	8	4	1	2
共同生活援助 (グループホーム)	51	52	59	77	85	92
施設入所支援	100	99	100	101	97	97
計	151	151	167	182	183	191



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念と基本目標の設定

私たちの住む地域には子どもや大人、高齢者、障がいのある人等さまざまな人が一緒に生活しています。障がいのある人もない人も、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることがない」という当たり前の価値観を共有し、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念のもと、誰もが住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生する社会を目指していかなければなりません。

本市では、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」と、すべての障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、多様なライフステージのすべての段階において、自らの能力を最大限発揮して、その人らしく生活することを旨とする「リハビリテーション」、障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉える「インクルージョン」の理念のもと、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

また「第5次三島市総合計画」に示す「健康で福祉が充実したまち」の実現を推進するため、「障がいのある人が、住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができる社会を実現すること」を目指し、『第5期三島市障害者計画』の基本理念を第4期計画から継承し「みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」とします。

#### 【基本理念】

「みんなでつくり みんなであゆむ

福祉のまち みしま」

基本理念の普及・啓発を通じ、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で豊かに安心して暮らしていく社会を実現させるため、本市の現状を踏まえ、以下のとおり計画の基本目標を設定します。

#### 【本計画の基本目標】

「障がいのある人への理解度（市民意識調査による）」

2023年度（令和5年度）：26.7%〈現状〉

2026年度：40.0%

2029年度：50.0%

## 2 基本方針

### (1) 生活支援（保健・医療・福祉サービスの充実）

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、多様なニーズを的確に把握し、障がいのある人のライフステージのすべての段階を通じた切れ目のない総合的・計画的な支援を行います。

また、障がいのある人が自ら望む暮らしを実現できるよう必要な意思決定支援を行い、一人ひとりの状況に応じた個別的な支援や、女性や子ども及び高齢者等、複合的に困難な状況に置かれている人へのきめ細かい配慮に努めます。

### (2) 社会参加（学・職・遊の環境整備）

障がいのある人が地域において自立し、社会参加しやすい社会の実現に向けて、療育・教育や雇用・就労、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上に努めます。このため、関係部署や関係機関との連携等により、障がいのある人への理解を深めるとともに、合理的配慮をより一層充実する等、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去に向けた取組を推進していきます。

### (3) 福祉のまちづくり（生活環境の整備）

障がいのある人がそれぞれの地域で安全かつ安心して利用できるよう、障がい当事者の意見を踏まえ、公共施設やオープンスペース等のバリアフリー化や移動しやすい環境の整備等の生活環境における社会的障壁の除去を推進します。

また、防災・防犯体制の充実を図る等、共生社会の実現を図るという視点を持ちながら、さらに障がいのある人の視点に立った福祉のまちづくりを推進していきます。

### (4) ハートづくり（相互理解と交流促進）

障がいのある人はもとより、家族、ボランティア等の多くの市民との協働で、すべての人の権利を尊重する地域共生社会の実現を目指します。

また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等の障がいのある人の権利擁護についての広報・啓発活動をさらに進め、市民の理解を深め、社会のあらゆる場面での障がいを理由とする差別解消と権利擁護の取組を推進していきます。

### (5) 計画推進（推進体制の整備）

計画の推進について、障がいのある人等のニーズの変化、財政事情の動向等、社会情勢の変化に応じた弾力的な運用に努めていきます。

また、障がいのある人への様々な支援に関する施策の取組を推進するため、必要な人材の養成・確保と各種研修・専門講座等による専門職員等のスキルアップに努めていきます。

### 3 基本方針における指標

#### (1) 生活支援（保健・医療・福祉サービスの充実）

指標名	令和4年度 (実績)	令和11年度 (計画値)
相談支援事業における相談実績（件数）	6,081 件	7,800 件

#### (2) 社会参加（学・職・遊の環境整備）

指標名	令和4年度 (実績)	令和11年度 (計画値)
就労継続支援B型事業所（障害福祉サービス）の利用者数（年度末）	335 人	450 人

#### (3) 福祉のまちづくり（生活環境の整備）

指標名	令和4年度 (実績)	令和11年度 (計画値)
「道路や建物のバリアフリー化」の満足度 (障がい福祉に関するアンケート調査結果 <sup>8)</sup> )	21.5%	24.0%

#### (4) ハートづくり（相互理解と交流促進）

指標名	令和4年度 (実績)	令和11年度 (計画値)
「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」の満足度 (障がい福祉に関するアンケート調査結果 <sup>8)</sup> )	19.2%	22.0%

#### (5) 計画推進（推進体制の整備）

指標名	令和4年度 (実績)	令和11年度 (計画値)
三島市障がいとくらしを支える協議会（自立支援協議会 <sup>9)</sup> ）の実施回数	47 回	60 回

8 障がい福祉に関するアンケート調査は3年に一度実施するため、令和11年度の目標値に対する実績値は、令和10年度の調査結果となります。

9 自立支援協議会：障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化されました。地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。本市では「三島市障がいとくらしを支える協議会」と呼んでいます。

# 4 施策の体系

			ページ	
1 生活支援 (保健・医療・福祉サービスの充実)	(1) 保健サービスの充実	①保健事業の充実	29	
		②健康づくりの推進	31	
	(2) 医療サービスの充実	①医療サービスの充実	32	
	(3) 福祉サービスの充実	①在宅福祉サービスの充実	34	
		②相談支援体制の充実	36	
		③生活支援の推進	38	
		④障害福祉サービス施設の充実	40	
	2 社会参加(学・職・遊の環境整備)	(1) 療育・教育の充実	①療育・保育体制の充実	41
			②就学支援の充実	43
			③小中学校における特別支援教育の充実	45
(2) 雇用・就労の促進		①就労支援体制の充実	47	
		②福祉的就労の推進	49	
		③就労の継続・安定の支援	50	
(3) 余暇活動の充実		①スポーツ・レクリエーション活動の充実	51	
		②文化活動の推進	52	
		③生涯学習活動の充実	54	

3 福祉のまちづくり (生活環境の整備)	(1) 住宅・建築物 のバリアフリ ー化の推進	①官公庁施設・公共的施設のバリアフリー化	55	
		②住宅施策の推進	56	
	(2) オープン スペースの整備	①歩行空間の整備	57	
		②公園・水辺空間の整備	59	
	(3) 移動・交通 手段の整備	①移動・交通手段の整備	60	
	(4) 防災・防犯 体制の充実	①防災体制の整備・意識の向上	61	
		②防犯体制の整備・意識の向上	63	
	4 ハートづくり (相互理解と交流促進)	(1) 差別のない 社会づくり	①権利擁護のための体制の充実	64
			②福祉教育の推進	66
		(2) ボランティア 活動の支援	①ボランティア活動の支援	67
		(3) 啓発活動の 推進	①啓発活動の推進	68
		(4) 相互交流の 促進	①自立意識の向上	69
②団体・団体間交流への支援			69	

5 計画推進（推進体制の整備）	(1) 組織・体制の 整備	①活動拠点の整備	70
		②市民参加体制の整備	71
	(2) 人材の養成	①専門職員等の養成・確保	72
		②教職員等の研修の充実	74
	(3) 情報提供体制 の整備	①情報提供体制の整備	75



## 第4章 障害者計画の展開

### 1 生活支援（保健・医療・福祉サービスの充実）

#### （1）保健サービスの充実

##### ①保健事業の充実

###### ●現状と課題

- ・妊婦健康診査や産婦健康診査、乳幼児健康診査等は、未受診者が発生しないよう受診率の向上を図っています。また、医療機関等と連携を図りながら支援が必要な妊産婦・乳幼児へのフォローアップをしています。
- ・あそびの教室は、育児不安・育児ストレス等の理由で参加する人が増加しており、虐待予防の観点から教室を継続する必要があります。支援を必要としている親子への対応をさらに強化し、発達支援課（にこパル）へスムーズにつなぐことができるよう連携を深めながら取り組んでいます。
- ・妊婦・乳幼児相談では、新型コロナウイルス感染症の影響で人との交流が制限されてきた中で、育児不安や悩みを持つ親が増加しています。また、各種健康相談については、新型コロナウイルス感染症の影響で事業実施が減っていましたが、感染状況の落ち着きとともに徐々に事業や参加者数が増えています。
- ・精神保健相談は電話、電子メール、面接、家庭訪問等の方法で相談に応じています。相談事例は多様化しており、また緊急性や長期的対応を求められる事例が多く、保健所・障がい福祉課・相談支援事業所等の関係機関との情報共有や連携が重要となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、感染症対策の充実が求められます。新しい感染症は、対策方法やワクチン接種等の情報が日々変化し、関係機関との密な情報共有が重要ですが、いわゆる情報弱者への対応が課題となっています。

###### ●施策の方向

- ・妊婦健康診査や産婦健康診査、乳幼児健康診査は、病気や障がいの早期発見と適切な育児支援・療育に結びつけるため、受診率向上と全数把握に努めます。
- ・あそびの教室は、年齢により参加期間を変更することで経験の積み重ねをするとともに、適切な時期に発達支援課につなぎます。
- ・各種健康診査は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診率が下がり、回復傾向にはあるものの、以前の受診率にまでは到達していません。今後も効果的な方法を検討し、受診勧奨を行っていきます。
- ・精神保健相談は、関係機関との情報共有や連携により相談体制の充実を図り、緊急の事案や長期対応が求められる相談事例等への適切な対応に努めます。また、こころの健康づくりを中心に産業・労働・教育等も含めた生きる支援としての自殺対策に取り組めます。

- ・感染症対策について、情報提供に加え、ワクチン予約や接種会場での障がいのある人への配慮が必要です。当事者からの意見が取り入れられるよう、関係機関との会議の場等での情報共有を図ります。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
妊娠健康診査・乳幼児健康診査の推進	健康づくり課	妊婦健康診査（14回・超音波検査4回・血液検査2回等）や産婦健康診査（2回）、新生児聴覚検査を推進します。また、乳幼児健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）を推進します。
あそびの教室の充実	健康づくり課	親子遊び中心の集団指導を行い、幼児の発達・保護者の関わり支援の一助とし、事後フォローの機会とするとともに、必要時発達支援課につなげます。
健康相談・教育の充実及び推進	健康づくり課	妊婦・乳幼児相談の充実を図ります（妊婦乳幼児健康相談・2歳児相談・言語相談・子どもの育ち相談等）。また、総合健康相談、病態別健康相談、各種講座、出前健康教育等を推進します。
特定健康診査・がん検診等の推進	健康づくり課	特定健診、各種がん検診、骨粗鬆症検診、歯周病検診を推進します。
精神保健相談・訪問の推進	健康づくり課	精神保健相談、精神保健に関する講座、自殺予防普及啓発、自殺対策に関する会議、家族会支援等を推進します。
感染症対策の推進	健康づくり課	新興感染症に対する知識の普及及び感染拡大時のワクチン接種体制の構築を行います。

## ②健康づくりの推進

### ●現状と課題

- ・障がいのある人を含め、すべての市民を対象とした様々な健康づくり事業を実施しています。
- ・あらゆる分野に健康の視点を取り入れる「スマートウエルネスシティ構想<sup>10</sup>」を推進し、将来にわたって、人もまちも産業までもが健康で幸せを目指す「健幸」都市「スマートウエルネスみしま」に取り組み、社会参加や地域交流による生きがいづくり等、誰もが自然に健康になれるような社会環境の改善を進めています。
- ・保健委員活動について、新型コロナウイルス感染症まん延のため活動が制限され、自治会で可能な範囲での事業の実施となりました。また、就労等の都合により保健委員の選出が困難な自治会も見受けられ、活動が活発に行えない現状があります。
- ・「三島市食育基本条例」及び「三島市健康づくり計画（三島市食育基本計画）」に基づく各種食育事業について、主に若年層の食育の認知度が低下しており、あらゆる世代への食育に関する普及啓発を強化していく必要があります。

### ●施策の方向

- ・「三島市健康づくり条例」及び「三島市健康づくり計画」に基づき、市民誰もが生涯を通じて自立し生きがいを持って生活ができるよう健康施策を推進します。
- ・保健委員活動については、市民の健康づくりを促せるよう、保健委員の負担軽減に配慮しつつ、身近な自治会単位での相談会や講座を継続して実施していきます。
- ・障がいのある人や高齢者を含むすべての市民に対し、各種食育事業等の充実・拡大や食育に関する普及啓発を図ります。

### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
スマートウエルネスみしまの推進	健康づくり課	健幸マイレージ、健康づくりアプリ、健幸体育大学等の事業を推進します。
保健委員活動の推進	健康づくり課	各自治会の保健委員による町内別相談会を開催します。
各種食育事業の推進	健康づくり課	各種食育事業を実施します。食育に関する普及啓発をホームページやSNSで行います。

10 スマートウエルネスシティ構想：「ウエルネス＝“健幸”」をまちづくりの中核に位置づけ、保健・医療分野だけで個人の健康増進を図るのではなく、生活環境や地域社会、学校や企業など、あらゆる分野を視野に入れた取組により、都市そのものを健康にすることで、市民が自然に健康で豊かになれる新しい都市モデルを構築しようとするものです。

## (2) 医療サービスの充実

### ①医療サービスの充実

#### ●現状と課題

- ・一次救急は、三島市医師会三島メディカルセンター・沼津夜間救急医療センターにおいて、内科・外科・小児科の救急を実施しています。また、緊急手術や入院治療を要する二次救急は、本市を含む広域の医師会で編成する輪番制待機病院体制で、集中治療室により高度救急医療体制を確保しています。課題として、少子化等の影響で小児救急体制の担い手不足が深刻となっています。
- ・休日歯科診療は、三島市歯科医師会担当医の在宅輪番制で実施しています。
- ・在宅歯科診療について、寝たきり者等歯科訪問調査事業の実施や、寝たきり者等歯科訪問診療事業費補助金を三島市歯科医師会へ交付することにより、寝たきり等により通院が困難な人が適切な診療を受けられる体制を構築しています。
- ・障がい児（者）歯科診療事業を三島市歯科医師会に委託し、実施しています。
- ・市内で安心して子どもを産み育てることのできる適切な周産期医療体制を確保するため、市内産婦人科医院や近隣医療機関との連携を図り、産後ケアを含めた周産期医療の提供体制の確保に努めます。
- ・重症心身障がいがあり日常的に医療的ケアが必要な人については、緊急時・急変時に対応してくれる医療機関が少なく、受け入れ先が限定的となっています。
- ・静岡県東部地域には、発達障がいのある人を診断する医師・医療機関が他の地域に比べて少なく、専門医・専門機関の配置が望まれています。
- ・三島市医療介護連携センターにおいて、在宅医療コーディネーターを配置し、通院することが困難など、医療と介護の両方を必要とする人やその家族・支援者に対して、在宅医療に関する相談に対応しています。

#### ●施策の方向

- ・医師会や歯科医師会等の関係団体との連携により、障がいのある人がいつでも安心して適切な医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。
- ・障がいのある人に対する医療サービスに関する情報提供について、若年層への周知を行うため、各種事業や広報だけではなく、本市や関係団体のホームページ、SNS等により適切な情報提供ができるような取組を推進します。
- ・在宅歯科診療について、寝たきり等により歯科受診が困難な人に対して、口腔の衛生や機能向上のために適切な診療を受けられる体制を構築するため、寝たきり者等歯科訪問診療事業費の補助事業を継続して実施していきます。
- ・障がい児（者）歯科診療事業について、継続して事業を実施するとともに、障がい者歯科専門医、相談医の積極的な情報発信を図ります。
- ・市内における周産期・小児救急体制の確保に努めるとともに、その他診療機能を含めた体制を拡充するために、広域的な整備を図っていきます。
- ・三島市医療介護連携センターにおいては、40歳以上の人からの相談を想定しておりますが、それ以外の人からの相談があった場合は、必要に応じ関係機関を案内する等、適切な対応を行います。

●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
救急医療体制の充実	健康づくり課	平日夜間救急、土日祝日救急を実施します。二次救急医療、産婦人科・耳鼻科・眼科・歯科救急医療等に対応していきます。
医療サービスに関する情報提供体制の整備	健康づくり課	各種事業やホームページで周知を行います。
在宅歯科診療の実施	健康づくり課	寝たきり等、在宅で歯科に行けない人に対し、歯科医師による訪問診療の実施を推進します。
障がい児（者）歯科診療事業	障がい福祉課	心身に障がいのある人への歯科診療について、専門の研修を受けた障がい者歯科相談医による診療を充実します。また、市内の障害者歯科相談医の情報を発信します。
医療介護連携センターの実施	地域包括ケア推進課	通院することが困難など、医療と介護の両方を必要とする人やその家族・支援者に対して、在宅医療に関する相談に対応します。

### (3) 福祉サービスの充実

#### ① 在宅福祉サービスの充実

##### ● 現状と課題

- 本市の障害者手帳所持者数は年々増加しており、在宅福祉サービスの利用者数も増加しています。サービス利用者の増加に伴い、サービス提供体制の確保が必要です。また、重症心身障がいがある人については、医療的ケアを必要とする人もおり、看護師等が配置されている施設（医療機関）以外では対応が難しいため、必要なときに利用できないという課題があります。
- 短期入所（ショートステイ）は、高齢化している親の休息（レスパイト<sup>11</sup>）を含め利用ニーズは増加しているものの、利用できる施設に限りがあり、サービス提供が十分でない状況にあります。
- 障がいのある本人に加え、支える家族の高齢化が問題となっており、「親亡き後」等の障がいのある人の生活に対する不安が高まっています。本市では、そのような状況になっても、住み慣れた地域で安心して住み続けられる支援体制の提供を確保することを目的とし、令和4年7月から地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）の取組を開始しています。
- 本市の障害者手帳所持者のうち65歳以上の割合は、令和4年度末時点で44.7%となっています。障がいのある人も介護保険適用年齢である65歳に達すると介護保険制度が利用できるようになります。被保険者における介護保険給付と障害者総合支援法の介護給付との適用関係については、当該給付調整規定に基づき、介護保険給付が優先されることになっています。介護保険給付が優先される65歳を迎える障がいのある人にとっては、これまで受けていた支援を継続したいとする意向が強い場合があり、両制度の円滑な運用が求められています。
- 静岡県が推進している「ふじのくに型福祉サービス<sup>12</sup>」について、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるという“垣根のない福祉”の観点から、高齢の親と障がいのある子が同じ施設に通所したい等、多様化する利用者のニーズに応えるため、今後もサービス提供体制を拡大していく必要があります。

---

11 レスパイト：“一時休止”、“休息”という意味です。介護者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に期間を設けた入所や入院の受け入れを行い、介護者の負担軽減（息抜き）を目指す仕組みです。

12 ふじのくに型福祉サービス：年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような“垣根のない福祉”をコンセプトにした、静岡県が市町・団体・事業所等と協働して推進している福祉サービスの理念です。

## ●施策の方向

- ・障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるよう、引き続き、居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービス、生活介護（デイサービス）や短期入所（ショートステイ）等の日中活動系サービス等、各種在宅福祉サービスの充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする人を含めた重症心身障がい児者が利用できる各種障害福祉サービス事業所等の充実に努めます。
- ・地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）の周知・啓発を進め、制度利用の普及を推進します。
- ・高齢の障がいのある人が障害福祉サービスから介護保険給付へ円滑に移行できるよう、三島市基幹相談支援センターと地域包括支援センターが相互に連携し、適切な制度運用に努めます。また、障がいのある人が高齢者になっても、使い慣れた事業所のサービスを利用できる「ふじのくに型福祉サービス」について、周知を進めます。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障害者総合支援法に基づく各種介護給付の充実	障がい福祉課	障がいのある人の在宅生活等を支援するため、障害者総合支援法に基づく居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等の各種サービスを給付し、充実を図ります。
地域生活支援拠点等事業（みしまるネット）の推進	障がい福祉課	障がいのある人の介護者の急な不在、親亡き後等の緊急時を見据え、住み慣れた地域で安心して生活し続けられる支援体制の充実と普及啓発を推進します。
ふじのくに型福祉サービスの推進	障がい福祉課 介護保険課	介護保険施設等における障がいのある人への短期入所（ショートステイ）・生活介護（デイサービス）等の提供拡大に努めます。

## ②相談支援体制の充実

### ●現状と課題

- ・相談支援事業については、平成 27 年度より三島市基幹相談支援センター<sup>13</sup>を設置し、障がいのある人が相談しやすい窓口の体制整備を図っています。令和3年度からは市役所敷地内に総合相談窓口を開設し、より一層の相談支援体制の充実に取り組んでいます。
- ・三島市基幹相談支援センターでは、市内全ての相談支援事業所と地域生活支援事業の相談支援事業を委託している事業所を毎週招集し、相談支援専門員の能力向上のための会議の開催や、市内障害福祉サービス事業所の職員を対象に職員のスキルアップを目的とした研修会を開催する等、相談支援体制の強化に努めています。
- ・近年、知的障がい者や精神障がい者の増加傾向が見られるほか、障がいのある人の高齢化や重度化、障がいの重複化により、複合的な課題の相談が増加する等、相談支援専門員のスキルの向上はもとより、人員の拡充が必要となっています。特に、障害福祉サービスの利用者が増加する中、必要なサービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所の数が不足しており、新規設置や相談員の拡充を促す必要があります。
- ・障害者相談員を委託している障がい者団体（当事者団体）の会員について、高齢化や新規会員の減少等により人員不足が見られ、相談員が減少傾向にあります。また、相談会の情報の周知については、市民カレンダーに掲載していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、相談会での相談件数が伸び悩んでいます。
- ・三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）において、様々な地域課題への対応や国の示す支援体制システムの構築に向けた検討が必要となっていますが、そのすべてに対応していくためには、それぞれの課題解決・検討に向けた協議の場が必要となり、現状の限られた委員・メンバーによる対応が困難な状況にあります。また、現在の協議会は、障がい分野の人材に限られているため、関係する介護・教育・医療等の関係機関との連携・協力を図り協議を行う必要があります。
- ・三島市基幹相談支援センターで受けた相談について、継続して対応しなければならないケースが増えることで、相談員の負担が増加しています。サービスにつなげることができるケースは計画相談支援事業所に振り分ける等の対応が必要です。
- ・障がいのある人の高齢化や要介護化、障がいの重複化により、複合的な課題の相談が増加しており、加えて 8050 問題や生活困窮等分野横断的な相談支援体制の整備が求められており、地域包括支援センター<sup>14</sup>等各関係機関の有機的な連携が必要となっています。

---

13 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行います。

14 地域包括支援センター：市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種チームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。



## ●施策の方向

- 相談支援事業について、相談支援事業所に基礎的事業及び機能強化事業の相談業務を委託するとともに、増加及び複合的な課題の相談に対応するため、三島市基幹相談支援センターが実施する専門研修や連携会議等を通じ、引き続き、相談支援専門員のスキルアップを行います。また、サービス等利用計画を作成する相談員の拡充を促します。
- 障害者相談員による相談会については、市ホームページや広報等を活用し、開催予定日等の情報を掲載することで、広く市民に周知・啓発を行います。
- 地域課題への対応や国の示す支援体制システムの構築に向けた検討については、限られた人員の中で、優先順位と目標を定め、計画的かつ定期的に協議を進めます。また、関係する介護・教育・医療等の関係機関との連携・協力を図り協議を行います。
- 障がいのある人や高齢者、その家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、サービス等の利用支援等を行うとともに、三島市基幹相談支援センターや地域包括支援センター、その他関係機関の連携により、相談支援体制の充実を図ります。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
相談支援事業	障がい福祉課 地域包括ケア 推進課	障がいのある人や高齢者、その家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、サービス等の利用支援、権利擁護のための支援等を行います。三島市基幹相談支援センターや地域包括支援センター等、関係機関の連携により相談支援体制の充実を図ります。また、障がい福祉課では、相談支援事業所に専門的な相談を委託するとともに、専門研修を通じ相談支援専門員のスキルアップを行います。
障害者相談員事業	障がい福祉課	身体・知的・精神障害者相談員が、定期的に障がいのある人や家族等からの相談に応じます。
自立支援協議会事業 (三島市障がいとくらしを支える協議会)	障がい福祉課	障がいのある人の地域生活を支援するためのシステムづくりや介護・教育・医療等の関係機関とのネットワークの構築に向けて、計画的かつ定期的に協議を行います。
基幹相談支援センター事業	障がい福祉課	地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、成年後見制度の利用支援や障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行い、虐待防止等の対応を充実します。

### ③生活支援の推進

#### ●現状と課題

- ・移動支援事業所は事業所数自体少なく、日中一時支援事業所については通所系サービスの指定が少ないため、利用者のニーズに十分に対応できていない状況です。
- ・聴覚障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。
- ・身体機能を補うための補装具について、購入・修理の費用を支給しています。また、日常生活用具の給付等を行い、在宅での日常生活の便宜を図っています。
- ・国が、福祉施設入所者の地域への移行を目標に掲げる中で、グループホーム等地域での居場所づくりが求められています。市内外でグループホームの数が増えており、今後の対象者の増加が見込まれるため、財政面を含めた実施体制を整備していくことが必要です。また、グループホームの設置については、県が事業所指定の届出受付の窓口となっているため、開設前の情報把握が難しく、県の指定後の事業所台帳登録時に把握するケースが多い状況となっています。
- ・障がいのある人の経済的な支援として、各種手当を支給しています。また、医療費の負担を軽減するため、保険診療の自己負担分を助成しています。在宅で医療的ケアを必要とする難病の患者や、重症心身障がいのある人の家族等の介護負担を軽減させる事業を実施しています。
- ・重度心身障害児（者）医療費助成事業について、対象者への医療費助成額が年々増加しており、財政面を含めた実施体制の確保が必要です。
- ・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもである「ヤングケアラー<sup>15</sup>」への支援が全国的な課題となっています。関係機関・団体等が連携してヤングケアラーを早期に発見する中で、適切な支援につなげていくことが求められます。

#### ●施策の方向

- ・移動支援や日中一時支援事業等のサービス利用を希望する利用者のニーズに対応するため、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供を行う事業所への周知を図り、新規事業所の拡充を検討します。
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進していくとともに、引き続き各種制度の周知を図り、より使いやすい制度へと改善に努めていきます。
- ・市独自の補助事業である共同生活援助家賃補助事業については、県内の実施市町は当市のみですが、関係者等からは事業継続の要望もあることから、事業の見直し等も含めて、適切に事業が実施できるよう検討していきます。
- ・グループホームの新規指定については、事前に市に情報提供があった場合は、事業者に対し地元説明会等の実施を求め、地域住民の理解を図ることができるよう指導します。

---

15 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

- ・重度の障がい者にとって、安心して生活していくために医療費の助成は必要な施策であるため、今後も引き続き事業を継続します。
- ・ヤングケアラーがいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することによって、ヤングケアラーの日常生活における負担軽減を図ります。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
地域生活支援事業	障がい福祉課	移動支援事業や日中一時支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業等を実施し、障がいのある人の在宅生活を支援します。
補装具費給付事業	障がい福祉課	在宅の身体障がいのある人に対して、補装具の購入・修理の費用を支給し、自立生活を促進します。
共同生活援助家賃補助事業	障がい福祉課	障がいのある人の自立した生活を支援するため、グループホームに入居している人に対して、家賃の一部を助成します。
グループホームの整備促進	障がい福祉課	グループホームの整備を促進するため、地域住民に対して障がいのある人の福祉について啓発を行います。
各種手当の充実	障がい福祉課	在宅で生活する重度の障がいのある人や障がいのある児童を扶養する保護者、難病の患者等に対して、各種手当を支給します。
重度心身障害児（者）医療費助成事業	障がい福祉課	重度の障がいのある人や児童が医療機関等を受診した際の、保険診療における自己負担分の医療費を助成します。
難病患者介護家族リフレッシュ事業	障がい福祉課	在宅で人工呼吸器を使用している人、気管切開で頻回に吸引が必要となる人又は学校への登下校時や在校時に医療的ケアを必要とする難病の患者及び、重症心身障がいがある人の家族等の介護負担を軽減します。
ヤングケアラー支援の推進	子育て支援課	ヤングケアラーがいる家庭に支援員を派遣し、日常生活における負担軽減を推進します。

#### ④障害福祉サービス施設の充実

##### ●現状と課題

- ・三島市公立の施設「佐野あゆみの里」は、生活介護事業所として、主に知的障がいのある人が通所し、創作的活動や生産活動等を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、施設内で行う活動が主となり、外出や歩行訓練等ができなくなりました。
- ・「佐野あゆみの里まつり事業」についても、同様の理由から、事業を縮小して行ったため、地域住民等との交流ができず、本来の目的を達成することができませんでした。
- ・障がい福祉施設間のネットワークづくりを行っていた事業所等災害ネットワーク事業は、指定管理者制度導入に伴い、令和5年度から一部の運営を三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）に移行しました。

##### ●施策の方向

- ・「佐野あゆみの里」の運営は、令和5年度より指定管理者制度を導入しました。直営時の支援の継続とともに、きめ細かい利用者本位のサービス提供や、意思決定支援、日中一時支援事業等を行うことで、三島市公立の施設として市内の施設・事業所に対し見本となるよう、サービスの質の向上に努めます。
- ・「佐野あゆみの里まつり事業」については、指定管理者が事業を開催し、利用者の活動報告や発表等を行う場とするとともに、家族同士や地域住民との連携を深め、障がいのある人への理解促進、周知啓発に努めていきます。

##### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
佐野あゆみの里管理運営事業	障がい福祉課	障害者総合支援法に基づく生活介護を実施し、障がいのある人の地域生活を支えていくとともに、本市の障がい者施設の拠点としての機能を充実します。
佐野あゆみの里まつり事業	障がい福祉課	佐野あゆみの里利用者、その家族および地域住民等との交流を通して、相互に思いやる心を育み、連携を深めていくことを目的に開催します。

## 2 社会参加（学・職・遊の環境整備）

### （1）療育・教育の充実

#### ①療育・保育体制の充実

##### ●現状と課題

- ・神経発達症や発達に課題のある乳幼児の早期発見者数は、乳幼児健康診査等のスクリーニング<sup>16</sup>の精度を上げることで増加しています。保健センターのあそびの教室や発達支援課の親子教室等で親の気づきと理解を促すように働きかけ、関係機関と連携しながら、幼児のより良い発達を促し、その子らしく成長していくことを支援しています。
- ・親子教室について、小集団での教室支援を実施していますが、参加希望者が増加する中、開催方法の工夫が求められています。また、より良い療育を提供できるよう担当職員のスキルアップが必要です。
- ・平成 30 年度に設立した三島市発達支援センターは、発達相談を中心に行っていますが、発達だけではなく、家族のことや学校のこと、保護者が不安に思っていることなど相談は多岐にわたるため、対応する専門職の確保が課題となっています。
- ・支援が必要な子どもが増えている一方で、保育士の確保が難しい状況です。また、幼稚園に関しても、安全安心な園運営を進めていくためには、職員が不足しています。
- ・切れ目のない支援のためのツールとして、希望する人全員に「すくすくファイル」を配布しています。配布数は毎年 400 名程度ですが、活用率は低く、継続的な利用はせずに所有しているのみの方もいます。継続的に利用してもらうために、利用を促す声掛けや配布場所の拡大の検討を行うことが必要です。
- ・市内には発達支援課の運営する「三島市児童発達支援事業所（にこパル）」をはじめとする「児童発達支援事業所」が令和 5 年 4 月 1 日現在 8 か所あります。
- ・医療的ケアが必要な幼児や、自宅から外出することが難しい重度の障がいのある幼児であっても、適切な療育を受けることができるよう体制を整備する必要があります。

##### ●施策の方向

- ・発達支援課では、相談支援事業・教室支援事業・地域支援事業・児童発達支援事業を行い、安心できる環境の中で子ども一人ひとりの発達段階に考慮しながら心と体の成長を促すとともに、保護者の気持ちを受けとめ、気づきと理解を促します。また、切れ目のない発達支援体制を構築するため、関係各課と連携し、発達支援システムの充実を目指すとともに、「すくすくファイル」の活用を保護者や関係機関に働きかけていきます。

---

16 スクリーニング：迅速に結果が得られる簡便な検査を行うことによって、集団の中から特定の病気が疑われる人を選び出すことです。

- ・障がいのある幼児の保育所・幼稚園への受け入れ体制を充実するため、職員の確保の方法について検討し、支援体制が整えられるように努めます。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
親子教室の充実	発達支援課	神経発達症や発達に課題のある子どもと保護者への支援のため療育に対する専門性を高めるとともに、地域で安心・安全に生活が送れるように支援を実施していきます。
発達支援体制の充実	発達支援課	神経発達症や発達に課題のある子どもとその保護者に対し、ライフステージに応じた支援を切れ目なく継続できる三島市発達支援システムを関係各課と連携するなかで構築し、平成 30 年度に設立した三島市発達支援センターにおける支援体制の充実を図ります。
障がいのある幼児の保育所・幼稚園への受け入れ体制の確保	子ども保育課	各保育所・幼稚園における特別な支援が必要な幼児の状況をもとに、保育士・幼稚園教諭の適正な配置等に努めます。
「すくすくファイル」の活用促進	発達支援課	発達支援課、健康づくり課、子育て支援課において希望する人に三島市子育てサポート「すくすくファイル」を配布し、子どもの成長を記録していく「子育て記録」としての利用のほか、成長過程のなかで、地域で安心・安全な生活を送るため、保健・医療・福祉・教育が連携し、継続した支援を受けられるようにするための「サポートファイル」としての活用を進めていきます。

## ②就学支援の充実

### ●現状と課題

- 就学支援の対象となる幼児・児童・生徒の数は年々増加しています。特に、発達障がい（学習障がい<sup>17</sup>・注意欠陥多動性障がい<sup>18</sup>・自閉スペクトラム症<sup>19</sup>等）についての相談件数が増加しており、保護者は特別な支援が受けられる教育環境を求めています。
- 市内には「放課後等デイサービス事業所」が令和5年4月1日現在16か所あり、また各小学校においては放課後児童クラブが設置されています。保護者が就労等により昼間家庭にいない障がいのある児童生徒の、放課後や学校休業日における居場所の確保が求められています。
- 就学支援については、各小中学校が就学支援委員会を開き、対象となる児童生徒について、適切な就学についての支援ができるよう検討を行います。さらに、市においても就学支援委員会を開き、対象となる幼児及び児童生徒の適切な就学について検討を行います。また、必要に応じて外部機関や特別支援学校等とも連携を図り、就学相談を実施しています。
- 進路指導については、各中学校で就学支援委員会を開き、詳細な記録や報告書、個別の指導計画等をもとに、適切な進路の検討を行います。
- 就学支援においては、個々の困りごとに応じた対応を行うとともに、適切な就学支援を提供できるよう、教職員の専門性を高めることや、校内就学支援委員会に向けた資料作成においては、注意点や判定に至る根拠の求め方等について、さらに教職員の理解を深める必要があります。
- 児童生徒及び保護者のニーズの多様化により、必要かつ合理的な配慮を提供するために、施設のバリアフリー化等の整備を可能な限り進めていますが、追いつかないケースもあります。
- 保護者等の求めに応じて可能な限り見学できるように調整していますが、受け入れ側の児童生徒の心的ストレスが増えてしまうデメリットもあります。見学の機会提供と、児童生徒の心的ストレス軽減に配慮する必要があります。

---

17 学習障がい：「LD（Learning Disability）」ともいい、全般的な知的発達に遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力に困難が生じる発達障がいのことです。

18 注意欠陥多動性障がい：「注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障がい（AD/HD）」とも呼ばれ、不注意（集中力がない）、多動性（じっとしてられない）、衝動性（思いつくと行動してしまう）といった症状が見られる障がいです。

19 自閉スペクトラム症：「ASD（Autism Spectrum Disorder）」ともいい、対人関係が苦手・強いこだわりといった特徴をもつ発達障がいの一つです。人関係やこだわりの特性がきわめて強い状態だけでなく、これらの特性が少しでもあることによって生活に支障を来し、福祉的・医療的サポートが必要な状態まで幅広く含まれます。

## ●施策の方向

- ・障がいのある児童生徒の放課後や学校休業日における居場所を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。
- ・就学支援については、対象となる児童生徒の増加や複雑化している就学支援に対応するため、教職員の専門性向上や理解促進を図る等、適切な就学支援を提供できる体制の整備を進めます。また関係機関との連携のもと、きめ細かく対応できる体制を構築していきます。
- ・進路指導については、多様化している児童生徒及び保護者のニーズに対応し、適切な進路の実現につなげられるよう、学級担任等を窓口、保護者と連携し、必要に応じて特別支援学級が設置されている学校や通級による指導を行っている学校の見学等を実施していきます。特別支援学校や他県への進路についての相談も継続して実施していきます。
- ・通常学級に在籍している児童生徒やその保護者・教職員が、特別支援学級や通級による指導、特別支援学校を知る機会を増やしていきます。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
就学支援委員会の充実	学校教育課	対象となる幼児及び児童生徒について、今後の適切な指導の方向性について検討し、よりよい就学支援につなげていきます。
進路指導の充実	学校教育課	障がいに応じた特別な支援の必要性について、保護者への説明を丁寧に行い、特別支援学級や特別支援学校の見学を通じて特別支援教育についての理解を図るとともに、適切な進路の実現につなげていきます。
特別支援学級・通級による指導および特別支援学校の周知	学校教育課	学校や保護者のニーズに合わせて特別支援学級や通級による指導教室・特別支援学校の見学を実施し、ケースによっては、見学先の担当者との面談を行っていきます。



### ③小中学校における特別支援教育の充実

#### ●現状と課題

- ・障害者基本法においては、共生社会の実現に向け、「共に教育を受けられるように」との文言が明記され、インクルーシブ教育システム<sup>20</sup>の推進が求められています。
- ・特別支援教育については、各小中学校の校務分掌に特別支援教育コーディネーター<sup>21</sup>を位置づけ、校内外の連絡調整に当たり、特別支援教育のまとめ役として活動しています。
- ・スクールソーシャルワーカー<sup>22</sup>については、支援が必要な児童生徒や保護者からの相談のニーズが年々高まっており、内容も多岐に渡るため、必要な時間数を確保できないこともあります。今後、さらに時間数を確保する必要があります。
- ・各小中学校への巡回相談は、臨床心理士等の専門家により実施しています。障がいのある児童生徒の教育的ニーズを把握し、特性に合わせた支援方法について、教職員や保護者へのアドバイスを行っています。
- ・巡回相談は年間開催回数に上限があり、年度途中で規定回数に達したため、学校からの要請に対応できないことがありました。年間を通じて実施できるよう、各学校と巡回相談の内容を定期的に確認していく必要があります。
- ・特別支援教育の充実を図るため、専門家チーム（医師・臨床心理士・特別支援学校教員・巡回相談員・社会福祉士等）を組織し、専門家チーム会議を年3回開催しています。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、特別支援教育のあり方について共通認識をもつとともに、情報交換を通じて指導・支援方法を学ぶ機会を提供しています。
- ・特別支援教育について、各小中学校が便り等を通じて啓発をしています。また、市のホームページについても、最新の情報に更新しています。GIGA スクール構想<sup>23</sup>により、情報発信の方法が多様化されているので、さらに発信の方法を考えていく必要があります。
- ・特別支援教育に対するニーズが高まっており、通級指導教室やことばの教室の待機児童の発生が懸念されます。
- ・障がいのある児童生徒が学校生活を安心して過ごせるよう、各小中学校では、屋内運動場出入口のスロープ化や、トイレの改修を順次行い、また必要に応じて階段に手すりを設置する等、バリアフリー化を進めています。

---

20 インクルーシブ教育システム：障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶという仕組みのことです。

21 特別支援教育コーディネーター：障がい児の特別支援をするための教育機関や医療機関への連携、その者の関係者への相談窓口を担う教員のことです。

22 スクールソーシャルワーカー：福祉の専門性を持ち、児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークをおこなう専門職のことです。

23 GIGA スクール構想：令和元年に開始された、義務教育を受ける全国の児童・生徒1人に1台の学習用コンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組です。

## ●施策の方向

- ・各小中学校の教職員に対し、特別支援教育に関する理解が深まるよう、引き続き働きかけていきます。
- ・専門家チーム会議は、各小中学校の要望に応えられるよう、継続して実施し、支援の在り方について検討していきます。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会をより充実させ、研修参加者が特別支援教育への理解を深めるとともに、指導・支援方法を学べるようにしていきます。
- ・特別支援教育の啓発活動の一環として、巡回相談員の協力を得ながら、各小中学校での校内研修において、ノーマライゼーション、インクルージョンの考え方を広めていきます。
- ・LD等通級指導教室、ことばの教室については、希望する児童生徒数の動向に応じて、必要数の教室設置を検討していきます。
- ・教員及び学校支援員等の研修会を開催し、専門性を高めていきます。また、LD等通級指導教室及びことばの教室を担当できる専門性を有した教員の育成を進めていきます。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
相談体制（スクールソーシャルワーカー）の充実	学校教育課	児童生徒及び保護者の教育的ニーズに応えるための的確な支援方法について、専門的な立場からの助言を教職員や保護者に伝達していきます。
巡回相談の充実	発達支援課	一人ひとりの教育的ニーズに応えるための的確な支援方法について、教職員や保護者に伝達していきます。また、支援の実施と評価についても学校に協力します。
専門家チーム会議の充実	学校教育課	学習や生活上困難な事例を取り上げ、具体的な支援方法等について検討し、実際の指導・支援に生かしていきます。
特別支援教育についての啓発活動の推進	学校教育課	学校だより等を通じて、保護者に特別支援教育の目的等を啓発していきます。ホームページ上の啓発ページの見直し、更新を図ります。
障がいのある児童生徒の小中学校への受け入れ体制の確保	学校教育課	各小中学校における特別な支援が必要な児童生徒の状況をもとに、適切な支援等に努めます。

## (2) 雇用・就労の促進

### ①就労支援体制の充実

#### ●現状と課題

- ・障がいのある人がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現の理念の下、一定規模の事業主に求められている障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が、令和6年度から段階的に引き上げられます。

これに伴い対象事業主の範囲が広がるほか、毎年6月1日時点の障がい者雇用状況のハローワークへの報告等が求められるようになり、企業への理解促進を図る必要があります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	従業員 43.5 人以上	従業員 40.0 人以上	従業員 37.5 人以上

- ・法定雇用率の引き上げにより、障がいのある人の就労の間口が広がる一方、就労の継続が課題であり、職場に長く定着できるよう必要な支援が求められます。
- ・障害者雇用相談員事業について、雇用相談員1名に相談業務を委託し、障がいのある人の雇用・就業に関する相談及び事業所との連絡・調整等を行うことにより、障がい者の自立と社会参加を支援しています。
- ・ハローワークにおいて障害者雇用連絡会議を開催しています。管内関係機関等により、障がいのある人の雇用の実態について情報交換し、就労支援対策について検討しています。
- ・長い期間自宅に留まり続け、仕事に就く等の社会生活の再開が難しい「ひきこもり」の状態にある人に対する支援が求められています。

#### ●施策の方向

- ・引き続き、雇用相談員1名に相談業務を委託し、障がいのある人の自立と社会参加を支援していきます。
- ・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター<sup>24</sup>ひまわり、静岡障害者職業センター<sup>25</sup>等との連携を強化し、企業への理解を促進していくなかで、企業での障がいのある人の雇用や実習に理解を求めていきます。

---

24 障害者就業・生活支援センター：障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されています。

25 障害者職業センター：障害者雇用促進法の規定により、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置した、障がい者の職業リハビリテーションの拠点となる施設です。

- ・「ひきこもり」状態にある人は、発達障害を含む障害を抱えていることもあるため、障害のある人の就労をテーマとした広報誌等を通じ、本人及び家族に広く情報提供をする中で、社会参加の意識を喚起するとともに、三島市生活支援センターとの連携を強化していきます。また、福祉的に支援を必要としている人に適切な支援が提供できるよう、その方法を含めて検討していきます。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障害者雇用相談員事業	障害福祉課	ハローワークで障害者雇用の業務経験等のある人に相談業務を委託し、障害のある人の雇用・就業等の相談に応じるとともに、企業・事業所等への訪問を行い、障害のある人の雇用への啓発・促進を図ります。

## ②福祉的就労の推進

### ●現状と課題

- ・近年、市内における障がい者就労支援事業所の充実により、障がいのある人が自分に合った事業所を選択できるようになる等、多様なサービスを展開しています。一方で、作業単価や生産性が低いといった課題や、福祉的就労から一般就労に移行した後、支援が受けられなくなり、就労が長続きしないという課題が生じています。障がいのある人が就労を継続できる支援体制の充実が求められています。
- ・平成 23 年度に組織された、市内の障がい者就労支援事業所による「三島市障がい者就労支援きょうどう隊」の活動における各事業所間の情報交換や協力体制により、就労支援を支えています。
- ・市内の障がい者就労支援事業所等の自主製品等の販売スペースを、市役所庁舎内（あったか手づくり販売会）や市民生涯学習センター（すてっぷ）に設けています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生涯学習センターの販売スペースでは、営業時間の短縮や一部閉店の状況となり、職業訓練の場が活動休止・縮小となりました。また、生徒実習の場の利用については、申請がない状況が続いています。
- ・障がい者就労支援事業所の充実が見られる中、サービス利用者も年々増加していることから、必要に応じサービス提供体制の確保が必要となります。

### ●施策の方向

- ・「三島市障がい者就労支援きょうどう隊」と連携しながら、「すてっぷ」を特別支援学級等の生徒の実習の場として確保し、職業訓練の場はもとより、障がい者と市民の交流の場となるよう、今後も引き続き提供していきます。また、特別支援学級等の生徒の実習の場についての周知不足等により、近年は利用実績がないため、特別支援学級を設けている市内小中学校等への周知を図ります。
- ・人手不足が顕在化している農業分野への参入を促し、障がいのある人の工賃を向上させるため、引き続き農福連携を進めていきます。

### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
職業訓練の推進	障がい福祉課 生涯学習課	市民生涯学習センターに職業訓練の場や特別支援学級等の生徒の実習の場を確保します。
障害者総合支援法に基づく各種訓練等給付の充実	障がい福祉課	障害者総合支援法に基づき、障がい者就労支援事業所等において、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等のサービスを給付し、充実を図ります。

### ③就労の継続・安定の支援

#### ●現状と課題

- ・ 障害者雇用相談員を、ハローワークで障がい者雇用の業務経験等のある人に委託しています。相談員が障がいのある人を雇用している企業を訪問し、本人への相談支援や就労状況の確認を行っています。
- ・ 国の取組において、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」が開催され、精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮等を学ぶことができます。
- ・ ジョブコーチ派遣事業は、障がいのある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある人に対する専門的支援、雇用している企業に障がい特性に配慮した指導方法や職務内容の助言等を行っています。障がいのある人が就職する上で、必要なサービスとして定着しています。
- ・ ふれあい教室等の交流の場については、就職している障がいのある人の余暇活動支援を通じて、就労意欲の向上と職場への定着を図ることを目的に提供していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や人員配置の関係で、ふれあい教室については、令和4年度から実施できていません。参加者が集まりにくく、受託者が見込めない状況で、事業内容の見直し等の検討が必要な状況です。
- ・ 障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達において、役務の調達目標は達成できていますが、物品の調達目標は達成できていないため、物品についてより周知に努める必要があります。

#### ●施策の方向

- ・ 障害者雇用相談員による、企業に雇用されている障がいのある人の相談支援や就労状況の確認を引き続き行っていきます。
- ・ 障がいのある人が安定して就労できるように、ジョブコーチ派遣事業について、周知を図り、サービスの利用促進を図ります。
- ・ ふれあい教室等の交流の場の提供について、事業内容や実施方法等の見直しを行い、実施の可能性を検討していきます。
- ・ 「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労支援事業所等から積極的に物品等の調達を行うよう周知していきます。

#### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障害者雇用相談員事業（再掲）	障がい福祉課	ハローワークで障がい者雇用の業務経験等のある人に相談業務を委託し、障がいのある人の雇用・就業等の相談に応じるとともに、企業・事業所等への訪問を行い、障がいのある人の雇用への啓発・促進を図ります。
障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達推進	障がい福祉課	「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労支援事業所等から積極的に物品等を調達するよう努めます。

### (3) 余暇活動の充実

#### ①スポーツ・レクリエーション活動の充実

##### ●現状と課題

- ・障がいのある人のスポーツ活動を支援し、自立と社会参加を促進することを目的に、「三島市障がい者スポーツ大会」を実施してきましたが、令和3年度から令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「スポーツ記録会」として開催しました。
- ・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実の取組として、三島市パラスポーツ定期教室を実施しています。教室開催にあたり、障がいを持つ人への特別な知識や配慮が必要です。
- ・初級障がい者スポーツ指導員養成講習について、広報みしまやホームページで養成講習の受講を呼び掛けています。しかし、受講後の年会費は個人負担となるため、受講を決定する際のハードルになっています。

##### ●施策の方向

- ・静岡県障害者スポーツ協会の協力のもと、障がいのある人が日常生活のなかで気軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充に努めます。障がい者スポーツについて、関係各課で連携を図りながら推進します。
- ・令和6年度以降の体育施設指定管理者による、障がい者スポーツ教室の実施を予定しています。専門的な立場から、スポーツ教室やレクリエーション活動への参加を募っていきます。
- ・スポーツ教室やレクリエーション活動等に関する情報を収集・発信して、障がいのある人がスポーツに親しみ、いつまでも心身ともに充実した健康で明るい生活が送れるよう、障がいのある人のスポーツ活動等の充実を図ります。
- ・障がい者スポーツ指導員の養成について、引き続き養成講座への受講を呼び掛ける等、関係各課との連携を図りながら推進します。

##### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
三島市障がい者スポーツ大会事業	障がい福祉課	障がいのある人のスポーツ活動を支援するとともに、障がいと障がいのある人に関する市民の理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。
障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実	障がい福祉課 スポーツ推進課	気軽に参加できる障がいのある人向けのスポーツ・レクリエーションイベントに関する情報収集と発信を行います。
障害者スポーツ指導員・スポーツ推進委員の活用	障がい福祉課 スポーツ推進課	三島市障がい者スポーツ大会の実施にあたり、障害者スポーツ指導員・スポーツ推進委員に協力を要請します。また、障害者スポーツ指導員の養成を支援します。

## ②文化活動の推進

### ●現状と課題

- ・国際交流イベント協働開催事業について、新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、開催方法を工夫することで継続して事業を実施しました。一方、協働団体会員の高齢化及び減少が進んでおり、また、参加者の固定化や減少も見られます。
- ・地域交流事業として「なかよしサンバ隊」を「佐野あゆみの里」が事務局となり実施していましたが、指定管理者制度導入に伴い、令和5年度から障がい福祉課が事務局として実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者が減少したため、参加者の回復が課題となっています。
- ・各小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の学習発表の場として、「なかよし学習発表会」（主催：三島市特別支援教育研究会）を開催しています。
- ・美術展をはじめとする様々なイベントや文芸三島の発行、クリエイティブシティ推進事業において、時代に合わせた開催方法や発行方法を、毎年度検討していく必要があります。障がいの有無に関わらず参加できるように、共生社会実現に向けた周知の必要があります。

### ●施策の方向

- ・国際交流イベント協働開催事業について、会員及び参加者の減少が進まないよう現状を維持しつつ、団体及び事業の周知、新規参加者の開拓を進めます。
- ・障がいのある人の社会参加の場及び年齢や障がいの有無に関わらず、互いの人格や個性を尊重し合って、ともに支え合いひとつのことを成し遂げる文化活動の場として、「なかよしサンバ隊」を引き続き実施します。より多くの人に参加してもらえよう、市内障害福祉サービス事業所等に繰り返し呼びかけを行うとともに、市民や各種団体等に広く参加者の募集をしていきます。
- ・障がいのある人も含め多くの市民が身近な場所で文化に出会うことができる機会や、これまで文化・芸術に親しむ機会の少なかった人も文化を気軽に楽しめる機会を提供します。より多くの人に参加していただけるよう、ソフト・ハード面を充実するように努めます。

### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
多文化共生の推進	地域協働・安全課 (国際交流室)	国際交流フェア、英語・中国語スピーチコンテスト、語学講座、オータムフェア等の国際交流イベント協働開催事業を行います。
地域交流事業 (なかよしサンバ隊等)	障がい福祉課	障がいのある人の地域社会での生活空間の拡大、人間関係の拡張と、地域社会に対する啓発・理解を促進します。



施策名	担当課	施策の内容
文化振興事業	文化振興課	三島市文化振興基本計画に基づき、「創造力あふれる人とまち・みしま」の実現に向けて、美術展・芸術祭等の開催、文芸三島の発行、クリエイティブシティ推進事業、絵本のまち三島推進事業を通じ、市民の自主的な文化活動への参加機会の拡充と啓発を図ります。

### ③生涯学習活動の推進

#### ●現状と課題

- ・図書館では点字図書や録音図書の貸し出し、インターネットを活用した予約や検索、移動図書館車「ジンタ号」の巡回サービス、来館が困難な視覚障がいのある人のための郵送による貸し出しサービス等を行っています。
- ・図書館機能の強化について、音訳は養成講座を実施し新規ボランティアの確保ができていますが、点訳は点訳書を読むことのできる障がい者の減少や活動希望者の減少から、新規ボランティアの確保が難しい状況となっています。

#### ●施策の方向

- ・市民の福祉に対する理解を深めるため、社会教育団体が市内の福祉施設で実施している「福祉体験学習」や「ボランティア活動」等を支援していきます。
- ・障がいのある人を含め市民に対し、各種講座やイベントの開催情報の提供、質の高い図書館サービス等により、市民の学習活動に対する支援の充実に努めます。
- ・障がいのある人を含め市民に対し、インターネットによる情報提供を推進します。
- ・引き続き、各ボランティアによる点字図書・DAISY 図書<sup>26</sup>の資料作成を計画的に実施し、視覚障がいのある人のための資料を増やしていくことにより、さらにきめ細やかな読書要望に応えていきます。

#### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
点字図書・DAISY 図書を含めた図書館機能の強化	図書館	各ボランティア一人につき、年 1 冊の点字図書や DAISY 図書の作成を行います。また、ボランティアの確保、養成に努めます。

---

26 DAISY 図書：「DAISY」とは「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。視覚障がい等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発されました。

### 3 福祉のまちづくり（生活環境の整備）

#### （1）住宅・建築物のバリアフリー化の推進

##### ①官公庁施設・公共施設のバリアフリー化

###### ●現状と課題

- ・高齢者や障がいのある人等、誰もが円滑に移動できる施設を整備するために、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」による建築物移動等円滑化基準の考え方に基づき、バリアフリー化を進める必要があります。
- ・市民生涯学習センター、各公民館、市民体育館等の体育施設、市民文化会館、郷土資料館等の公共施設では、高齢者や障がいのある人が円滑に利用できるよう、出入口のスロープ化や多目的（障がい者用）トイレ等を設置しています。
- ・市役所庁舎においても、一部の多目的（障がい者用）トイレに多目的シートやオストメイト設備等を設置する等、バリアフリー化に努めています。
- ・市内小中学校では、屋内運動場の出入口のスロープ化や、トイレの改修を順次行っています。
- ・年齢や障がいの有無にかかわらず、誰でも気軽に利用しやすい環境整備を推進しています。

###### ●施策の方向

- ・障がいのある人をはじめ、様々な人が安心して施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進め、誰もが快適で生活しやすいまちづくりを推進します。
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「静岡県福祉のまちづくり条例」に適合するよう、生活関連施設に位置づけられた事業者等に対し、今後も適宜広報・周知していきます。
- ・現行の基準に適合していない公共建築物は、順次改善整備していきます。

###### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
バリアフリーに係る法制度の広報・周知の推進	都市計画課	「三島市移動等円滑化基本構想」の実現に向け、生活関連施設事業者へバリアフリーに係る法制度について広報・周知します。

## ②住宅施策の推進

### ●現状と課題

- ・市営住宅の入居者については、高齢化が進むとともに、高齢者や障がいのある人等の単身世帯が増加しています。
- ・住宅確保要配慮者（高齢者、障がいのある人、被災者等）を含め、誰でも円滑に利用しやすくなるよう、市営住宅を改善整備する必要があります。
- ・市営住宅は古い住宅も多く残っており、その多くに段差がある等、バリアフリー化がされていません。三島市公営住宅等長寿命化計画に基づき改善工事や建替えをする際にバリアフリー化等の対応を実施していますが、すべての住宅を解消するには長い時間を要してしまうことが課題となっています。
- ・障がいのある人をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティーネット住宅の登録数は伸びていますが、賃料は通常の賃貸住宅と変わらず、低所得のために入居できないケースがあります。市営住宅の供給量にも限界があり、低家賃の登録住宅を増やす取組が必要です。

### ●施策の方向

- ・三島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、バリアフリー未対応の老朽化した市営藤代住宅N棟、S棟を解体し、B棟を建設する建替え事業を実施しています（令和6年12月完成予定）。また、令和7年度以降には、山田住宅などで改善工事を行い、バリアフリーに配慮した市営住宅の整備を進めていきます。
- ・居住支援法人や各種関係機関、福祉部門との情報共有の場として、居住支援協議会の設置等を視野に入れつつ、支援体制の構築に向けた連携の強化を図ります。

### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
市営住宅整備事業	住宅政策課	エレベーターやスロープ等を設置した市営藤代住宅B棟の建設を行います。令和7年度以降、山田住宅、中住宅、柳郷地住宅について、手すり設置等の改修を行います。
居住支援の推進	住宅政策課	セーフティーネット住宅の周知や、居住支援法人との連携を強化していきます。

## (2) オープンスペースの整備

### ①歩行空間の整備

#### ●現状と課題

- ・視覚障がいのある人に対応した音響誘導装置付加式信号機は、現在市内 13 か所に設置しています。音響誘導装置付加式信号機の設置を進めていますが、信号機から絶え間なく音声流れるため、近隣の居住者の承諾を得られないと設置することができないという課題があります。
- ・スマートフォンで歩行者用信号の表示色情報等を音声や振動で確認することができる PICS<sup>27</sup>の運用が開始されており、JR 三島駅周辺で利用できます。
- ・放置自転車は、障がいのある人にとって歩行の妨げとなるため、随時撤去しています。放置禁止区域の周知徹底と自転車利用者のモラルの向上が必要です。
- ・市内駐輪場の運営管理、放置自転車の撤去や駐輪指導は適切に行っていますが、駐輪場の需要増加に伴い、今後駐輪場の容量が不足していくことを考慮する必要があります。
- ・市道の改良事業について、計画的に事業を実施していますが、歩道整備に多額の費用がかかることから、所要額の確保が課題となっています。
- ・都市計画道路下土狩文教線整備事業については、用地取得が長年の課題でしたが、令和2年度に三島市土地開発公社を活用して先行取得したため、歩道整備を含む道路工事を計画的に実施しています。
- ・次期三島市バリアフリー道路特定事業計画では、「三島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」等の技術的基準に適合義務が生じる特定道路が含まれます。その結果、市街地における歩道の新設等、「三島市移動等円滑化基本構想」の実現のためには、多大な事業費や事業期間が必要となります。

#### ●施策の方向

- ・「あんしん歩行エリア」・「いたわりゾーン」の区域内にある主要交差点は、優先的に音響誘導装置付加式信号機への切替えを実施しており、今後も要望に応じて、県公安委員会（三島警察署）との協議を継続していきます。
- ・より一層快適で安全な歩行空間の実現と向上を目指すため、放置自転車については継続して撤去していきます。
- ・駐輪場の需要増加に伴い、三島駅南口駐輪場の自転車ラック増設、同北口駐輪場の自動ゲート化等、施設の利便性を高める改修の検討をしていきます。
- ・市道の改良事業について、引き続き事業を実施することで、誰もが歩きやすく、安心安全な歩道の整備を進めます。

---

27 PICS（ピックス）：「Pedestrian Information and Communication Systems」の略で、信号交差点における視覚障がいのある人の横断支援を行うため、Bluetoothにより信号機からスマートフォンに歩行者用信号の表示色情報等を送信し、交差点名や歩行者用信号の表示色を画面表示のほか、音声や振動等で確認することができるシステムです。

- ・都市計画道路下土狩文教線整備事業について、歩行者と自転車のすみ分けを行う施工を含めた道路工事を実施し、令和6年度末までの完成を目指します。
- ・「三島市移動等円滑化基本構想」の実現に向け、次期三島市バリアフリー道路特定事業計画を策定し、誰もが歩きやすく、安心安全な歩道の整備を進めます。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
音響誘導装置付加式信号機設置支援事業	地域協働・安全課	「あんしん歩行エリア」等の区域内にある主な交差点には、音響誘導装置付加式信号機に切り替えて設置するよう県公安委員会（三島警察署）と協議します。
駐輪対策事業	地域協働・安全課	市内に3か所ある駐輪場の運営管理を行うとともに、放置禁止区域内での放置自転車撤去や駐輪指導を行います。
西間門新谷線道路改良事業	土木課	道路改良に伴い、要所に点字ブロックを設置し、また段差の小さい歩車道境界ブロックを順次施工していきます。
市道文教町幸原線道路改良事業	土木課	道路改良に伴い、段差の小さい歩車道境界ブロックを順次施工していきます。
都市計画道路下土狩文教線整備事業	都市整備課	車いす利用者、高齢者、通学児童等が安心して通行できるように、歩道内で歩行者と自転車のすみ分けを行います。併せて点字ブロックも施工していきます。
三島市バリアフリー道路特定事業計画の推進	土木課	「三島市移動等円滑化基本構想」の実現に向け、道路に関するバリアフリー事業を計画に基づき推進します。

## ②公園・水辺空間の整備

### ●現状と課題

- ・ 楽寿園のバリアフリー化については、障がいのある人を含めた多様な利用者を意識した受入環境の充実が求められ、景観及び歴史・文化的価値に配慮しつつ、多目的トイレの設置や車いす利用者等に配慮した園路整備をしています。
- ・ 園路整備では、部分的なゴムマットの設置、園路に砂利を敷く等、楽寿園の景観に配慮しつつ園路のバリアフリー化を図っています。
- ・ 市内公園について、公園内の段差解消や遊歩道の拡幅、多目的トイレの設置等のバリアフリー化が求められていますが、公園施設の再整備については、財源の確保が課題となっています。

### ●施策の方向

- ・ 楽寿園においては、適度に砂利やマットの設置を行い、車いす等が円滑に通行できるような園路整備を工夫するほか、よりよい回遊ルートの検証や設備の貸出し等、歴史・文化的価値や景観への配慮を共存するなかで、公園内のバリアフリー化を進め、誘客環境の充実を図ります。
- ・ 市内の公園施設については、今後も公園遊具の更新等と併せて、バリアフリー化を進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が快適で安全に利用できる公園となるよう整備を進めていきます。
- ・ 公園の既設トイレの修繕に伴う和式便器から洋式便器化については、これまで同様地元と協議のうえ順次進めていきます。

### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
園路バリアフリー化	楽寿園	既存の車いす等の散策ルートの保全・標示の設置と、車いす等の貸出し環境の充実を図ります。
公園内施設整備の推進	みどりと水のまちづくり課	公園内の段差解消等のバリアフリー化やトイレの新設・改修の際には、障がい者対応、手すりの設置、和式から洋式便器への更新等を推進していきます。

### (3) 移動・交通手段の整備

#### ①移動・交通手段の整備

##### ●現状と課題

- ・多くの人が利用する公共施設等では、身体障がい者等用駐車場に、一般の人が駐車する事例が多くみられ、本当に必要とする人が利用できない状況が見られます。静岡県では県内全域を対象に「静岡県ゆずりあい駐車場事業」を実施し、身体に障がいのある人や妊産婦、高齢者等が必要なときに利用できるよう身体障がい者等用駐車場の適正利用化を図っています。
- ・人口減少や高齢社会化が進む中、さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大以降、働き方の変容等により、公共交通機関利用者数が減少しており、路線の維持が難しくなりつつあります。市内の路線バス網の維持に努めていますが、地域によってはバスの運行本数が少ないところがあります。障がいのある人をはじめ、誰もが移動しやすいように、より一層の充実が求められています。

##### ●施策の方向

- ・障害者手帳所持者に対して、「障がい者のしおり」や市ホームページにおいて、公共交通機関割引制度の周知を図っていきます。
- ・静岡県で行っている「静岡県ゆずりあい駐車場事業」に引き続き本市も協力していきます。
- ・市内の路線バス網においては、幹線となる路線のサービス水準を維持しつつ、自主運行バスの運行形態の見直しや新たな地域交通サービスの導入等を検討し、地域公共交通ネットワークの維持を図ります。

##### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
公共交通機関割引制度の周知	障がい福祉課	障害者手帳新規取得者に対して、「障がい者のしおり」を提示しながら、公共交通機関割引制度の説明を引き続き行います。また、ホームページにおいて周知を図ります。
ゆずりあい駐車場事業	障がい福祉課	身体障がい者等用駐車場を必要とする人に利用証を交付し、これらの駐車場を利用できる人を明らかにし、利用の適正化を図ります。
地域公共交通ネットワークの形成	都市計画課 地域協働・安全課	地域住民や関係する事業者等と、既存路線・ダイヤの見直し、新たなサービスの導入等を検討し、市域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を図ります。



## (4) 防災・防犯体制の充実

### ①防災体制の整備・意識の向上

#### ●現状と課題

- ・自主防災組織防災事業費補助事業では、市民の防災体制の強化のため、自主防災組織及び福祉避難所となる社会福祉施設に対し助成を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の防災活動が低下し、補助件数が減少しています。
- ・住民啓発・教育事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の減少や避難所開設訓練の中止も相次ぎましたが、徐々に回復傾向にあります。
- ・聴覚障害者情報システム（F ネット<sup>28</sup>）は、ファックスを介しての情報伝達となるため、今後利用希望者が減少していくことが予想され、NET119<sup>29</sup>等他の情報伝達手段を周知していく必要があります。
- ・災害時等に対応できるよう、高齢者や障がいのある人（身体1・2級、療育A、精神1・2級）等に避難行動要支援者名簿への登録や個別避難計画の作成等、自治会・自主防災組織・民生委員等の協力を得る中で、地域での避難支援の体制づくりが必要となっています。
- ・災害時に自ら避難することが困難である人等へ、情報提供調査を実施する等により、避難行動要支援者計画の周知を行っていますが、当該計画に基づく避難行動要支援者名簿への登録についての十分な理解が得られず、登録申請が進んでいません。また、避難行動要支援者名簿の同意者における個別避難計画の策定率の増加のためには、自治会が支援者を選定することの周知と理解を図る必要があります。

#### ●施策の方向

- ・大規模災害等に備えて、市内の社会福祉施設と「災害時に要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定」を締結し、障がいのある人等に配慮した避難生活を送る場所の確保に努めます。
- ・自主防災組織防災事業費補助事業について、自主防災組織事務説明会等の機会に啓発を図り、新型コロナウイルス感染症拡大以前の申請件数を目指します。
- ・住民啓発・教育事業について、事業の実施状況が新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準に戻りつつあり、引き続き防災活動の重要性の周知に努め、自主防災活動の活発化を促します。

---

28 F ネット：日本電信電話株式会社（NTT）が提供しているサービスの一つで、ファクシミリ通信網サービスともいいます。主にファックス専用を使用するための回線のことで、同報通信やファックスデータの蓄積などができます。

29 NET119：Net119 緊急通報システム。音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後テキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

- ・聴覚障害者情報システム（Fネット）について、現在の利用者は引き続き登録を希望しているため、事業を維持していきませんが、スマートフォンの普及に伴い、富士山南東消防本部が実施するNET119への移行を促していきます。
- ・避難行動要支援者計画について、広報みしまや市ホームページ等の活用により情報の周知・理解が図れるよう啓発の取組を強化し、避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに、個別避難計画の策定率の増加のため、各地区連合会の会議等での自治会の役割に関する説明を引き続き行っていきます。
- ・事業所等災害ネットワーク事業については、障がい福祉課と三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）において、安否確認システムを活用する等、災害時における障がい者福祉施設間でのネットワークの構築を図ります。また、事業所等災害ネットワーク事業の実施においては、障がい者団体をはじめ、障がいのある人やその家族からの意見等も反映できるよう、事業実施体制を検討していきます。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
自主防災組織防災事業費補助事業	危機管理課	自主防災組織のさらなる育成や強化のための、防災訓練や防災資機材等の整備にかかる費用に関する助成を行います。また、福祉避難所となる社会福祉施設に対しても、防災資機材等の整備にかかる費用に関する助成を行います。
住民啓発・教育事業	危機管理課	防災意識の高揚や防災知識の普及を図るとともに、地域リーダーの育成と自主防災組織の強化を図ります。また、障がいのある人に配慮した避難所運営ができるよう開設訓練を実施していきます。
NET119等への登録申請の周知	障がい福祉課	NET119等への登録申請について、重度の聴覚・音声・言語障がいのある人へ周知を図り、災害情報の伝達手段を確保します。
避難行動要支援者計画の周知	障がい福祉課 福祉総務課	災害時に自ら避難することが困難である高齢者や障がいのある人(身体1・2級、療育A、精神1・2級)に対して避難行動要支援者計画を周知し、要支援者名簿掲載の同意を進め、個別避難計画の策定を拡充していきます。
事業所等災害ネットワーク事業	障がい福祉課	障がい者福祉施設間でのネットワークを構築し、災害時において、情報の共有化を図れるようにします。

## ②防犯体制の整備・意識の向上

### ●現状と課題

- ・減少していた市内の犯罪認知件数は、令和3年度から増加傾向にあります。特に高齢者をターゲットにする特殊詐欺については、内容の多様化・手口の巧妙化が進んでおり、被害額も増加しています。防犯対策・防犯活動をより一層充実することにより、市民の防犯意識を高めていくことが必要です。

### ●施策の方向

- ・引き続き広報みしま、同報無線、市民メール等を活用し、聴覚障がい者や視覚障がい者を含む市民への防犯情報の提供、注意喚起を実施します。また、小学校・幼稚園・保育園の要望に基づき、防犯教室及び不審者侵入対応訓練を実施します。特に特殊詐欺については啓発方法を多様化し、三島警察署が主催する街頭啓発活動等に積極的に協力することで、市民の防犯意識向上を図ります。

### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
市民防犯意識啓発事業	地域協働・安全課	防犯情報の発信、市内の小学校や幼稚園・保育園等を対象に防犯教室、不審者侵入対応訓練等を実施します。地域防犯パトロールの実施支援等、行政の防犯窓口として関係機関との連絡調整を行います。

## 4 ハートづくり（相互理解と交流促進）

### （1）差別のない社会づくり

#### ①権利擁護のための体制の充実

##### ●現状と課題

- ・障がいのある人に対する虐待は、その尊厳を著しく害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加にとってあってはならないことです。「障害者虐待防止法」により、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」という法の趣旨の下、虐待防止のための取組を実施し、障がいのある人が安心して生活できる地域社会づくりを進めています。
- ・「障害者差別解消法」の改正により、障がいのある人に対する必要な社会的障壁の除去を目的とした合理的配慮<sup>30</sup>の提供については、これまで行政機関等には義務、民間事業者には努力義務として定められていましたが、令和6年4月からは民間事業所にも義務として定められることとなります。この民間事業者への「合理的配慮の提供」の義務化について、市内企業等に対し周知することにより、障がいのある人への差別のない社会の実現のための取組が必要です。
- ・障がいのある人の高齢化や要介護化、障がいの重複化、8050問題や生活困窮等複合的な課題の相談が増加しており、各関係機関連携のもと、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための支援等の伴走型支援が求められています。
- ・障害者虐待防止について、本人が虐待されていると認識していない場合、対応することが難しいという課題があります。
- ・家庭や地域における養育力・子育て機能が低下する中、日々寄せられる相談内容も複雑化・複雑化しており、職員の専門性の向上が求められています。
- ・DV が関係するケースや障がい者と判断できないケース等、様々なケースに対応するため、警察や関係各課との連携が重要です。
- ・成年後見制度の利用が必要な知的障がい又は精神障がいのある人は、今後も増加することが予想され、財政面も含めた体制整備が必要です。

##### ●施策の方向

- ・障害者虐待防止法に基づく市障がい者虐待防止相談窓口を、市民に対し周知します。
- ・三島市基幹相談支援センターの機能を充実させ、地域の相談支援事業所における中核的な機関として、総合・専門的な相談支援、相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止に関する取り組みを実施します。また、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図り、40歳以上の特定疾病のある障がいのある人（介護保険2号被保険者）や高齢者へのタイムリーな相談支援を実施します。

---

30 合理的配慮：障がいのある人の人権が障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。

- 市では障がい者虐待防止地域連絡会、高齢者虐待防止地域連絡会を開催し、被虐待者への適切な支援体制構築のため、関係機関等との連携強化を目的としたネットワーク形成を図ります。
- 障害者差別解消法に対する理解を深めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する三島市職員対応要領」に添った対応ができるようにするため、引き続き職員研修を定期的実施します。
- 「障害者差別解消法」については、法改正による「合理的配慮の提供」の義務化を含めた法制度の内容を、市ホームページや広報誌を通じて、市民をはじめ、市内企業等に周知し、障がいのある人への理解度の向上を図るとともに、障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮の理解と促進を図ります。
- 障がいのある人の権利を擁護するため、三島市成年後見支援センターとの連携のもと、成年後見制度の利用を支援します。市長申立て案件が上がったときにはスムーズに対応できるよう体制整備を進めます。

## ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障害者虐待防止の推進	障がい福祉課 福祉総務課 地域包括ケア推進課 子育て支援課	障がいのある人に対する虐待を防止するための相談や対策を推進します。
障害者差別解消の推進	障がい福祉課	市民や市内企業等に対し、障害者差別解消法の周知に努めるとともに、同法に対する理解を深めるための職員研修を定期的実施し、障がいがある人に対する差別の解消を推進していきます。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がい又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立て等に必要費用を助成します。
基幹相談支援センター事業（再掲）	障がい福祉課	地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、成年後見制度の利用支援や障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行い、虐待防止等の対応を充実します。

## ②福祉教育の推進

### ●現状と課題

- ・各小中学校での道徳、総合的な学習の時間、特別活動、キャリア教育等において、児童生徒自身が福祉について調べたり話し合ったりすることを通じて、障がいのある人の立場で物事を考える心を養っていくとともに、福祉施設の訪問や体験活動を通じて、福祉についての理解を深めています。
- ・福祉教育の推進について、今後も関係各課と連携して、そよかぜ学習の福祉関連の出前講座の充実及び事業内容の周知を図る必要があります。
- ・バリアフリー教室について、開催数を増やし、小学生の参加者数の増加も図る必要がありますが、教室の開催には多くの関係者の協力を要するため、毎年、小学校 1 校の 1 学年のみに事業を実施している状況です。
- ・生涯学習まつりにおいて、障がい者就労支援事業所を生涯学習まつり実行委員会に加え、さらなる相互理解を深め交流を促進しています。市民生涯学習センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、販売スペースが縮小しています。

### ●施策の方向

- ・総合的な学習の時間、特別活動、キャリア教育等によって展開する体験活動を重視し、自分事として考えることのできる福祉教育を推進していきます。
- ・学習指導要領にも記載されているとおり、社会科の中学校公民分野、道徳科の内容項目「公正、公平、社会正義」において、差別や偏見についての学習を行うとともに、総合的な学習の時間では探究的な課題の 1 つとして福祉分野を設定し、身の回りの高齢者とその暮らしを支援する仕組みについての学習をする等、福祉関連の内容を扱うよう努めます。
- ・引き続き、関係者と連携及び協力してバリアフリー教室を開催していくことで、「心のバリアフリー社会の実現」を目指します。
- ・生涯学習まつりへの参加を支援し、障がい者団体と社会教育団体と交流する場を提供することにより、障がいのある人への相互理解を促進します。

### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
体験活動を重視した福祉教育の推進	学校教育課	各教科、領域等の教育課程に、福祉について話し合ったり体験したりする場を計画的に設け、福祉について実感できるように取り組みます。
バリアフリー教室	都市計画課	小学生を対象に、バリアフリーに対する理解を深めるために、視覚障がいのある人や体が不自由な人の日常生活を疑似体験し、自然にサポートできる「心のバリアフリー社会の実現」を目指します。
生涯学習まつりへの参加による相互理解の促進	生涯学習課	社会教育団体と障がい者団体の交流による相互理解を促進します。

## (2) ボランティア活動の支援

### ① ボランティア活動の支援

#### ●現状と課題

- ・障がい者施策推進アドバイザーによる福祉体験事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により実施の見込みが立ちませんでした。学校等で福祉教育、体験を行っていることもあり、福祉体験事業の参加者がほとんど集まらない状況となっており、実施方法について検討が必要です。
- ・NPO 法人、ボランティア団体への支援としては、ホームページやメールマガジンによる情報発信と、市民活動センターの充実による活動促進の2点を主として行っています。今後、NPO 法人、ボランティア団体による自発的・自主的な活動を促進するため、新たな支援方法を模索していく必要があります。
- ・市民活動センターについて、土日、夜間の利用人数が低迷しているため、利用者のニーズに注視しながら開館時間の見直しを検討していく必要があります。また、高齢化等により存続が難しくなっている団体が増加しているため、存続するための支援を強化していくことが必要です。

#### ●施策の方向

- ・福祉やボランティア活動への興味や関心を高めるために、人が集まるイベント等への出展や啓発活動等を通じて、意識を高めていきます。
- ・ボランティア活動については、既存のボランティア団体等と協力して、市ホームページや広報誌等を通じて情報発信していきます。
- ・今後、市民活動センターへの集客・利用促進を図っていくとともに、より利用しやすい施設となるよう管理のあり方等を検討します。
- ・令和4年度より、オンラインでの会議室予約が開始されたため、予約方法のサポートや周知の徹底を図り、オンラインでの予約受付への完全移行を目指します。

#### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障がい者施策推進アドバイザーによる福祉体験事業	障がい福祉課	今後の地域社会を担っていく子どもたちを中心に、障がい者福祉施設の見学やボランティア等の体験を通じて、障がいのある人や高齢者、さらには広く社会福祉全般についての意識を高めます。
市民活動推進事業	地域協働・安全課	市民活動センターや社会福祉会館の会議室等の貸し出し、NPOやボランティア情報の収集・発信、市民活動支援、交流促進を推進します。
社会福祉会館事業	福祉総務課	

### (3) 啓発活動の推進

#### ①啓発活動の推進

##### ●現状と課題

- ・ 障害者週間関連事業は、広報誌による発信や啓発物品の配布、展示会の開催、市民と障がいのある人が交流する機会として参加・体験型事業を実施しています。障害者週間に合わせた参加・体験型事業は、年末に実施されるため、参加者が集まりにくくなっています。実施方法について検討が必要です。
- ・ 「市民すこやかふれあいまつり」の周知のため、可能な限り広報みしまや市ホームページへの掲載やチラシの発行、回覧を実施していますが、「市民すこやかふれあいまつり」の認知度が上がらないことが課題となっています。

##### ●施策の方向

- ・ 障がいのある人が地域の行事等に積極的に参加できる機会の増加を促進します。
- ・ 障害者週間に合わせた参加・体験型事業について、事業のあり方や実施方法を含めて検討し、市民に対する啓発の機会となるようなイベントを開催していきます。
- ・ 「市民すこやかふれあいまつり」について、より効果的な周知方法を検討する等、市民の認知度向上に向けた取組を進めます。また、「市民すこやかふれあいまつり」を通じて、障がいのある人の福祉についての啓発や市民との交流を図ります。

##### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
三島市障害者週間開催事業	障がい福祉課	障害者週間(毎年12月3日～9日)において、関係団体と連携して、障がいのある人の福祉について啓発・広報活動を行い、各種事業を実施していきます。
市民すこやかふれあいまつりの開催	福祉総務課	さまざまな立場や世代の人が気軽に集う機会を提供し、交流を通して市民相互に思いやる心を育み、連帯の輪を広げて明るい福祉のまちづくりを推進することを目的に開催します。
佐野あゆみの里まつり事業(再掲)	障がい福祉課	佐野あゆみの里利用者、その家族および地域住民等との交流を通して、相互に思いやる心を育み、連携を深めていくことを目的に開催します。



## (4) 相互交流の促進

### ① 自立意識の向上

#### ●現状と課題

- ・障がいのある人の生きがいづくりや社会性の向上を目的に、多くの人が集まる「スポーツデー」において、関係各課の共同で心身障がい者レクリエーション事業を行っています。

#### ●施策の方向

- ・障がいのある人にも、ない人にも、障がい者レクリエーションを体験する機会と場を提供し、障がいのある人及び障がい者レクリエーションに対する理解と関心を深めるとともに、障がいのある人の生きがいづくりや社会性の向上を図ります。

#### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
心身障がい者レクリエーション事業	障がい福祉課	障がいのある人にも、ない人にも障がい者レクリエーションを体験する機会と場を提供し、障がいのある人及び障がい者レクリエーションに対する理解と関心を深める機会とします。（スポーツデーの中で実施）

### ② 団体・団体間交流への支援

#### ●現状と課題

- ・障がい者団体に対する支援を行い、団体の育成・強化を図っています。

#### ●施策の方向

- ・障がい者団体の育成・強化を引き続き図っていきます。また、若年者の新規会員の加入を促進する活動を併せて周知します。

#### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
障がい者団体の育成・強化の推進	障がい福祉課	障がい者団体の育成・強化を図っていきます。また、若年者の新規会員の加入を進めるような活動を併せて周知します。

## 5 計画推進（推進体制の整備）

### （1）組織・体制の整備

#### ①活動拠点の整備

##### ●現状と課題

- ・障がい者福祉を市民に周知するために、啓発活動やボランティア活動を支援し、地域の社会福祉活動を強化するための活動拠点が必要になっています。
- ・NPO 法人、ボランティア団体への支援としては、ホームページやメールマガジンによる情報発信と、市民活動センターの充実による活動促進の2点を主として行っています。今後、NPO 法人、ボランティア団体による自発的・自主的な活動を促進するため、新たな支援方法を模索していく必要があります。（再掲）
- ・市民活動センターについて、土日、夜間の利用人数が低迷しているため、利用者のニーズに注視しながら開館時間の見直しを検討していく必要があります。また、高齢化等により存続が難しくなっている団体が増加しているため、存続するための支援を強化していくことが必要です。（再掲）

##### ●施策の方向

- ・市民活動センターや社会福祉会館の施設提供によって、地域住民と関係団体等との連携を強め、今後も地域においてともに支え合う仕組みづくりを推進していきます。
- ・ボランティア活動については、既存のボランティア団体等と協力して、市ホームページや広報誌等を通じて情報発信していきます。（再掲）
- ・今後、市民活動センターへの集客・利用促進を図っていくとともに、より利用しやすい施設となるよう管理のあり方等を検討します。（再掲）
- ・令和4年度より、オンラインでの会議室予約が開始されたため、予約方法のサポートや周知の徹底を図り、オンラインでの予約受付への完全移行を目指します。（再掲）

##### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
市民活動推進事業 （再掲）	地域協働・安全課	市民活動センターや社会福祉会館の会議室等の貸し出し、NPOやボランティア情報の収集・発信、市民活動支援、交流促進を推進します。
社会福祉会館事業 （再掲）	福祉総務課	

## ②市民参加体制の整備

### ●現状と課題

- ・三島市障害者施策推進協議会を年に2回開催し、市民や各関係団体の意見を聴取するなかで、「三島市障害者計画」を推進しています。
- ・三島市障がいとくらしを支える協議会（アーチ）において、様々な地域課題への対応や国の示す支援体制システムの構築に向けた検討が必要となっていますが、そのすべてに対応していくためには、それぞれの課題解決・検討に向けた協議の場が必要となり、現状の限られた委員・メンバーによる対応が困難な状況にあります。また、現在の協議会は、障がい分野の人材に限られているため、関係する介護・教育・医療等の関係機関との連携・協力を図り協議を行う必要があります。（再掲）

### ●施策の方向

- ・三島市障害者施策推進協議会を定期的で開催し、継続的な障がい者施策の審議を行っていきます。
- ・地域課題への対応や国の示す支援体制システムの構築に向けた検討については、限られた人員の中で、優先順位と目標を定め、計画的かつ定期的に協議を進めます。また、関係する介護・教育・医療等の関係機関との連携・協力を図り協議を行います。（再掲）

### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
三島市障害者施策推進協議会の開催	障がい福祉課	本市の附属機関として、各分野より25人以内の委員を委嘱し、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を審議します。
自立支援協議会事業（三島市障がいとくらしを支える協議会）（再掲）	障がい福祉課	障がいのある人の地域生活を支援するためのシステムづくりや介護・教育・医療等の関係機関とのネットワークの構築に向けて、計画的かつ定期的に協議を行います。

## (2) 人材の養成

### ① 専門職員等の養成・確保

#### ● 現状と課題

- ・聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを円滑にするため、市民を対象に、手話や要約筆記に関する講座を実施しています。
- ・「三島市発達障がい療育支援専門講座」について、福祉施設・保育所・幼稚園・学校等において、発達障がいのある人の支援に携わる人に研修の機会を提供するため毎年実施しています。より多くの人に参加していただくために、有効な開催方法の検討が課題となっています。
- ・障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、高齢化や障がいの重度化、重複化が進んでいます。その一方で、発達障がいや高次脳機能障がい、難病の患者等、障がいの範囲も拡大しています。このような状況を踏まえ、障がいのある人の多様化するニーズに対応できるように、相談支援事業所の相談支援専門員の確保と専門性の向上が早急に必要となっています。
- ・三島市基幹相談支援センターにおいては、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、参加者間での連携構築、支援の充実を図ることを目的に、スキルアップ研修を定期的実施しています。

#### ● 施策の方向

- ・手話や要約筆記に関する講座を引き続き開催し、手話や要約筆記への関心を高め、聴覚障がいのある人への理解とコミュニケーション手段としての確立を図ります。
- ・「三島市発達障がい療育支援専門講座」を開催し、発達障がいのある人の支援に携わる人に、引き続き研修の機会を提供していきます。
- ・三島市基幹相談支援センターがスキルアップ研修の開催等を通し、障がいのある人への支援に関係する人材の専門性の向上に努めるとともに、人材の確保に努めます。

#### ● 主な施策

施策名	担当課	施策の内容
手話講習会実施事業	障がい福祉課	聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段を確保するため、手話に必要な技術を習得するための講座を実施します。
要約筆記入門講座実施事業	障がい福祉課	要約筆記の基礎的技術を学ぶ機会を市民に提供することにより、参加者の中途失聴者・難聴者への理解を深め、要約筆記の普及を図るための講座を実施します。
「三島市発達障がい療育支援専門講座」の開催	発達支援課	市内の福祉施設・保育所・幼稚園・学校等において、発達障がいのある人の支援に携わる人を対象に、発達障がい療育支援に関する専門講座を開催し、発達障がいに対する知識と支援の質の向上を図るとともに、支援者によるネットワークの構築を図ります。

施策名	担当課	施策の内容
基幹相談支援センター事業（再掲）	障がい福祉課	地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、成年後見制度の利用支援や障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行い、虐待防止等の対応を充実します。

## ②教職員等の研修の充実

### ●現状と課題

- ・教職員の専門研修について、特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援学級担当者研修会等を継続して実施しています。研修内容については、関係各課と連携しながら最新の動向を踏まえ設定しています。
- ・「三島市発達障がい療育支援専門講座」を開催し、多くの教職員に研修の場を提供しています。
- ・専門研修への参加について、保育園に関しては、研修参加時間の確保が難しく、また、幼稚園に関しては、預かり保育の実施等から、全職員の参加が難しい状況となっています。オンラインでの参加も可能となっていますが、機器が十分揃っていないため、スムーズな参加につながっていません。
- ・公立保育所独自の障がい児保育研究会主催の学習会を自主研修として実施しています。しかし、開催時間が時間外になることから、遅番対応の職員は参加できないことが課題です。
- ・巡回相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校や保護者のニーズに合わせて派遣しています。要望に応じて校内研修を実施し、発達障がいへの理解を深めています。

### ●施策の方向

- ・特別支援教育に関する幅広い研修会を開催し、発達障がいに対する基礎的な知識や、一人ひとりのニーズに合わせた支援の在り方に関する内容を実施していきます。
- ・幼稚園・保育所・市内高等学校・近隣の県立特別支援学校との合同の特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校の連携や接続を意識した特別支援教育の在り方を検討します。
- ・保育士の質の向上を図るため、障がいのある幼児の保育ニーズに合った研修会を充実します。

### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
特別支援教育研修会の充実	学校教育課 子ども保育課	特別支援教育コーディネーター研修会、巡回相談による臨床心理士の講話、「三島市発達障がい療育支援専門講座」等を通じて、専門的な知識を深めます。
保育ニーズにあった研修会の充実	子ども保育課	公立保育所独自の障がい児保育研究会主催の学習会を最低年1回開催し、講演会等を通じて専門的な知識を深めます。

### (3) 情報提供体制の整備

#### ①情報提供体制の整備

##### ●現状と課題

- ・情報バリアフリー化の推進について、聴覚障がい者等への対応を継続するとともに、視覚障がい者への対応としてuni-voice<sup>31</sup>の導入について検討をする必要があります。
- ・高齢障がい者や知的障がい者等への情報提供については、個々の状況に応じ、筆談等のコミュニケーション手段を用いる等、障がいの特性に応じた配慮を行っています。

##### ●施策の方向

- ・uni-voice の導入について検討します。
- ・多様化する障がい特性に応じた情報提供のあり方を検討し、情報バリアフリー化を推進します。
- ・聴覚障がい者の依頼に応じて、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
- ・音声認識アプリUDトーク<sup>32</sup>を活用し、音声を文字化することで、聴覚障がい者への情報保障を行います。

##### ●主な施策

施策名	担当課	施策の内容
情報バリアフリー化の推進	障がい福祉課	本市からの通知文に FAX 番号や電子メールアドレスを記載する等、多様化する障がい特性に応じた情報のバリアフリー化を推進します。
点字広報発行事業	障がい福祉課	視覚障がいのある人に市政の案内を行うことを目的に、広報誌の点訳を行い、配布します。

31 uni-voice : NPO 法人 日本視覚障がい情報普及支援協会 (JAVIS) が開発した、大量の文字列データ等を格納することができる二次元コードです。スマートフォン等に導入した専用アプリを使用することにより、電子音声による文章の読み上げが可能となります。

32 UD トーク : コミュニケーションの「UD=ユニバーサルデザイン」を支援するためのアプリケーションで、音声認識で声を文字化することで聴覚に障がいがある方のコミュニケーションを支えるほか、外国語への自動翻訳などで様々なコミュニケーションをサポートするアプリです。

## 第5章 障害者計画の推進

---

### 1 市民・民間事業者・行政の協働

施策を効果的に展開し、様々な課題を解決していくためには、市民、NPO、民間事業者等とパートナーシップを結ぶとともに、幅広く市民の意見を取り入れる等、一層の協働の取組が必要です。第5次三島市総合計画の考え方のもとに、市民・民間事業者との協働をこれまで以上に重視し、障害者計画の基本理念を踏まえ、一層互いに連携し、協力していきます。

### 2 全庁的な推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、障がい福祉課を中心とした全庁的な推進体制のなかで、定期的に計画の見直しを図ります。

### 3 計画の管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画の実行について常に点検し、定期的に見直しを行い、「三島市障害者施策推進協議会」等において、計画の進捗状況を報告するとともに、その状況について審議を定期的実施します。



# 資料編

## 1 障害福祉サービスの内容

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスには、次のものがあります。

### (1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	・重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人が対象となります。 ・自宅での入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援及び外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	・視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人などが対象となります。 ・外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な支援を行います。
行動援護	・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人などであって、常に介護を必要とする人が対象となります。 ・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護その他外出する際の必要な支援を行います。
重度障害者等 包括支援	・常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある障がいのある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある人が対象となります。 ・居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

### (2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	・常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。 ・障害者支援施設等において、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人・難病の患者が対象となります。 ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活などに関する相談や助言その他必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が対象となります。 ・障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談や助言その他の必要な支援を行います。

サービス名	内容
就労選択支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法の改正に伴い、令和7年度を目途に新たに開始されるサービスです。</li> <li>・障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。</li> </ul>
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を希望する65歳未満の障がいのある人が対象となります。</li> <li>・生産活動、職場体験その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。</li> </ul>
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の事業所などに就労することが困難な障がいのある人が対象となります。</li> <li>・雇用契約に基づき、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。</li> </ul>
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の事業所などに就労することが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所などに雇用されていた人で年齢、心身の状態その他の事情により引き続き雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても一般企業などに雇用されるに至らなかった人などが対象となります。</li> <li>・雇用契約を結ばないで、生産活動その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。</li> </ul>
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。</li> <li>・就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助言などを行います。</li> </ul>
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。</li> <li>・主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話をを行います。</li> </ul>
短期入所（福祉型・医療型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅で生活している障がいのある人のうち、介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする人などが対象となります。</li> <li>・障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他必要な支援を行います。</li> </ul>

### （3）居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用して障がいのある人で一人暮らしを希望する人などが対象となります。</li> <li>・地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力や生活力などを補い、適時のタイミングで適切な支援を行います。</li> </ul>
共同生活援助（グループホーム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で共同生活を営むべき住居において、主として夜間に相談その他の日常生活上の支援を行います。</li> </ul>
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に入所している障がいのある人が対象となります。</li> <li>・主として夜間に入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。</li> </ul>

#### (4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人や障害福祉サービスを受けようとする障がいのある人または児童が対象となります。</li> <li>サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。</li> </ul>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設などに入所している障がいのある人や精神科病院に入院している人などが対象となります。</li> <li>生活の場を地域に移行するための相談やその他必要な支援を行います。</li> </ul>
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅で一人暮らしをしている障がいのある人や、家族の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人などが対象となります。</li> <li>常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。</li> </ul>

## 2 障がい児を対象としたサービスについて

児童福祉法に基づく障害児通所支援には、次のものがあります。

### (1) 障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童が対象となります。</li> <li>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。</li> </ul>
放課後等 デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学している障がいのある児童が対象となります。</li> <li>授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。</li> </ul>
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児支援に関する知識及び指導経験のある児童指導員や保育士などが保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。</li> </ul>
居宅訪問型児童 発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度の障がいのある児童であって、児童発達支援などを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童が対象となります。</li> <li>発達支援を受けることができるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</li> </ul>

### (2) 障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある児童について、障害児通所支援を利用するにあたり、障がいのある児童の心身の状況、置かれている生活環境等を考慮し、利用するサービスの内容などを定めた障害児支援利用計画の作成とサービス利用状況の検証及び計画の見直しなどの支援を行います。</li> </ul>

### 3 障がいのある人へのアンケート調査の概要

#### (1) 調査目的

『第5期三島市障害者計画』及び「第7期三島市障害福祉計画・第3期三島市障害児福祉計画」を策定する上での基礎資料とするため、障がいのある人の生活実態や福祉サービスの利用状況、福祉に関する意識、意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査対象

障害者手帳をお持ちの方、その他障害福祉サービス等を利用されている方の中から2,000人を無作為抽出

#### (3) 調査期間

令和4年11月2日（水）～令和4年11月21日（月）

#### (4) 調査方法

郵送配布（郵送回収及びインターネットによるWeb回収）

#### (5) 回収状況

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000件	809件 (うちWeb回収203件)	809件	40.5%

※有効回収数とは、回収数から白紙などの無効回答を除いた数

#### (6) 報告書の見方

- ① 「n」は各設問の回答者数を表しています。
- ② 回答結果の割合「%」は、「n」を基数として算出し、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）の設問であっても、合計値が100%にならない場合があります。
- ③ 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- ④ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答結果の割合の合計値が100%を超えることがあります。
- ⑤ 紙面の都合上、グラフにおいて、選択肢を省略して掲載している場合があります。

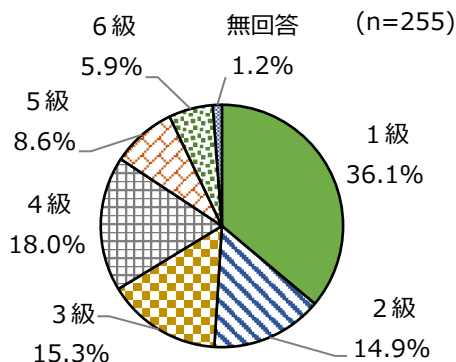
## (7) 調査結果

### ①あなたのことについて

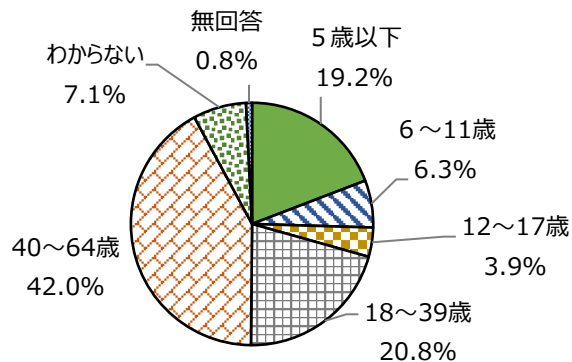
●お持ちの全ての障害者手帳についてお答えください。手帳の種類、記載された障がいの程度、取得した年齢をお答えください。

#### <身体障害者手帳（単数回答）>

(n=255)



(n=255)

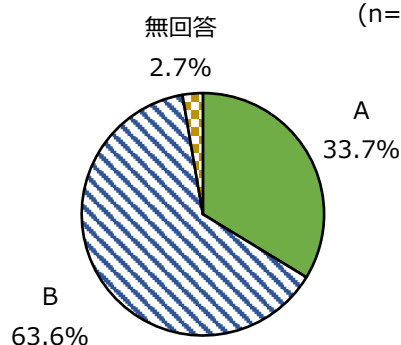


身体障害者手帳においては、等級では、「1級」が36.1%と最も多く、次いで「4級」が18.0%、「3級」が15.3%などとなっています。

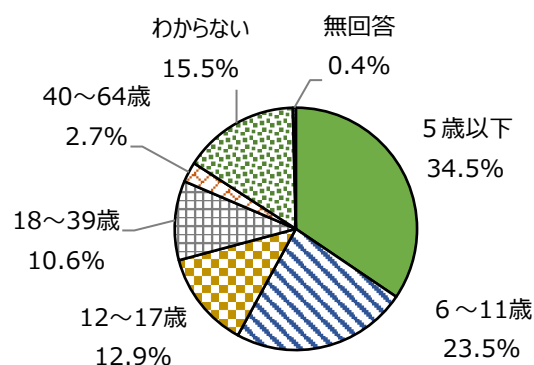
取得年齢では、「40~64歳」が42.0%と最も多く、次いで「18~39歳」が20.8%、「5歳以下」が19.2%などとなっています。

#### <療育手帳（単数回答）>

(n=264)



(n=264)

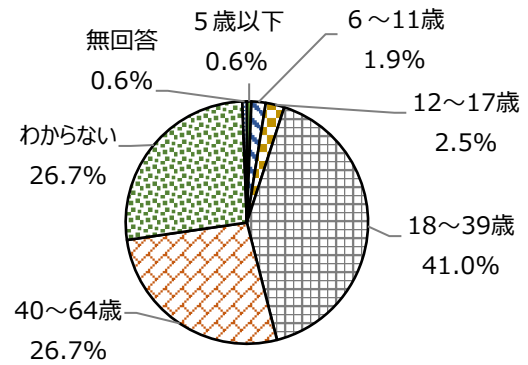
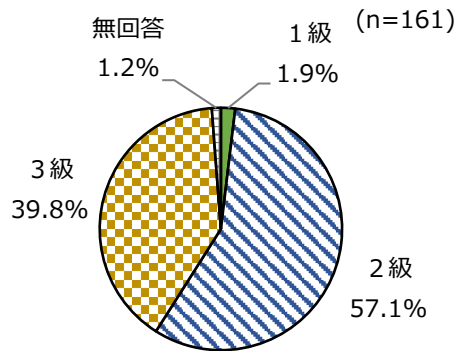


療育手帳においては、等級では、「A」が33.7%、「B」が63.6%となっています。

取得年齢では、「5歳以下」が34.5%と最も多く、次いで「6~11歳」が23.5%、「12~17歳」が12.9%、「18~39歳」が10.6%などとなっています。

<精神障害者保健福祉手帳（単数回答）>

(n=161)

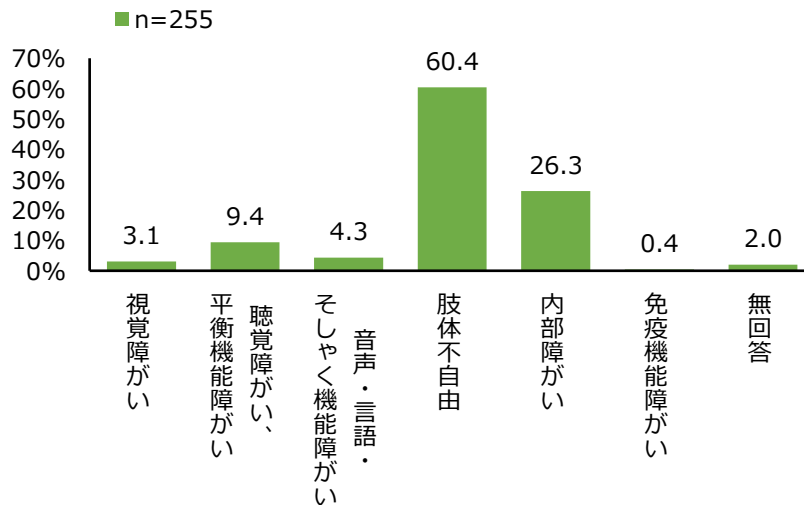


精神障害者保健福祉手帳においては、等級では、「1級」が1.9%、「2級」が57.1%、「3級」が39.8%となっています。

取得年齢では、「18~39歳」が41.0%と最も多く、次いで「40~64歳」と「わからない」がともに26.7%、「12~17歳」が2.5%などとなっています。

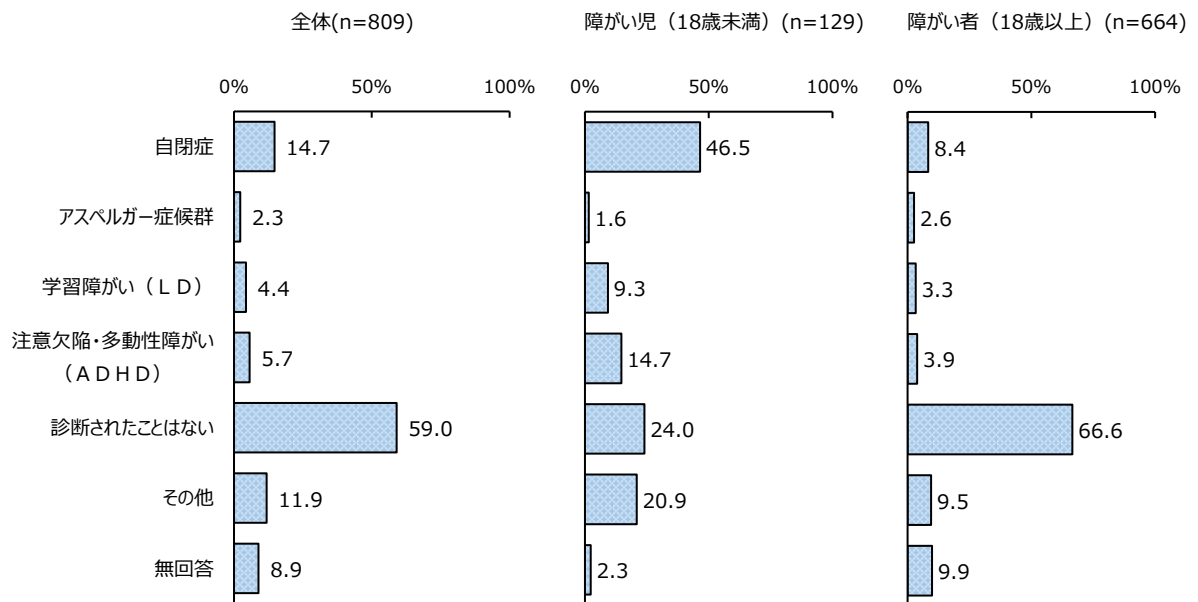
●あなたの障がい種別を教えてください。（複数回答）

<身体障害者手帳の障がい種別>



身体障害者手帳の障がい種別においては、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が60.4%と最も多く、次いで「内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）」が26.3%、「聴覚・平衡機能障がい」が9.4%などとなっています。

## <発達障がい診断>

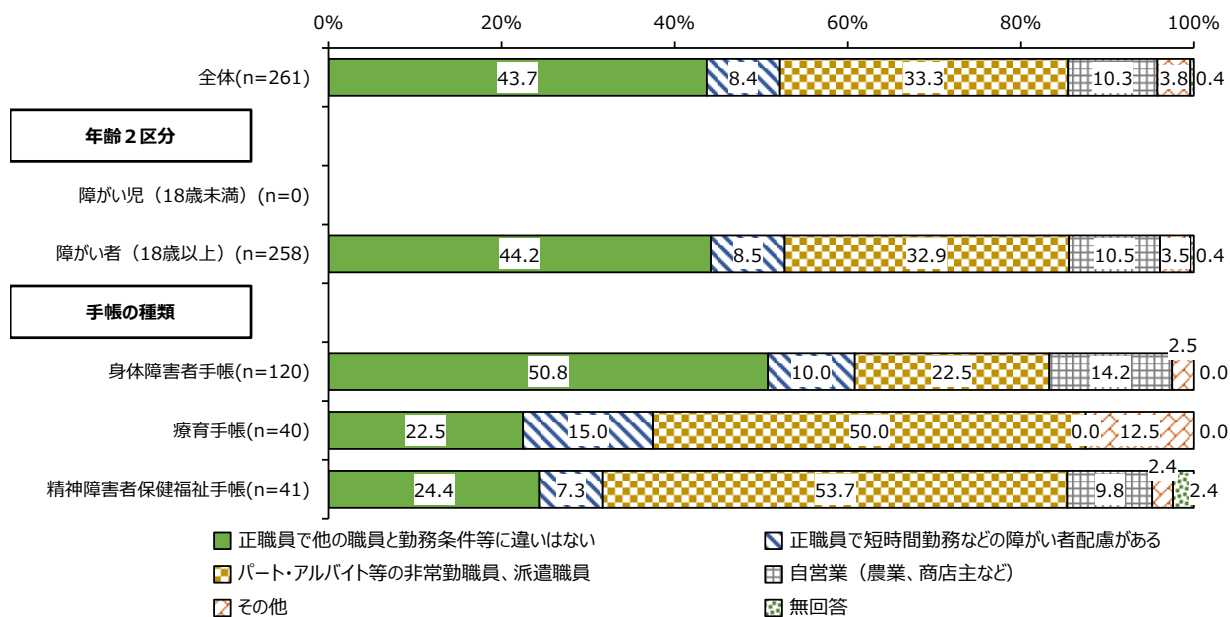


発達障がい種別においては、「自閉症」が14.7%と最も多く、次いで「注意欠陥・多動性障がい (ADHD)」が5.7%、「学習障がい (LD)」が4.4%などとなっています。また、「診断されたことはない」が59.0%となっています。

年齢2区分でみると、障がい児 (18歳未満) では「自閉症」が46.5%と障がい者 (18歳以上) の8.4%に比べ多くなっています。

## ②仕事について

●どのような働き方で仕事をしていますか。(単数回答)

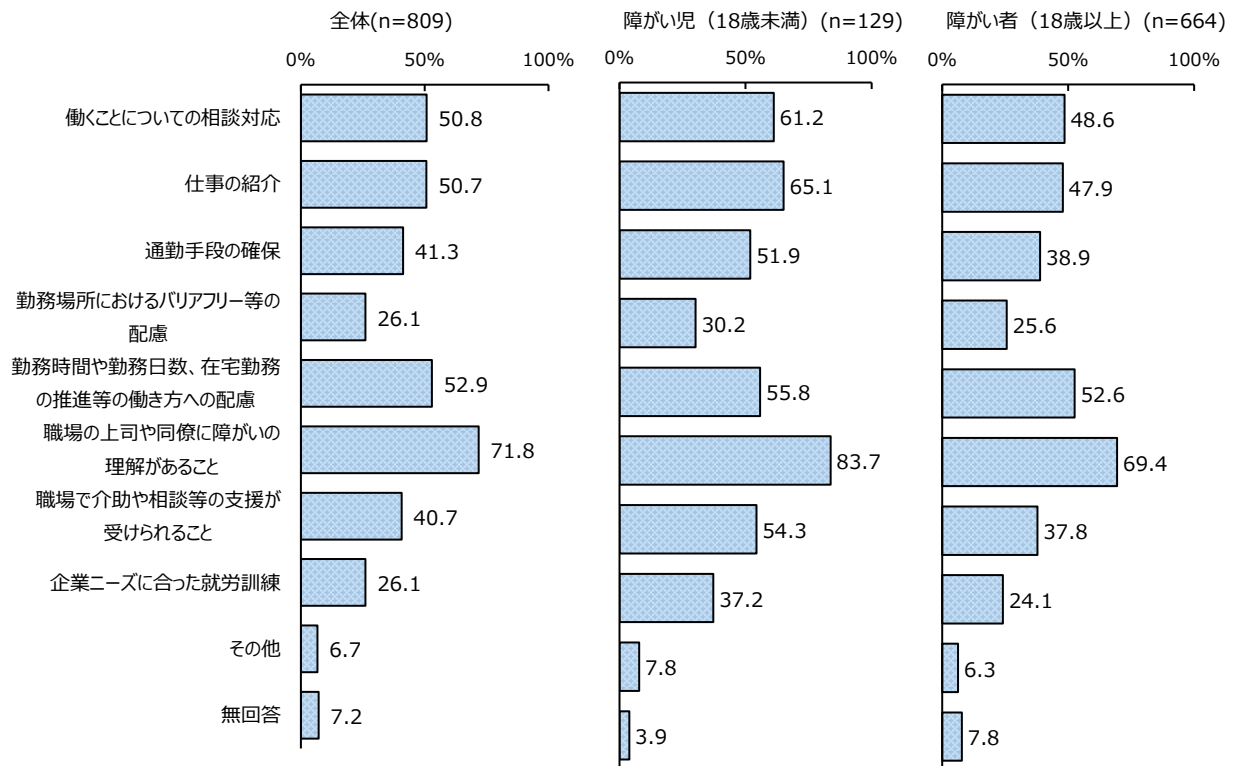


働き方の形態においては、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が43.7%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が33.3%、「自営業（農業、商店主など）」が10.3%などとなっています。

手帳の種類でみると、身体障害者手帳では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が50.8%と他の手帳に比べ多くなっています。また、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳では「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」がそれぞれ50.0%、53.7%と身体障害者手帳の22.5%に比べ多くなっています。



●障がいのある人への就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

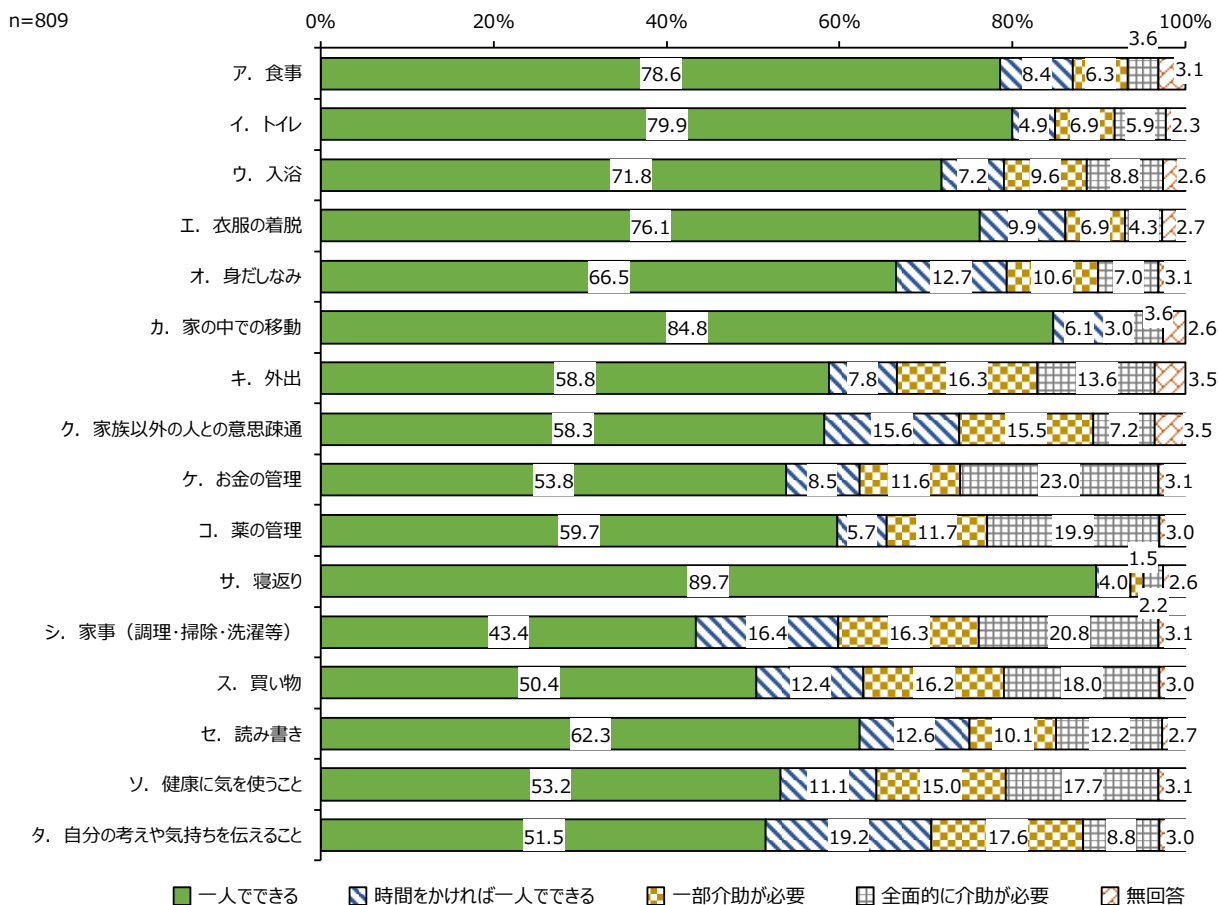


就労支援に必要だと思うことにおいては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が71.8%と最も多く、次いで「勤務時間や勤務日数、在宅勤務の推進等の働き方への配慮」が52.9%、「働くことについての相談対応」が50.8%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児(18歳未満)では「仕事の紹介」が65.1%、「職場で介助や相談等の支援が受けられること」が54.3%、「企業ニーズに合った就労訓練」が37.2%と全ての就労支援について障がい者(18歳以上)と比べ多くなっています。

### ③住まい・暮らしについて

●あなたはどの程度一人で行えますか。

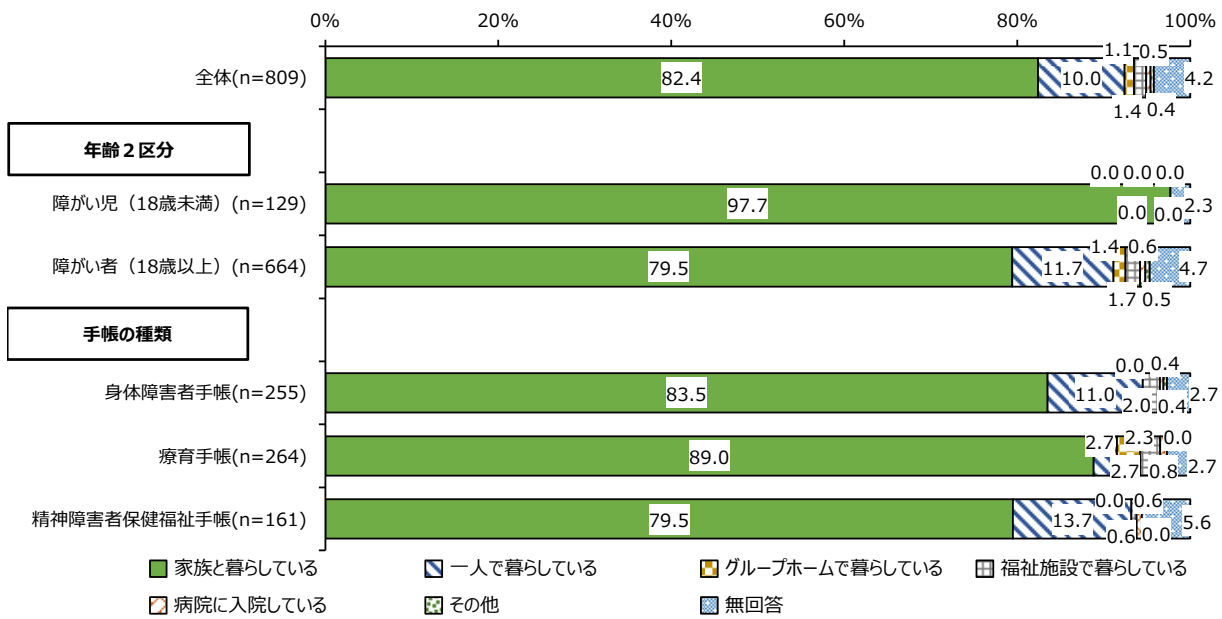


一人で行える程度においては、「一人で行える」が最も多くなっているのは「サ. 寝返り」の 89.7%となっており、次いで「カ. 家の中での移動」の 84.8%、「イ. トイレ」の 79.9%、「ア. 食事」の 78.6%などとなっています。

一方、「一部介助が必要」と「全面的に介助が必要」をあわせた“介助が必要”が最も多くなっているのは「シ. 家事（調理・掃除・洗濯等）」の 37.1%となっており、次いで「ケ. お金の管理」の 34.6%、「ス. 買い物」の 34.2%、「ソ. 健康に気を使うこと」の 32.7%、「コ. 薬の管理」の 31.6%などとなっています。

●現在どのように暮らしていますか。（単数回答）

<現在の暮らし方>

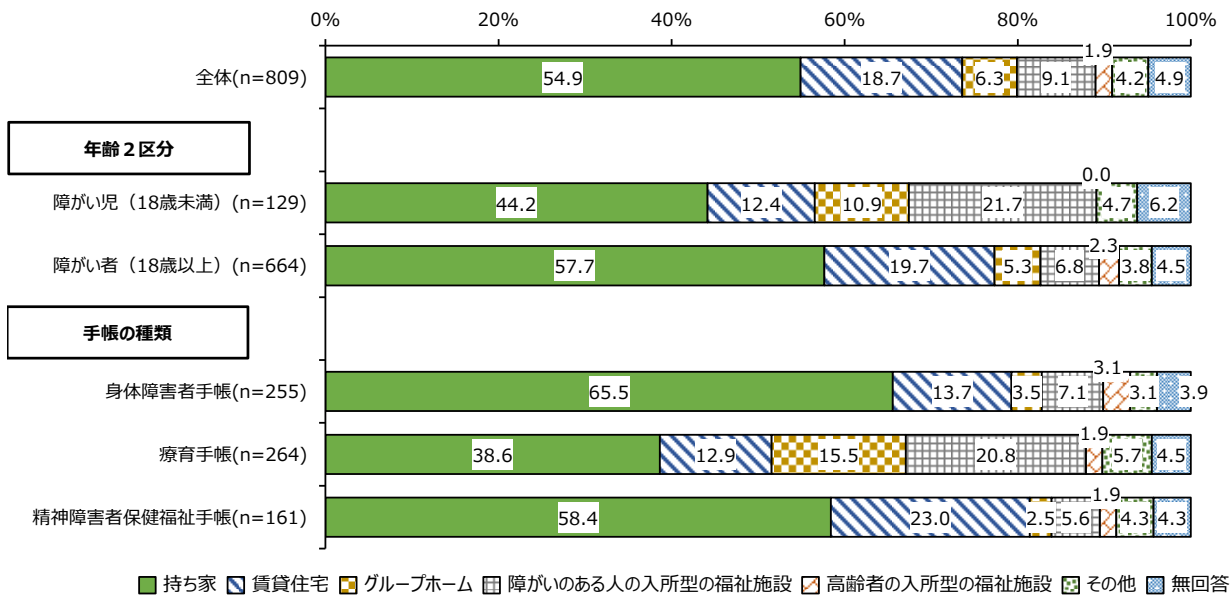


現在の暮らし方においては、「家族と暮らしている」が 82.4%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が 10.0%、「福祉施設で暮らしている」が 1.4%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「家族と暮らしている」が 97.7%と障がい者（18歳以上）の 79.5%に比べ多くなっています。

手帳の種類でみると、精神障害者保健福祉手帳では「一人で暮らしている」が 13.7%と他の手帳に比べ多くなっています。

●今後どのような住まいが適していると思いますか。（単数回答）

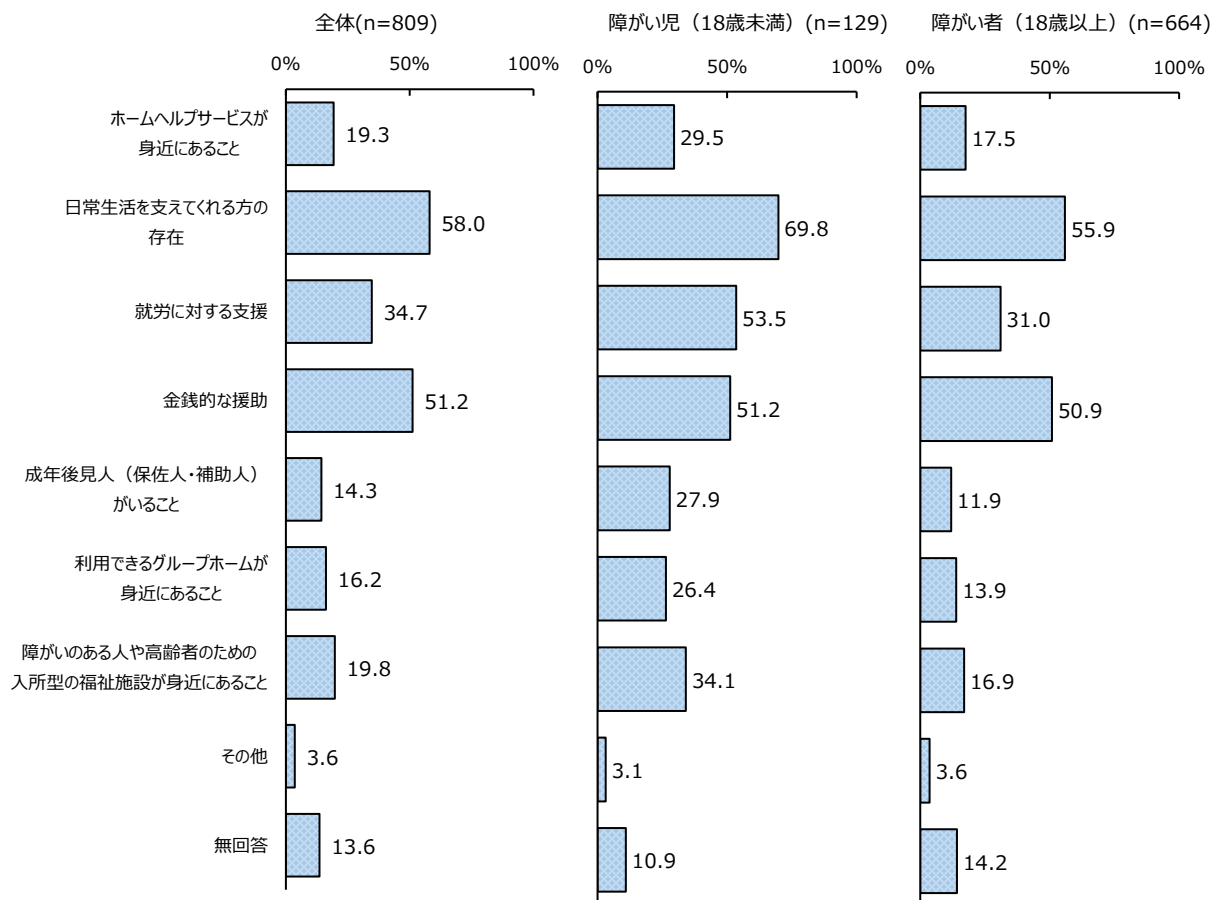


今後適していると思う住まいにおいては、「持ち家」が 54.9%と最も多く、次いで「賃貸住宅」が 18.7%、「障がいのある人の入所型の福祉施設」が 9.1%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい者（18歳以上）では「持ち家」が 57.7%と障がい児（18歳未満）の 44.2%に比べ多くなっています。

手帳の種類でみると、それぞれ「持ち家」が多くなっていますが、療育手帳では「グループホーム」の 15.5%、「障がいのある人の入所型の福祉施設」の 20.8%といった宿泊型の施設が多く、精神障害者保健福祉手帳では「賃貸住宅」の 23.0%が多くなっています。

● 今後、住まいで暮らすために必要なことはどのようなことだと思いますか。



適していると思う住まいで暮らすために必要なことにおいては、「日常生活を支えてくれる方の存在」が58.0%と最も多く、次いで「金銭的な援助」が51.2%、「就労に対する支援」が34.7%などとなっています。

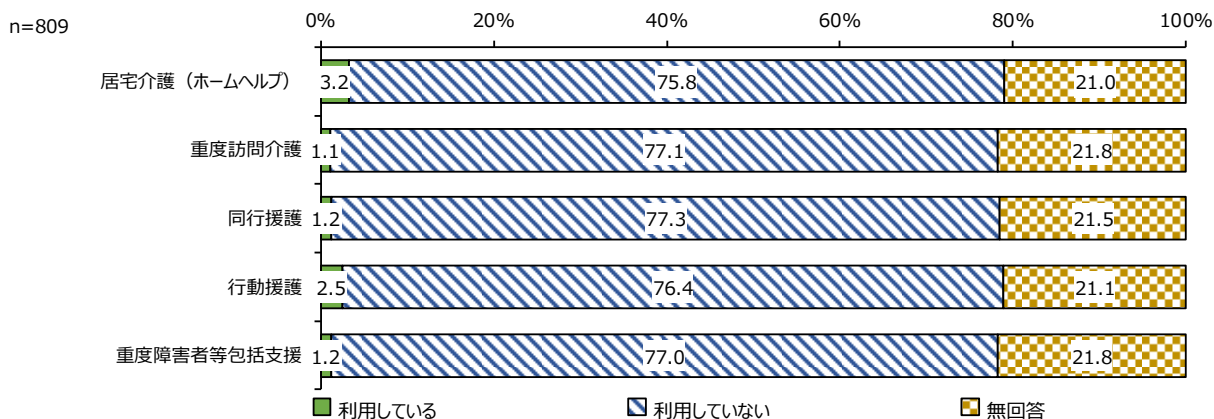
年齢2区分で見ると、障がい児(18歳未満)では「就労に対する支援」が53.5%と障がい者(18歳以上)の31.0%に比べ多く、また「障がいのある人や高齢者のための入所型の福祉施設が身近にあること」が34.1%と障がい者(18歳以上)の16.9%に比べ多くなっています。

#### ④障害福祉サービス等の現在の利用状況、今後の利用意向について

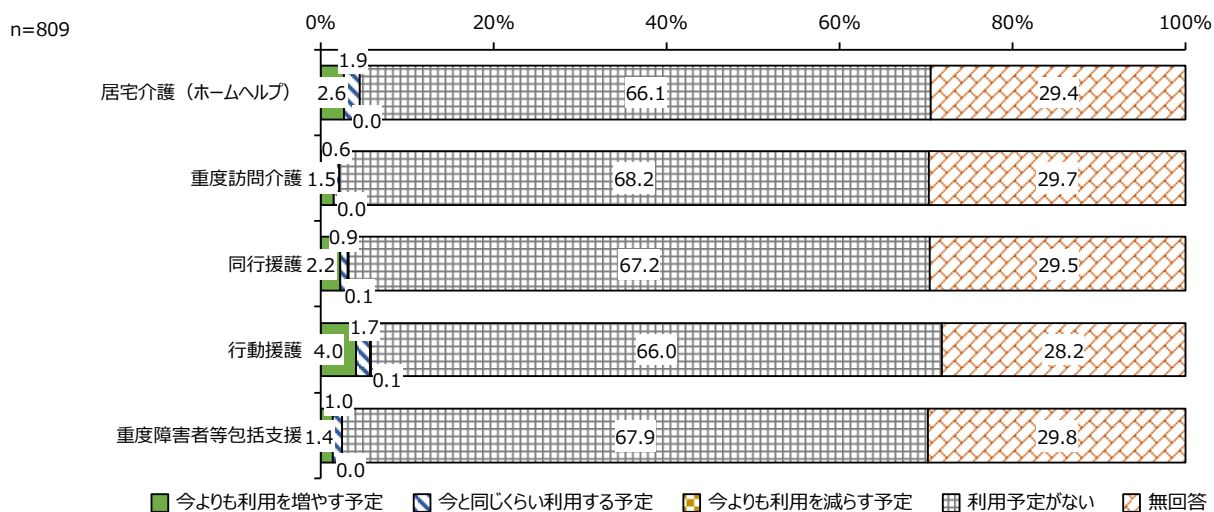
●現在、次のサービスを利用していますか。また、これから利用する予定はありますか。

##### ◆訪問系サービス

〈現在の利用状況〉



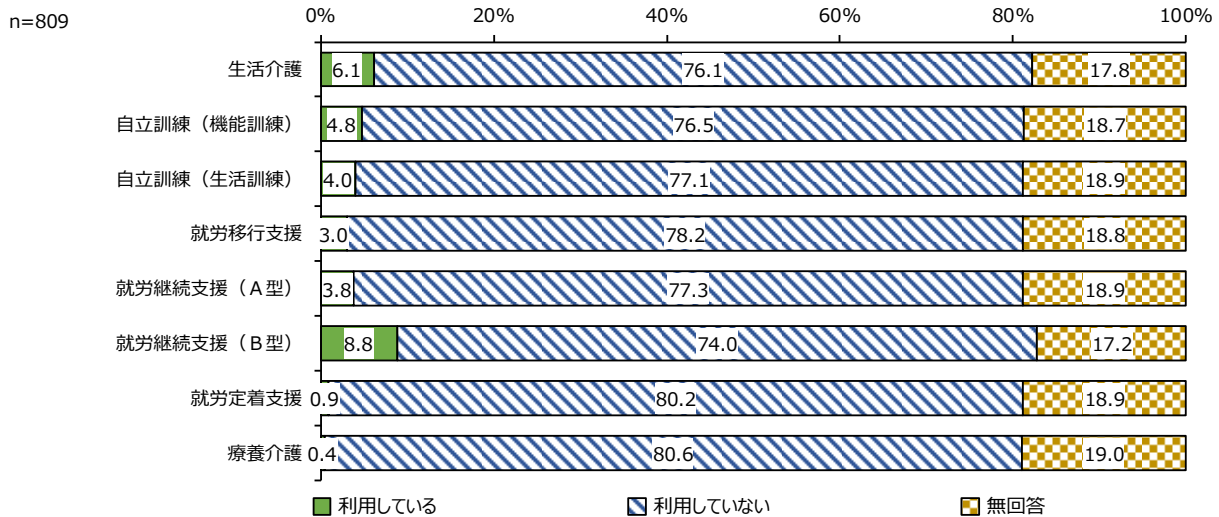
〈今後の利用意向〉



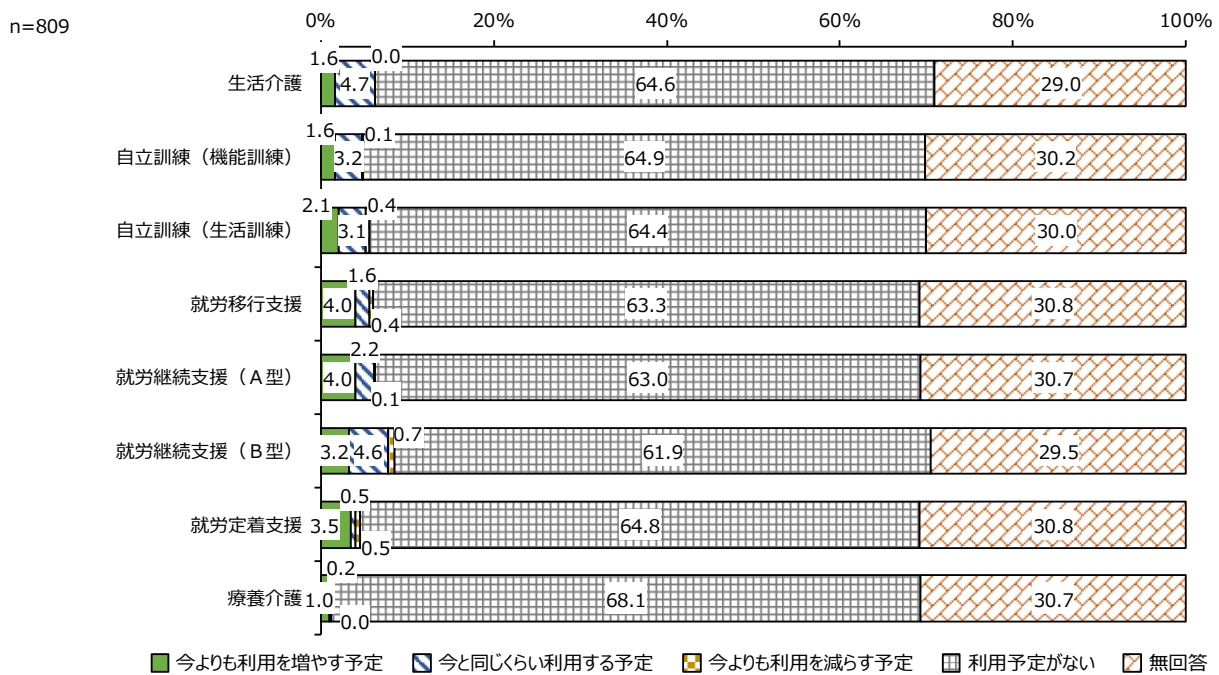
訪問系サービスの現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「居宅介護 (ホームヘルプ)」の 3.2%となっています。  
 今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「行動援護」の 4.0%となっています。

## ◆日中活動系サービス

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

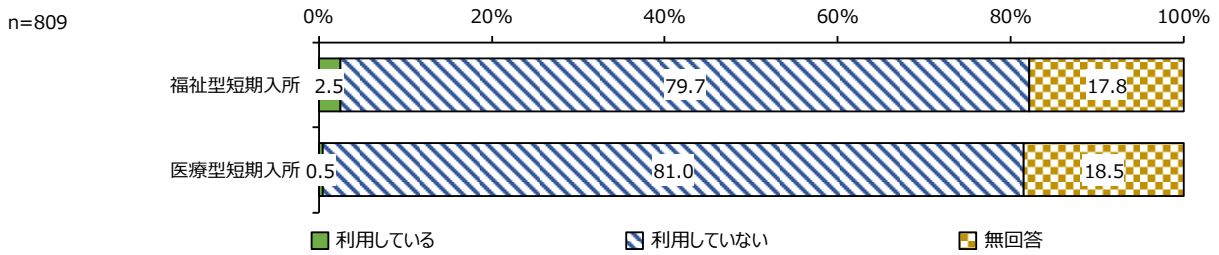


日中活動系サービスの現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「就労継続支援（B型）」の 8.8%となっています。

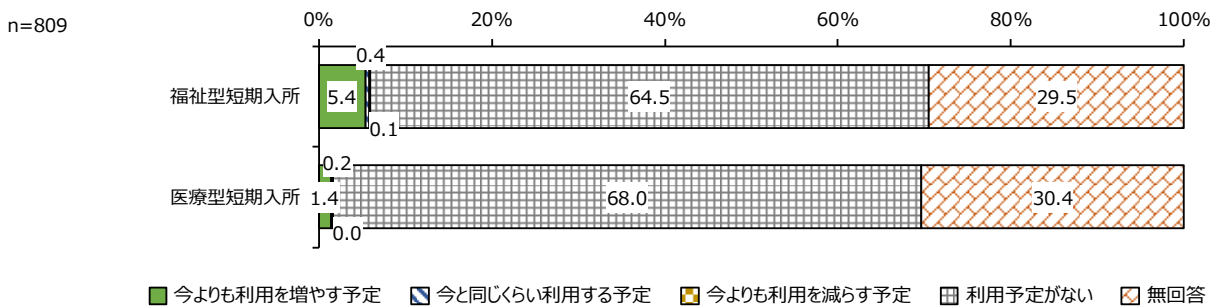
今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「就労移行支援」と「就労継続支援（A型）」が、ともに 4.0%となっています。

## ◆短期入所（ショートステイ）

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉



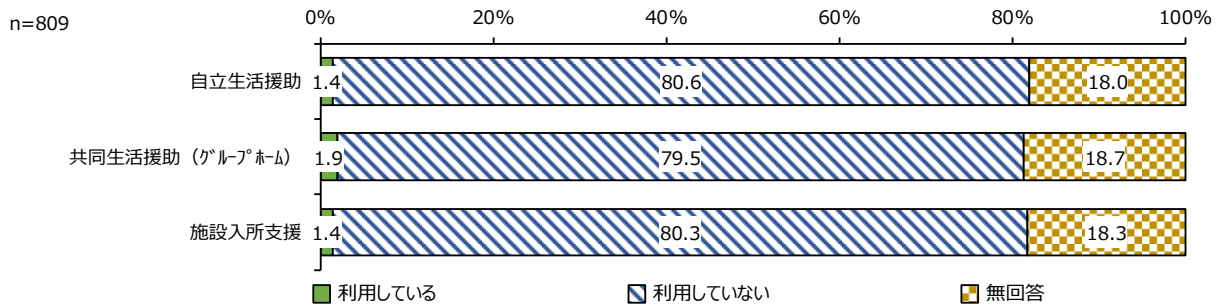
短期入所（ショートステイ）の現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「福祉型短期入所」の2.5%となっています。

今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「福祉型短期入所」の5.4%となっています。

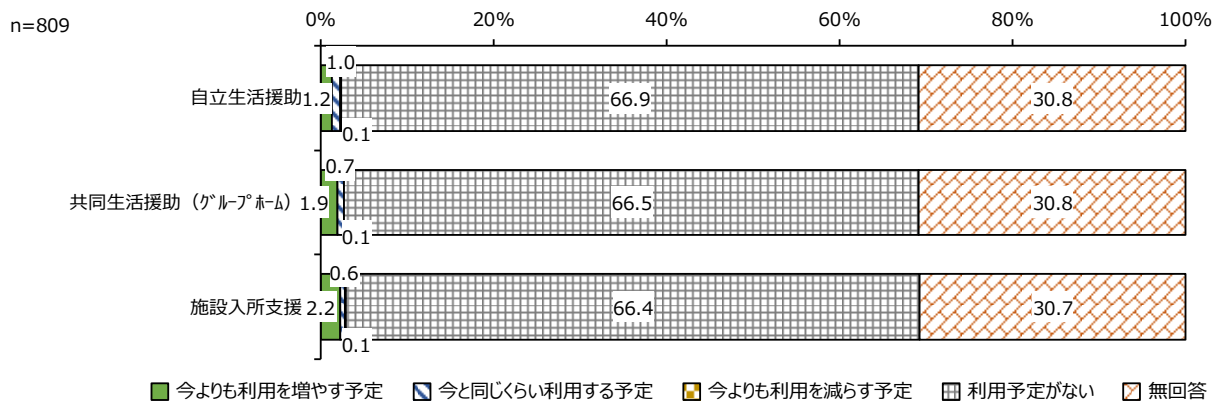


## ◆居住系サービス

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

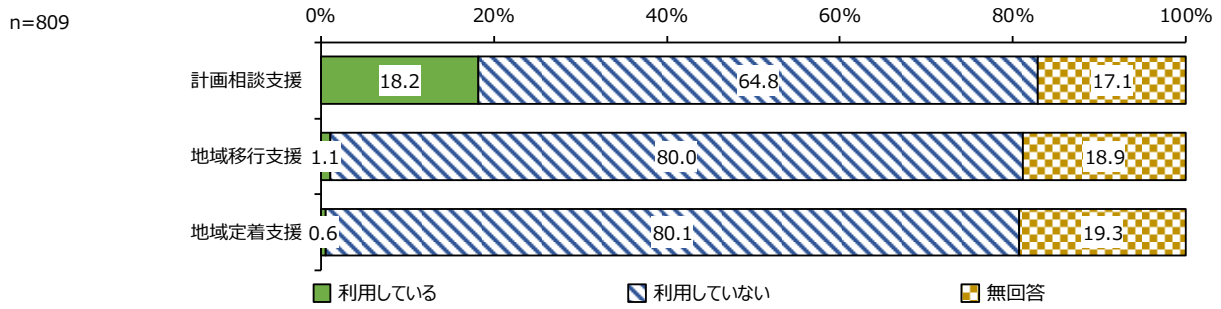


居住系サービスの現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「共同生活援助 (グループホーム)」の 1.9% となっています。

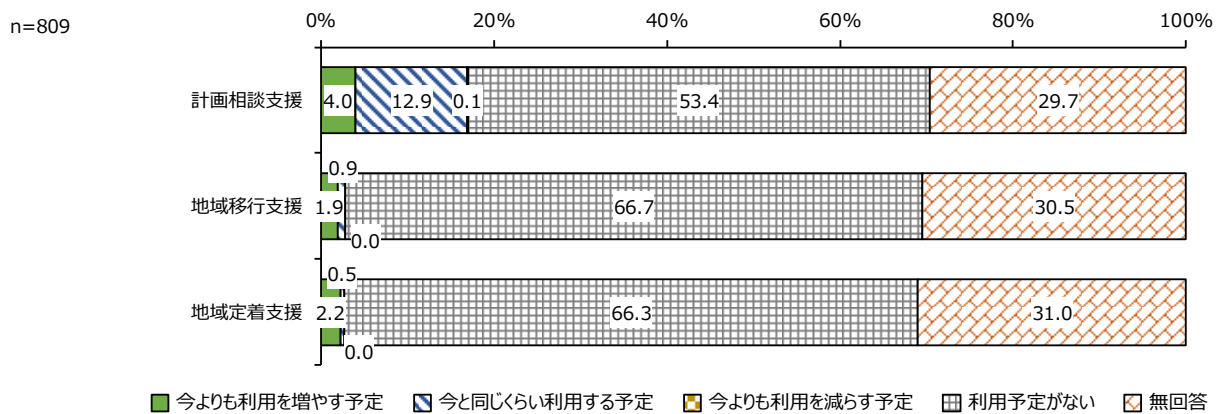
今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「施設入所支援」の 2.2% となっています。

## ◆相談支援

### 〈現在の利用状況〉



### 〈今後の利用意向〉

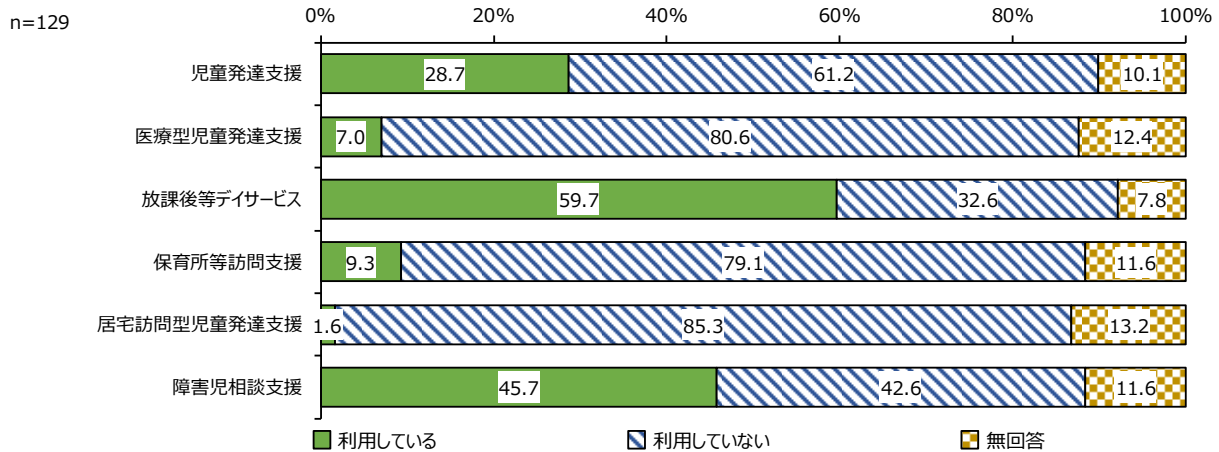


相談支援の現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「計画相談支援」の18.2%となっています。

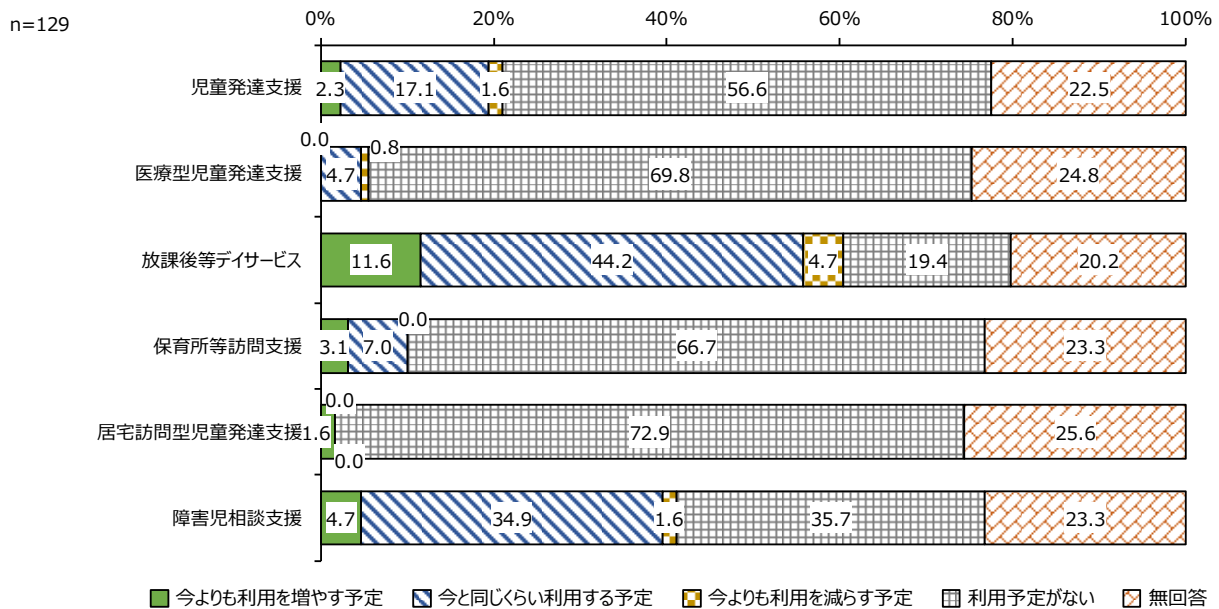
今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「計画相談支援」の4.0%となっています。

## ◆障害児支援

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

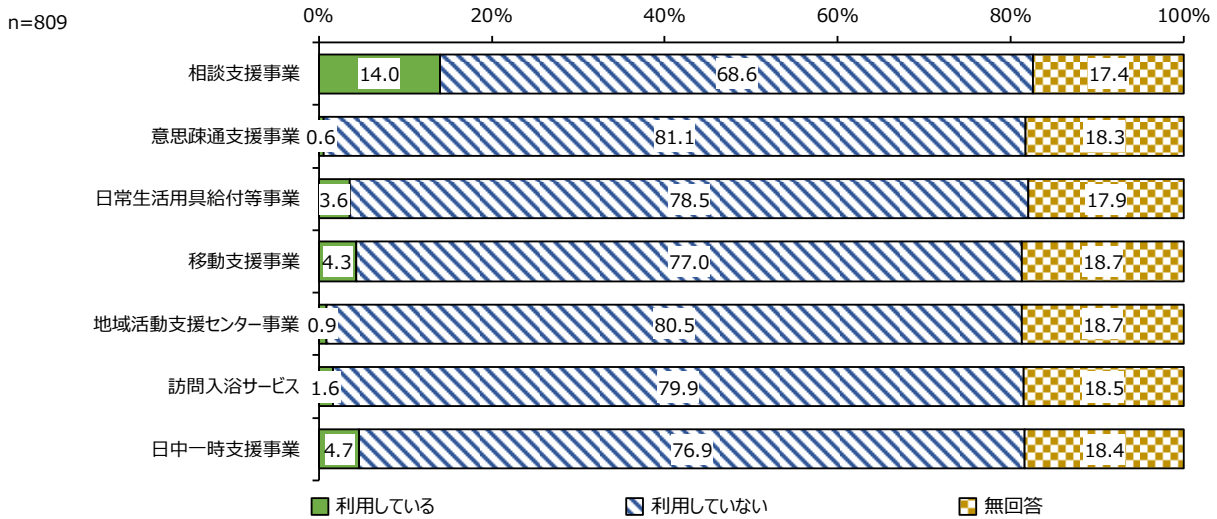


障害児支援の現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「放課後等デイサービス」の59.7%となっています。

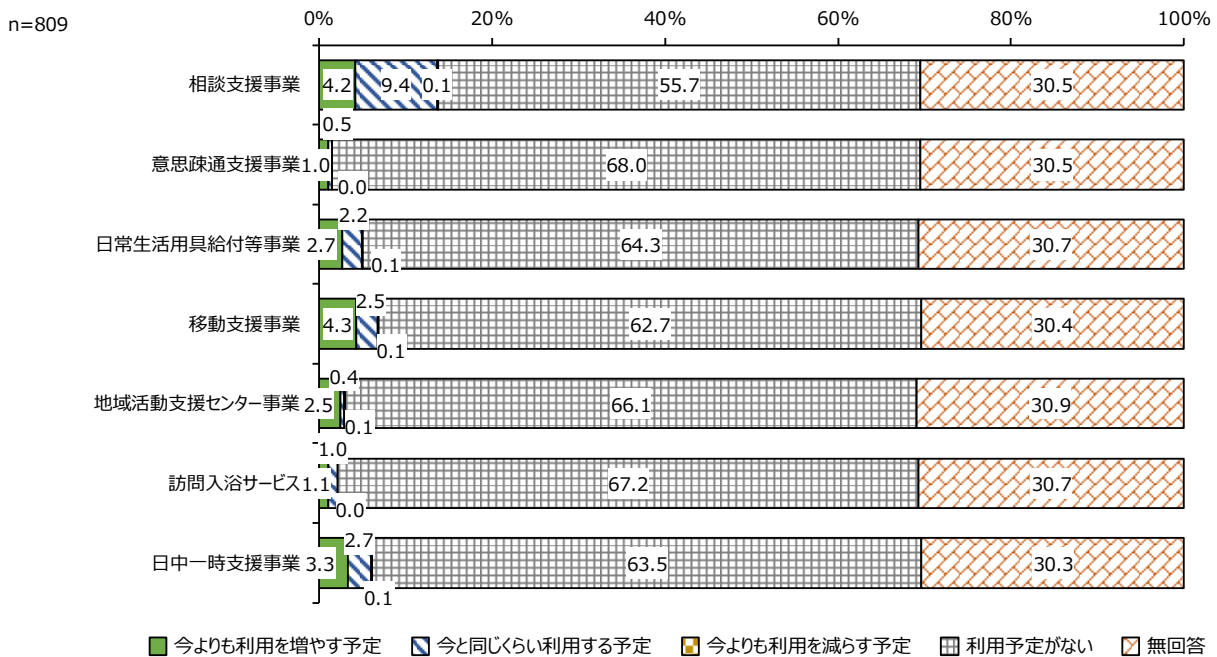
今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「放課後等デイサービス」の11.6%となっています。

## ◆地域生活支援事業

〈現在の利用状況〉



〈今後の利用意向〉

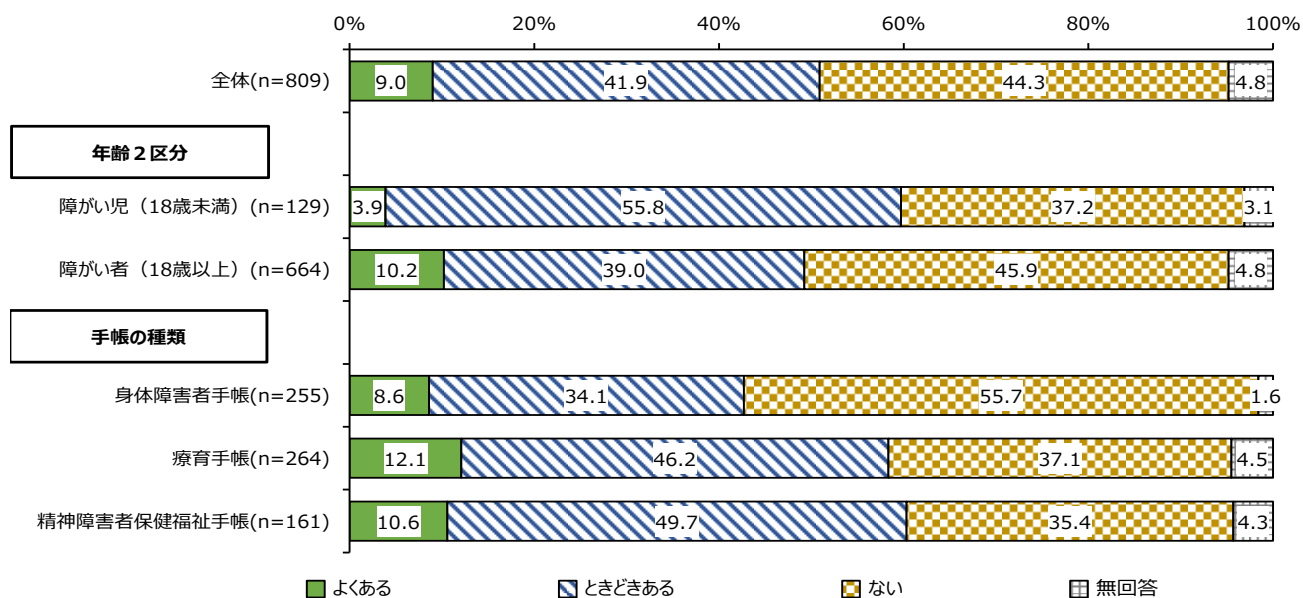


地域生活支援事業の現在の利用状況においては、「利用している」が最も多くなっているのは「相談支援事業」の14.0%となっています。

今後の利用意向においては、「今よりも利用を増やす予定」が最も多くなっているのは「移動支援事業」の4.3%となっています。

## ⑤生活の環境や安全・安心について

●障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。  
（単数回答）

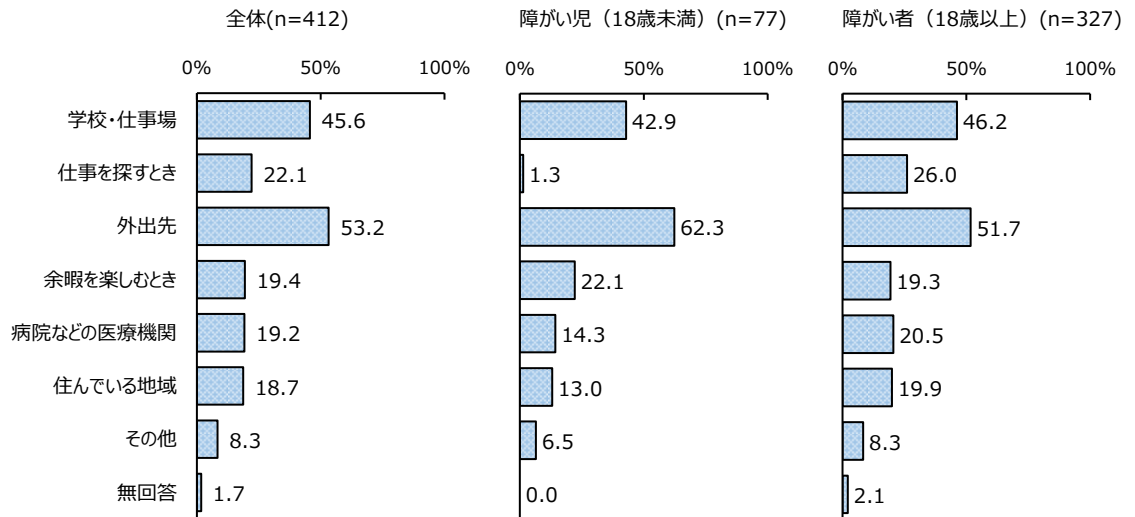


差別や嫌な思いをする（した）経験においては、「よくある」が9.0%、「ときどきある」が41.9%、「ない」が44.3%となっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「よくある」と「ときどきある」を合わせた『ある』が59.7%と障がい者（18歳以上）の49.2%に比べ多くなっています。

手帳の種類でみると、精神障害者保健福祉手帳では『ある』が60.3%と他の手帳に比べ多くなっています。

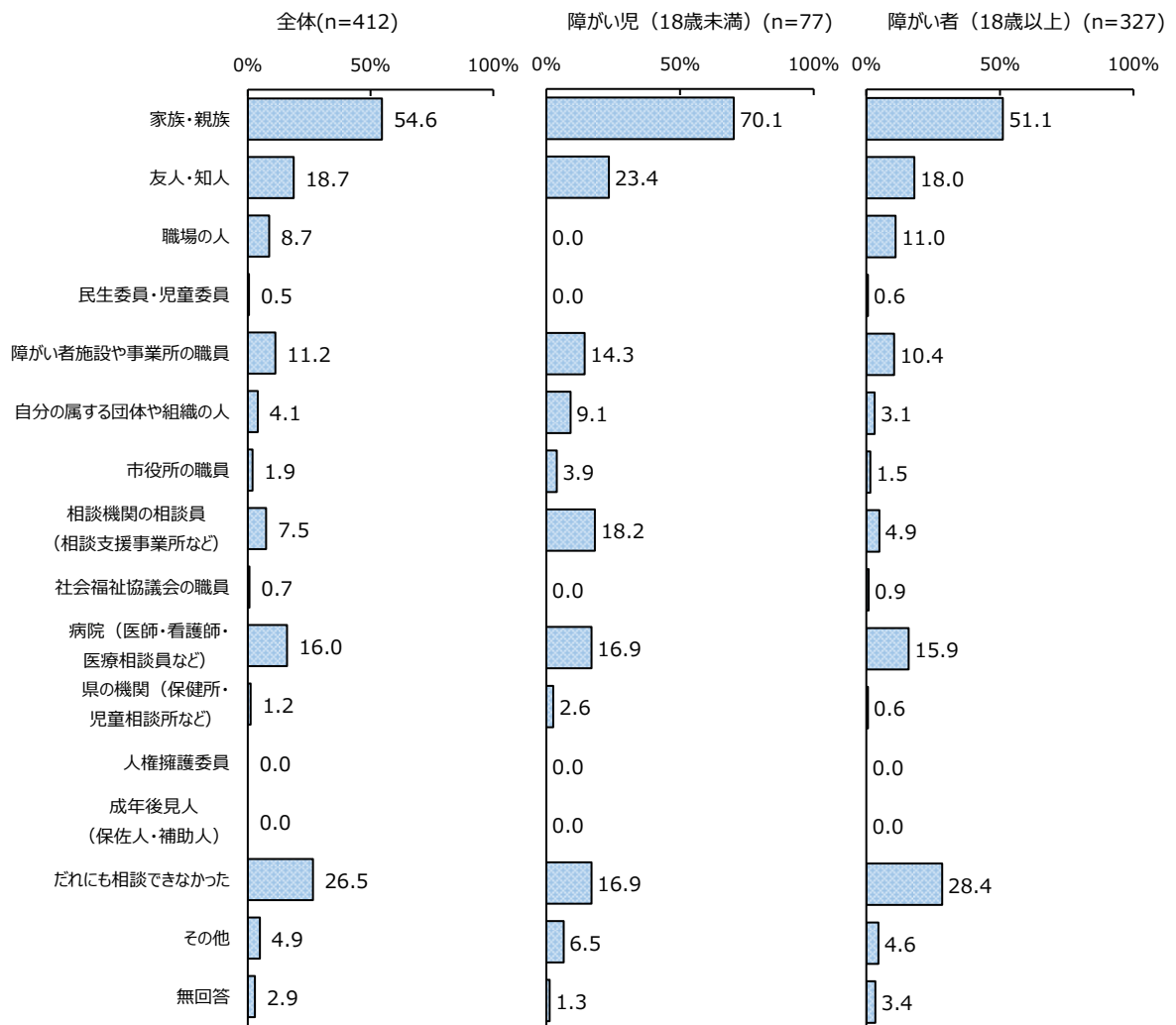
●どのような場所・場面で差別や嫌な思いをしましたか。



差別や嫌な思いをした場所においては、「外出先」が53.2%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が45.6%、「仕事を探すとき」が22.1%などとなっています。

年齢2区分で見ると、障がい児（18歳未満）では「外出先」が62.3%と障がい者（18歳以上）の51.7%に比べ多くなっています。

●そのときに、誰かに相談しましたか。（複数回答）



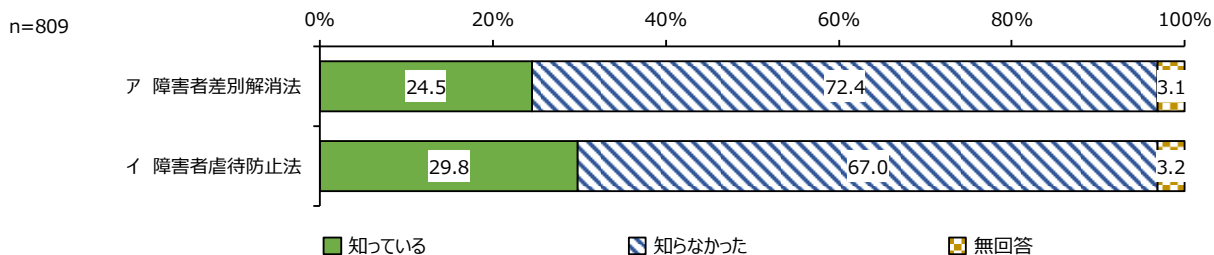
差別や嫌な思いをしたことの相談においては、「家族・親族」が 54.6%と最も多く、次いで「誰にも相談できなかった」が 26.5%、「友人・知人」が 18.7%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18 未満）では「家族・親族」が 70.1%と障がい者（18 歳以上）の 51.1%に比べ多くなっています。

## ⑤生活の環境や安全・安心について—法制度の認知について—

●以下の法・制度について知っていますか。

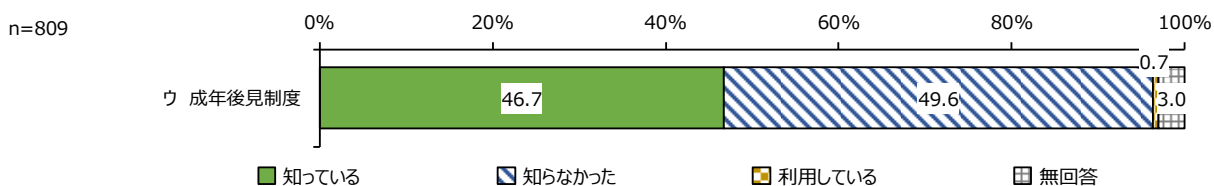
### <障がい者に対する法律について>



障害者差別解消法の認知においては、「知っている」が24.5%、「知らなかった」が72.4%となっています。

障害者虐待防止法の認知においては、「知っている」が29.8%、「知らなかった」が67.0%となっています。

### <成年後見制度について>

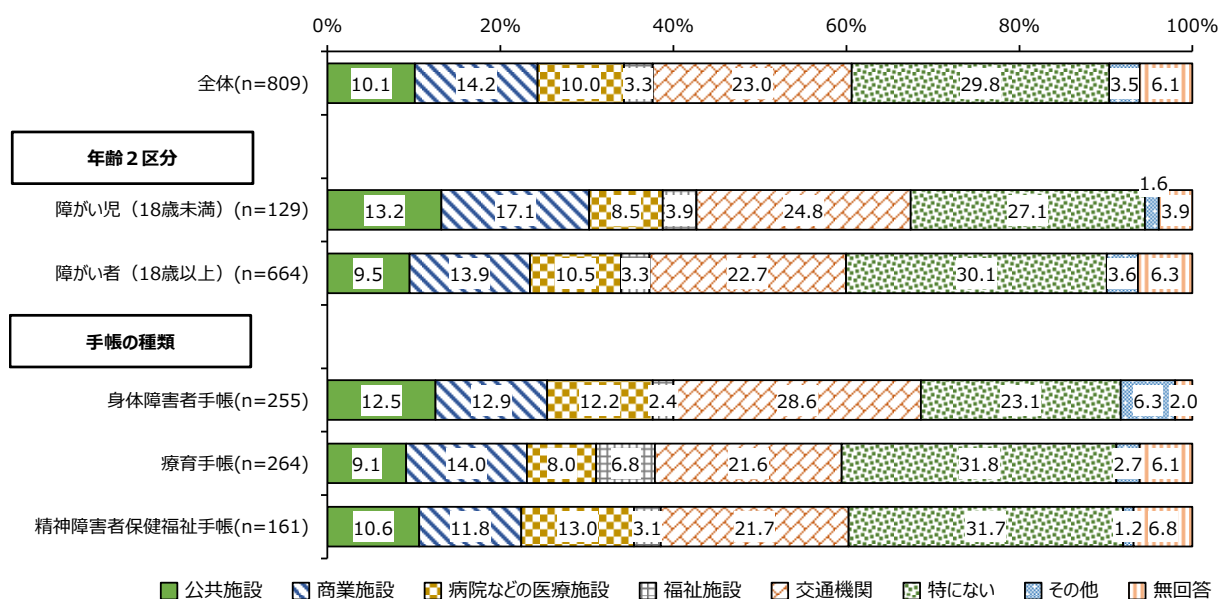


成年後見制度の認知においては、「知っている」が46.7%、「知らなかった」が49.6%となっています。



## ⑤生活の環境や安全・安心について—環境整備について—

●ユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）を通じて環境を整えてほしい施設はどこですか。（単数回答）



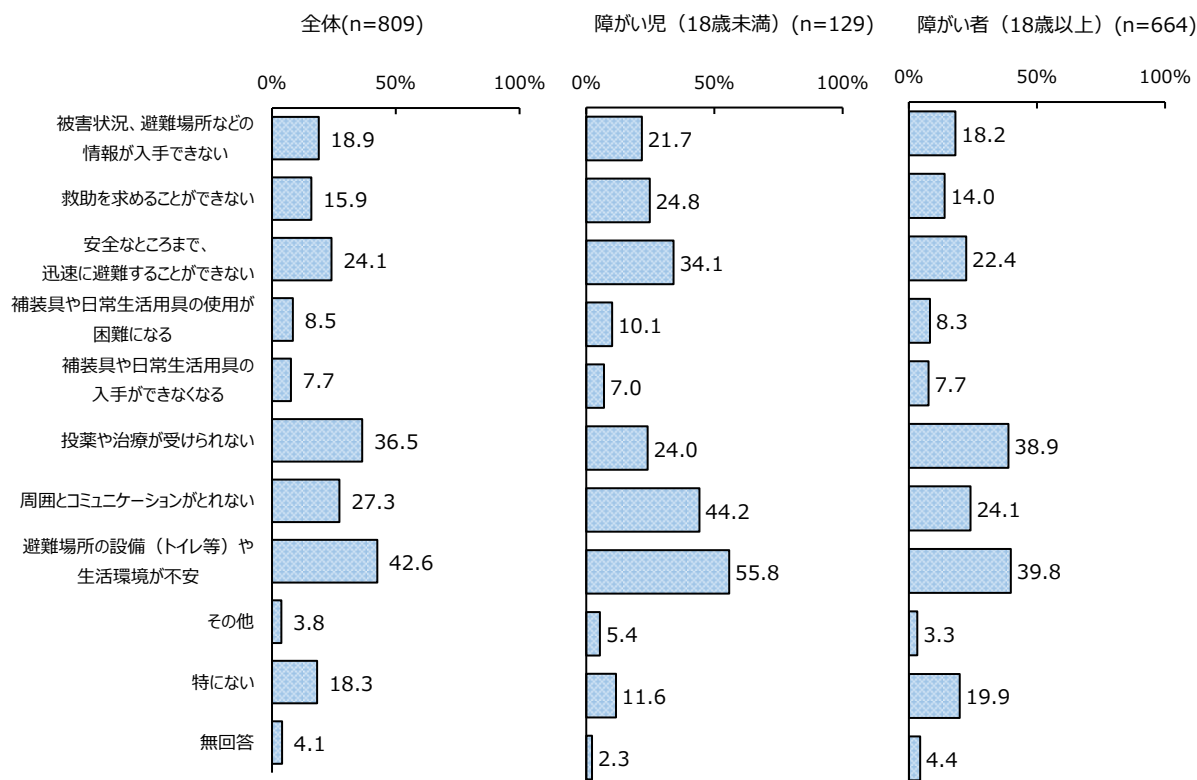
ユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）を通じて環境を整えてほしい施設においては、「交通機関」が23.0%と最も多く、次いで「商業施設」が14.2%、「公共施設」が10.1%、「病院などの医療施設」が10.0%となっています。また、「特にない」が29.8%となっています。

年齢2区分で見ると、「特にない」を除き、障がい児（18歳未満）、障がい者（18歳以上）ともに「交通機関」が多くなっています。

手帳の種類で見ると、身体障害者手帳では「交通機関」が28.6%と他の手帳に比べ多くなっています。

## ⑤生活の環境や安全・安心について—災害時について—

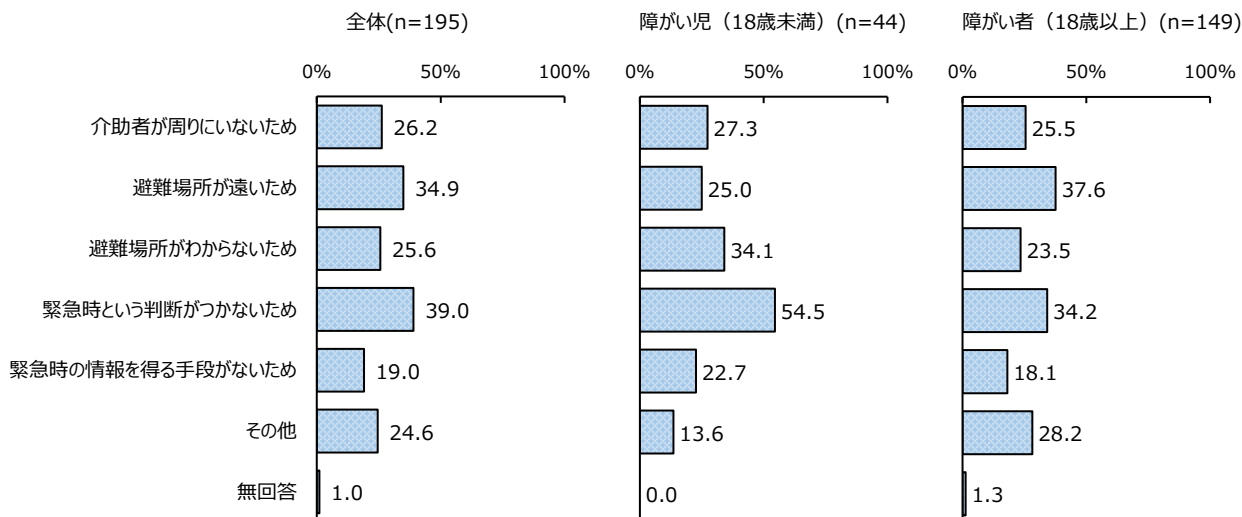
●火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（複数回答）



災害時の困りごとにおいては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 42.6%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が 36.5%、「周囲とコミュニケーションが取れない」が 27.3%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 55.8%と最も多く、次いで「周囲とコミュニケーションが取れない」が 44.2%となっています。

● 「安全なところまで、迅速に避難することができない」理由について

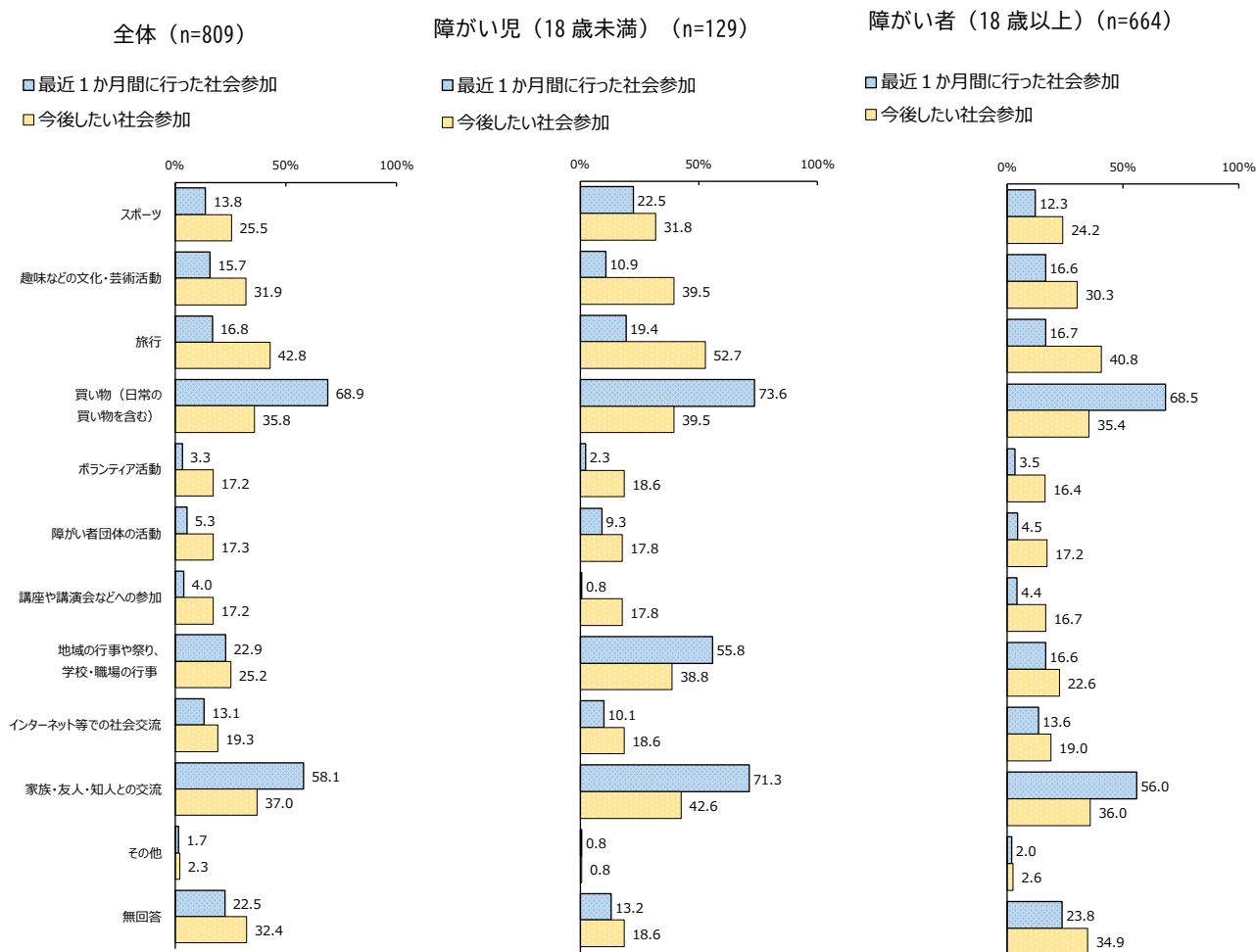


避難できない理由においては、「緊急時という判断がつかないため」が39.0%と最も多く、次いで「避難場所が遠いため」が34.9%、「介助者が周りにいないため」が26.2%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「緊急時という判断がつかないため」が54.5%と最も多く、次いで「避難場所がわからないため」が34.1%となっており、障がい者（18歳以上）の「緊急時という判断がつかないため」が34.2%、「避難場所がわからないため」が23.5%に比べ多くなっています。また、障がい者（18歳以上）では「避難場所が遠いため」が37.6%で最も多くなっています。

## ⑥社会参加について

●最近どのような社会参加をしていますか。また、今後どのような社会参加をしたいと思いますか。（複数回答）



最近1か月に行った社会参加においては、「買い物（日常の買い物を含む）」が68.9%と最も多く、次いで「家族・友人・知人との交流」が58.1%、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が22.9%などとなっています。

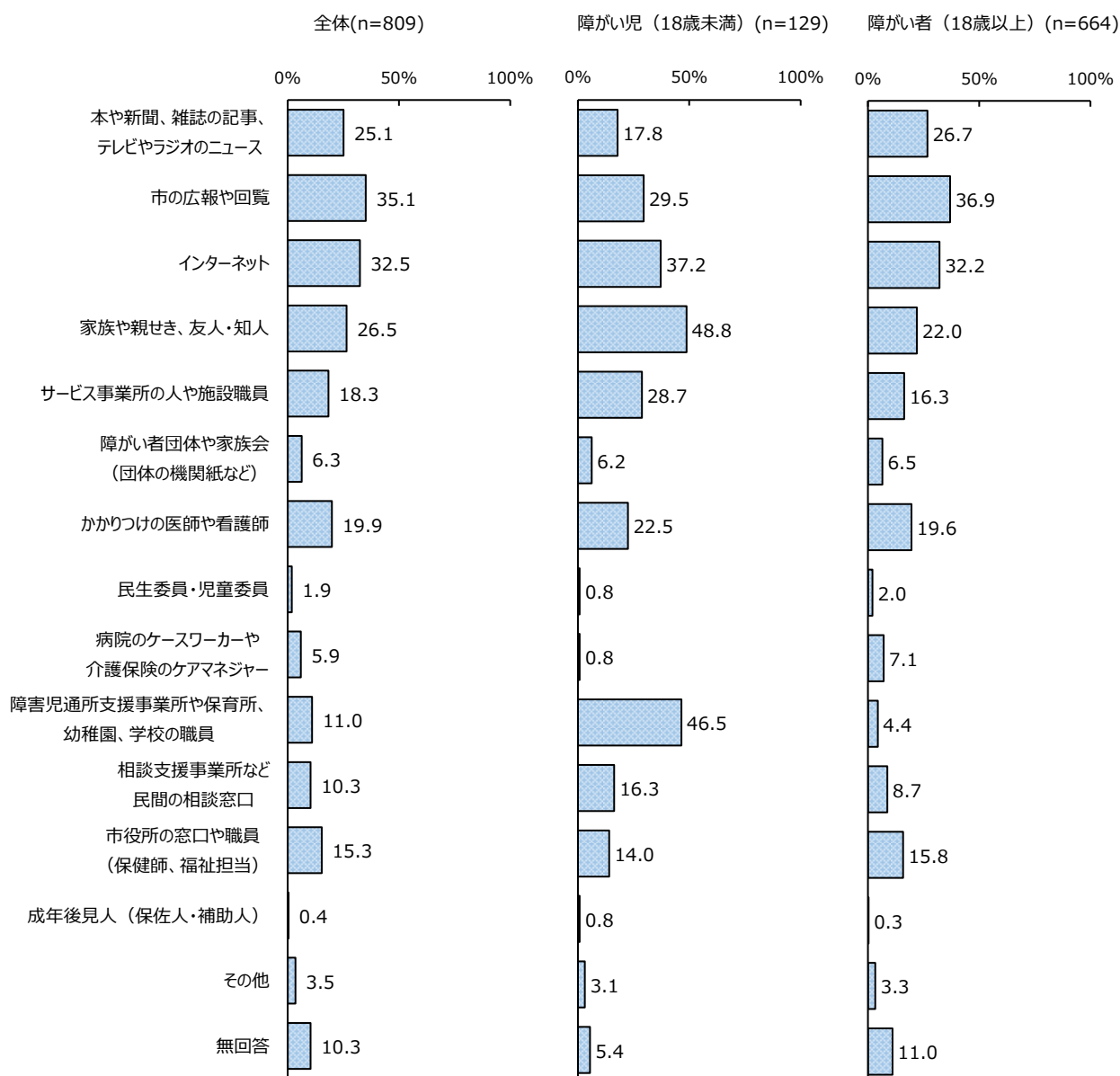
年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「スポーツ」が22.5%と障がい者（18歳以上）の12.3%に比べ多くなっています。

また、今後したい社会参加においては、「旅行」が42.8%と最も多く、次いで「家族・友人・知人との交流」が37.0%、「買い物（日常の買い物を含む）」が35.8%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい者（18歳以上）では「インターネット等での社会交流」が19.0%と障がい児（18歳未満）の18.6%に比べ多くなっています。

## ⑦相談支援について—情報の入手方法—

●障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答）



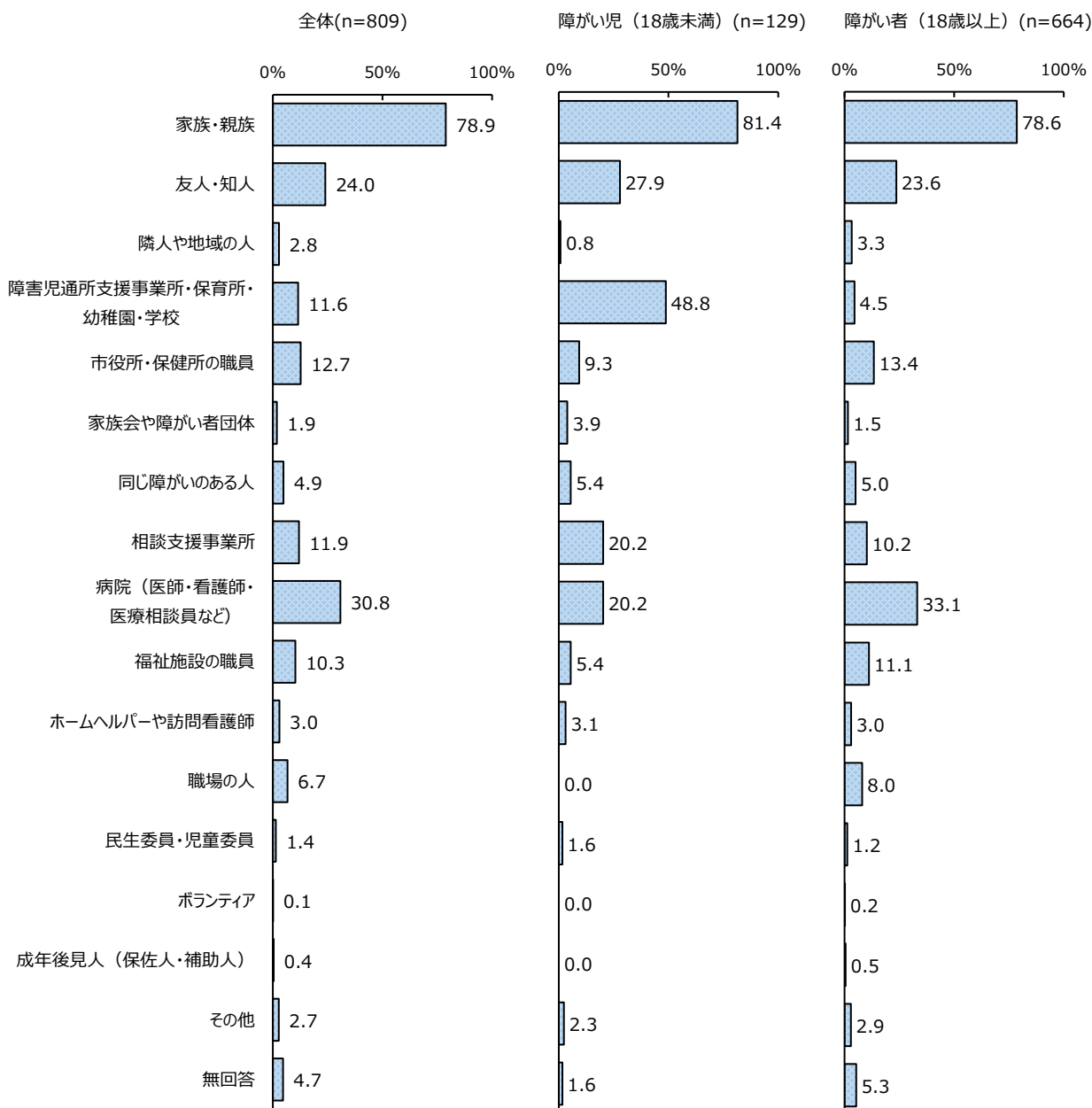
障がい・福祉サービスなどに関する情報の入手方法においては、「市の広報や回覧」が35.1%と最も多く、次いで「インターネット」が32.5%、「家族や親せき・友人・知人」が26.5%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「家族や親せき・友人・知人」が48.8%と障がい者（18歳以上）の22.0%に比べ多くなっています。

また、障がい者（18歳以上）では「市の広報や回覧」が36.9%で最も多くなっています。

## ⑦相談支援について一困った時の相談先

●困ったときの主な相談先はどこですか。（複数回答）

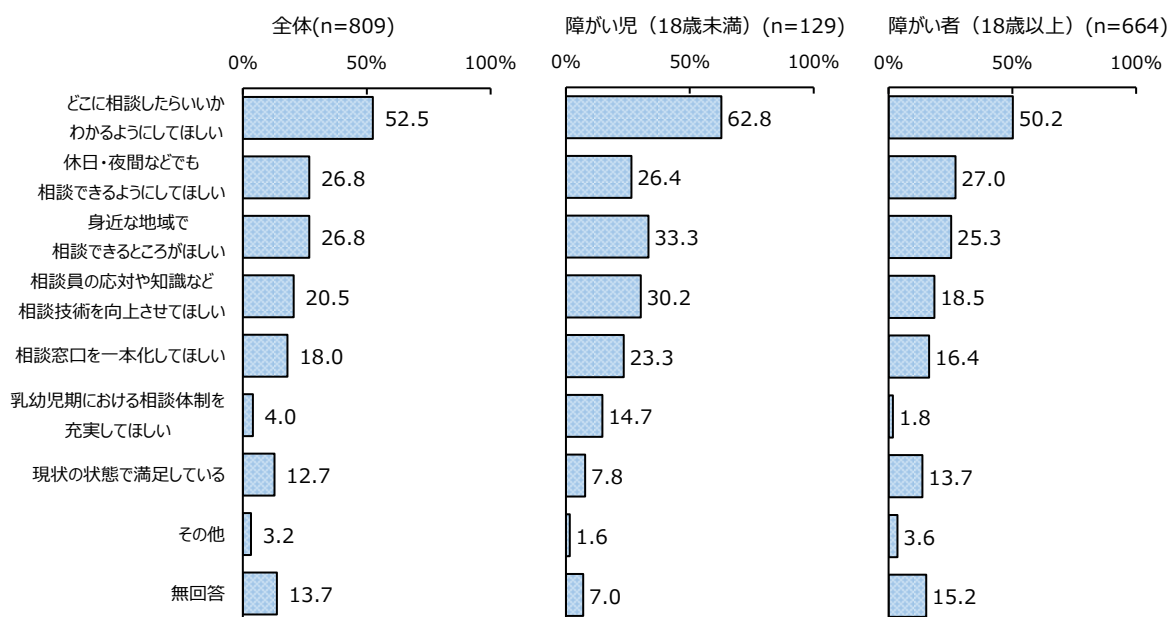


困った時の主な相談先においては、「家族・親族」が78.9%と最も多く、次いで「病院（医師・看護師・医療相談員など）」が30.8%、「友人や知人」が24.0%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「障害児通所支援事業所・保育所・幼稚園・学校」が48.8%と障がい者（18歳以上）の4.5%に比べ多くなっています。

## ⑦相談支援について—希望する相談体制—

●今後、福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。

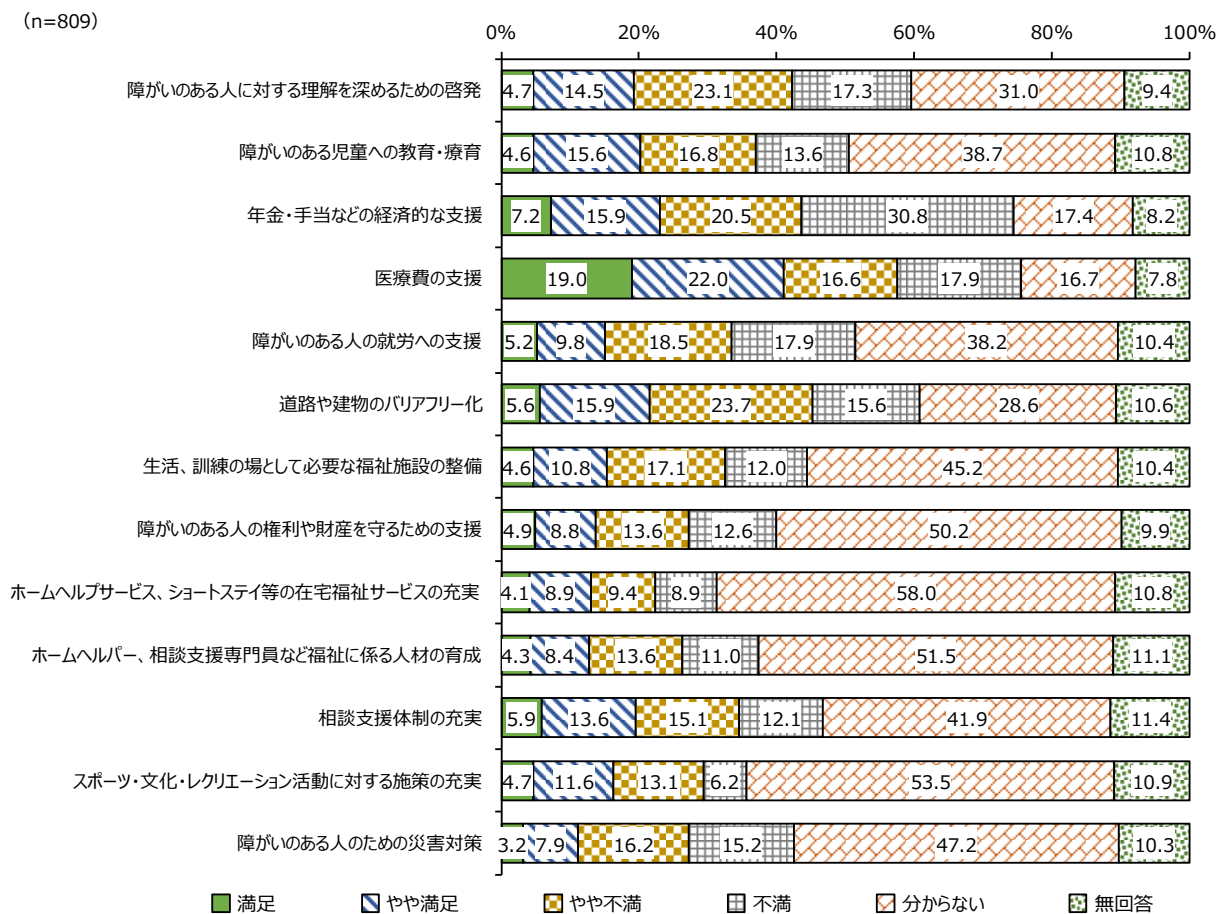


希望する相談体制においては、「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が52.5%と最も多く、次いで「休日・夜間などでも相談できるようにしてほしい」、「身近な地域で相談できるところがほしい」がともに26.8%などとなっています。

年齢2区分でみると、障がい児（18歳未満）では「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が62.8%と障がい者（18歳以上）の50.2%に比べ多くなっています。

## ⑧その他一障がい者施策の現時点の満足度、重要度

●以下の項目について、どの程度満足されていますか。（単数回答）

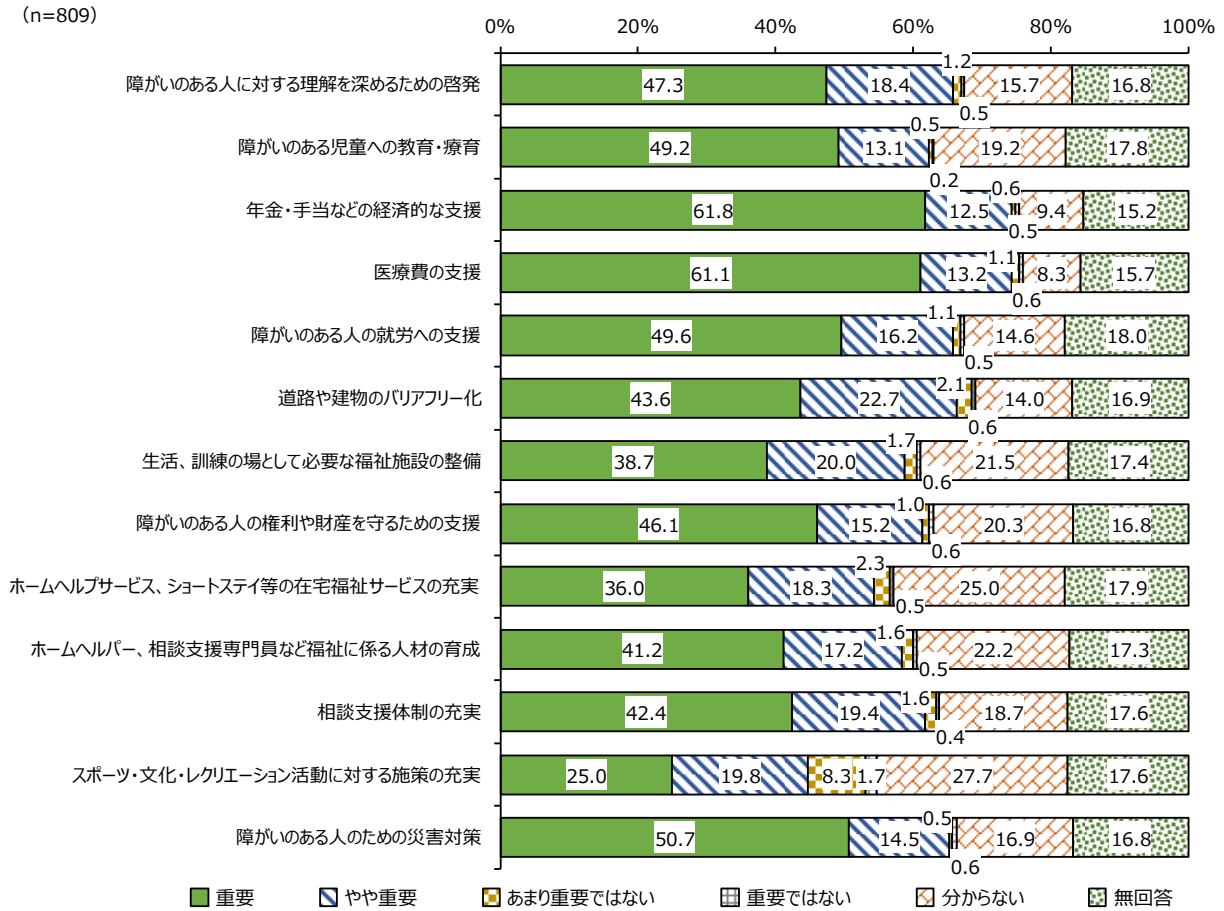


三島市の障がい者施策の現時点の満足度においては、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』が最も多くなっているのは「医療費の支援」の41.0%となっており、次いで「年金・手当などの経済的な支援」の23.1%、「道路や建物のバリアフリー化」の21.5%、「障がいのある児童への教育・療育」の20.2%などとなっています。

一方、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』が最も多くなっているのは「年金・手当などの経済的な支援」の51.3%、次いで「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」の40.4%、「道路や建物のバリアフリー化」の39.3%、「障がいのある人の就労への支援」の36.4%、「医療費の支援」の34.5%などとなっています。



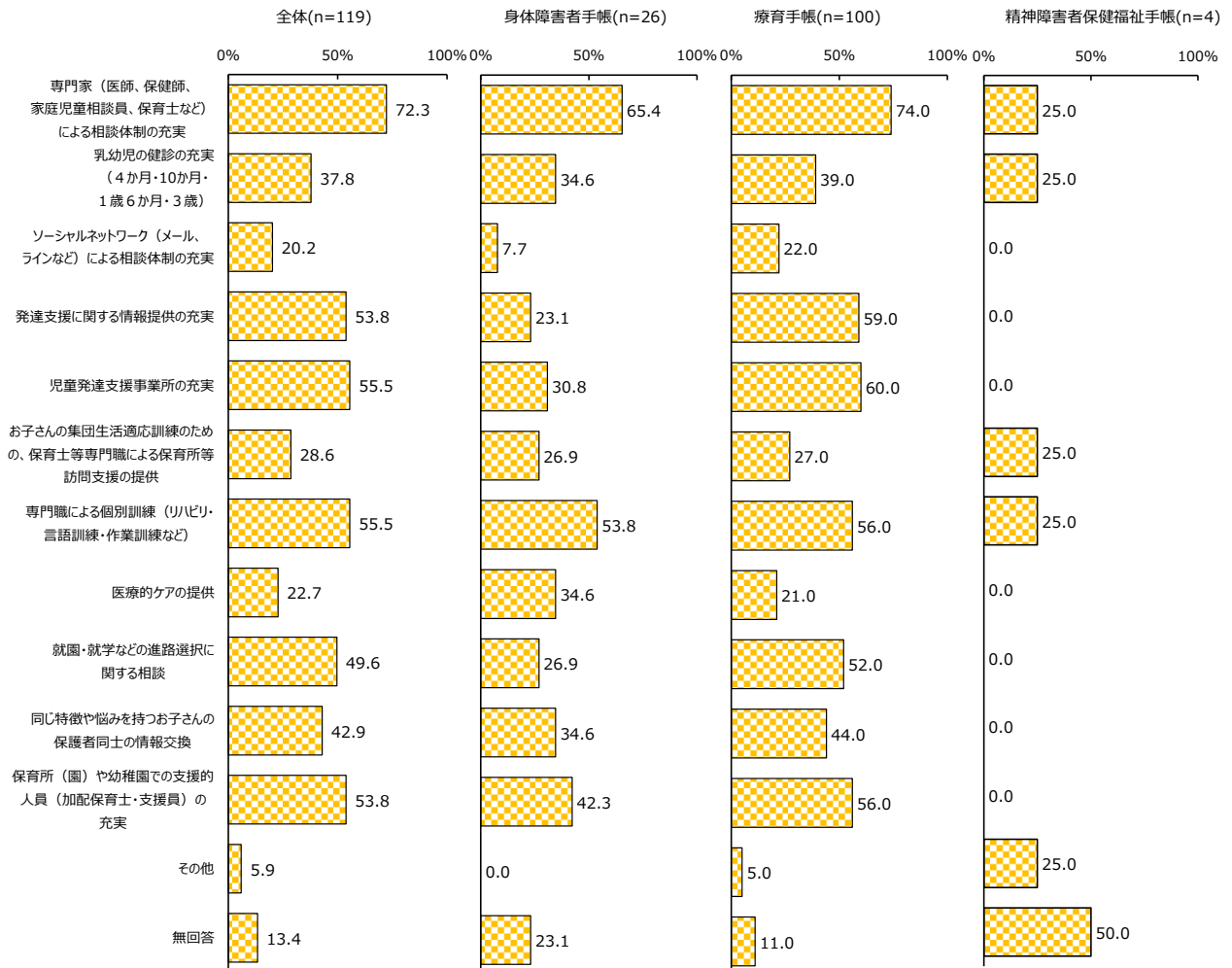
●以下の項目について、今後どのくらい重要だと思いますか。（単数回答）



三島市の障がい者施策の今後の重要度においては、「重要」と「やや重要」を合わせた『重要』が最も多くなっているのは「年金・手当などの経済的な支援」と「医療費の支援」が、ともに74.3%となっており、次いで「道路や建物のバリアフリー化」の66.3%、「障がいのある人の就労への支援」の65.8%、「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」の65.7%などとなっています。

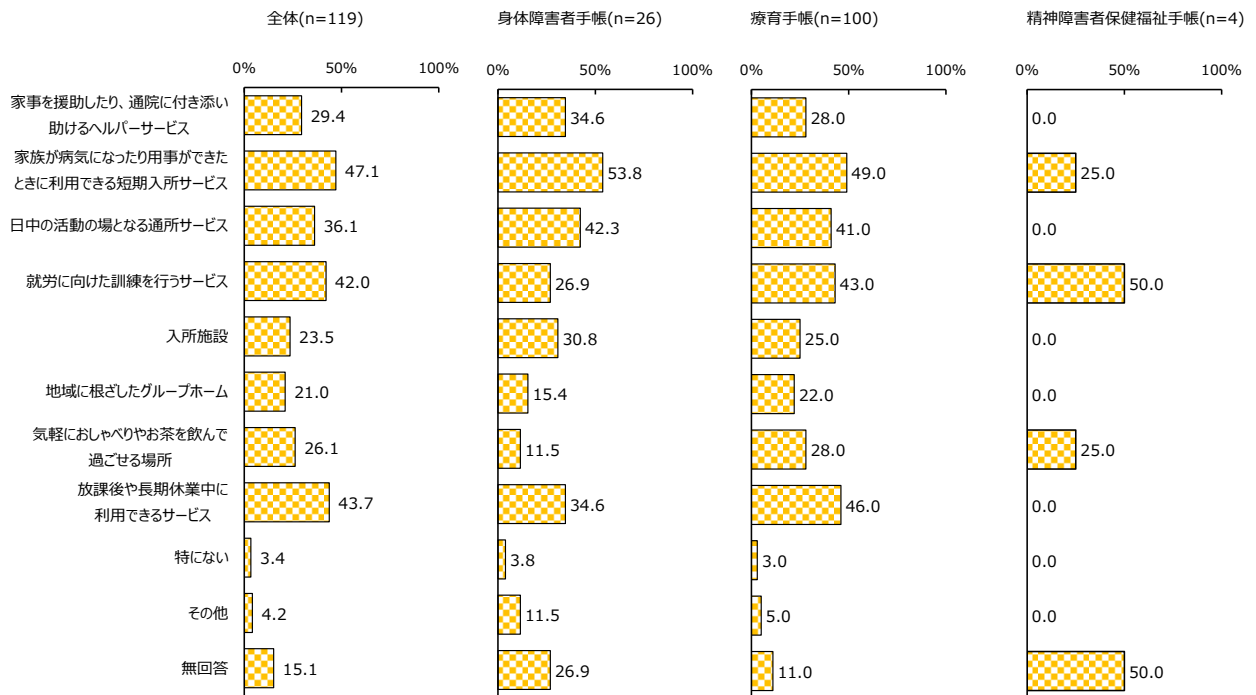
## ◎障がい児施策について

●発達に関する不安や障がいのあるお子さんが早期に適切な支援を受けるために必要なことは何だと思えますか。（複数回答）



発達に関する不安や障がいのあるお子さんが早期に適切な支援を受けるために必要なことにおいては、「専門家（医師、保健師、家庭児童相談員、保育士など）による相談体制の充実」が72.3%と最も多く、次いで「児童発達支援事業所の充実」と「専門職による個別訓練（リハビリ・言語訓練・作業訓練など）」がともに55.5%などとなっています。

●今後どのようなサービスが増えるとよいと思いますか。（複数回答）



今後増えるとよいと思うサービスにおいては、「家族が病気になったり用事ができたときに利用できる短期入所サービス」が 47.1%と最も多く、次いで「放課後や長期休業中に利用できるサービス」が 43.7%、「就労に向けた訓練を行うサービス」が 42.0%、「日中の活動の場となる通所サービス」が 36.1%などとなっています。

## 第5期三島市障害者計画

【素案】

---

令和5年12月発行

発行：三島市

企画・編集：社会福祉部 障がい福祉課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4-47

電話：055-983-2691

FAX：055-976-5555

E-mail：syouhuku@city.mishima.shizuoka.jp

URL：https://www.city.mishima.shizuoka.jp/

---